

令和4年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策

令和5年9月

大 阪 府

目 次

はじめに	1
序 章 おおさかの環境の状況	2
第1章 計画的な環境政策の推進	14
第2章 各分野において講じた施策	
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	17
II 資源循環型社会の構築	31
III 全てのいのちが共生する社会の構築	39
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	43
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	62
各分野における目標に対する現状一覧	73
第3章 2022(令和4)年度に講じた施策【点検・評価シート】	
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築	74
II 資源循環型社会の構築	78
III 全てのいのちが共生する社会の構築	80
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築	81
V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進	84

は じ め に

この報告は、大阪府環境基本条例(平成6年大阪府条例第5号)第9条第1項の規定により、2022 年度(令和4年度)における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じた施策を、「2030 大阪府環境総合計画(2021 年3月策定)」(以下「環境総合計画」といいます。)の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

「おおさかの環境の状況」に関して、太陽光発電設備の導入量は増加しており、府域の温室効果ガスの排出量については、2013年度以降、概ね減少傾向となっています。また、大気環境や水環境においては、二酸化窒素濃度や河川の汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)が長期的に改善傾向にあるなど、おおむね安定的に推移しています。

本府では、地球温暖化による気候変動の影響が既に顕在化しており、今後さらに影響が大きくなることが予測されているため、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボンニュートラル推進本部を設置し、あらゆる主体の意識改革と行動喚起、事業者における脱炭素化の取組促進など、脱炭素・省エネルギー社会の構築に取り組みました。

また、G20 大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の早期達成に向けたプラスチック対策、循環型社会推進計画に基づく3R の推進や食品ロス削減対策など、様々な施策を実施しました。

さらに、健康で安全な暮らしを確保するため、微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と的確な注意喚起の実施のほか、河川等の水質保全対策として、事業者に対する規制指導や生活排水対策に係る普及啓発の取組みなどを実施しました。

一方で、本府は、事業者としての立場も有していることから、府民や事業者、民間団体などすべての主体の模範となるよう環境に配慮した率先行動に取り組みました。

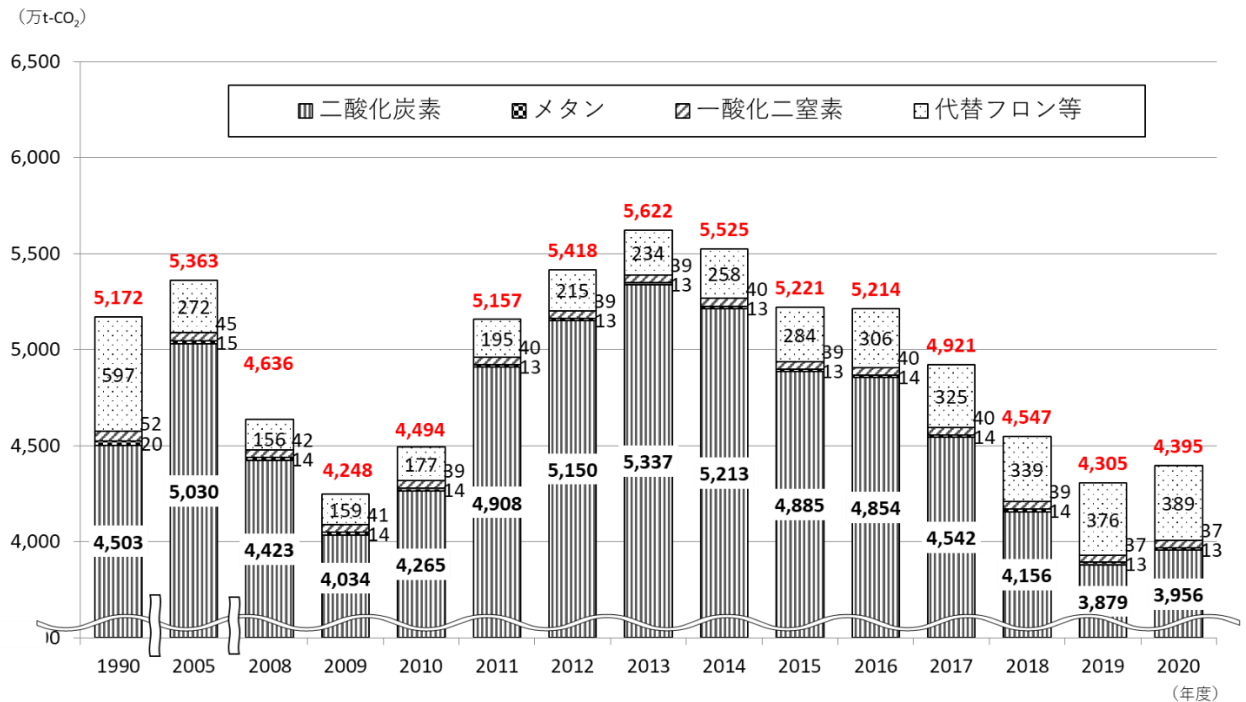
今後とも、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」等を活用し、PDCA サイクルによって環境施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

序章 おおさかの環境の状況

1 脱炭素・省エネルギー

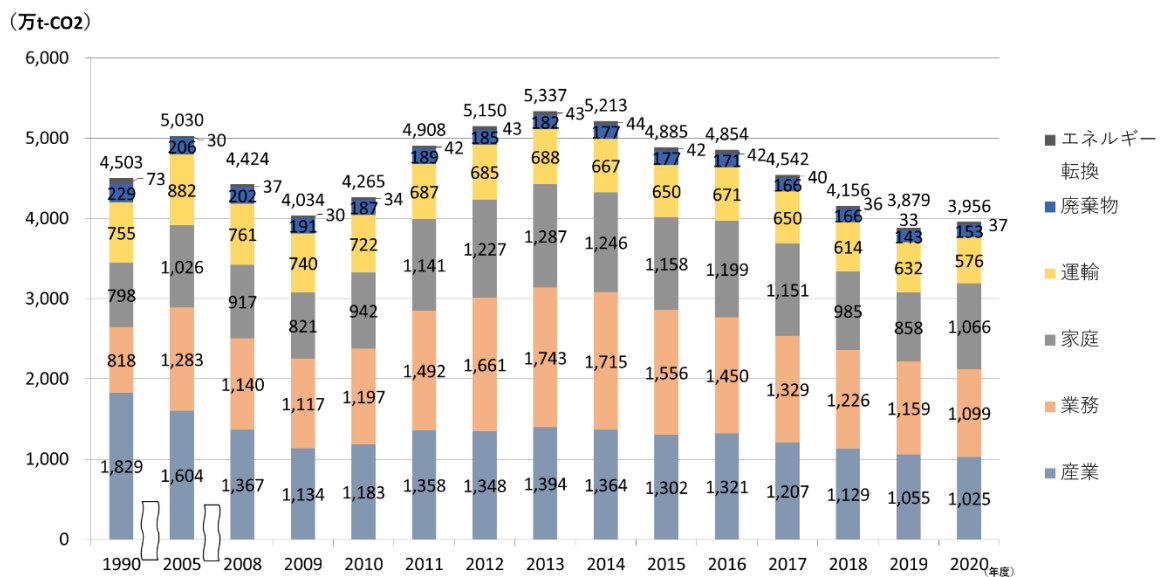
- 温室効果ガスの排出量については、2020 年度は 4,395 万トンであり、2019 年度の 4,305 万トンと比べて 2.1%増加しています。主な増加要因は、電気の排出係数※の増加によるものと考えられます。

※電気の排出係数とは、使用電力量 1kWh 当たりの二酸化炭素排出量を表す係数



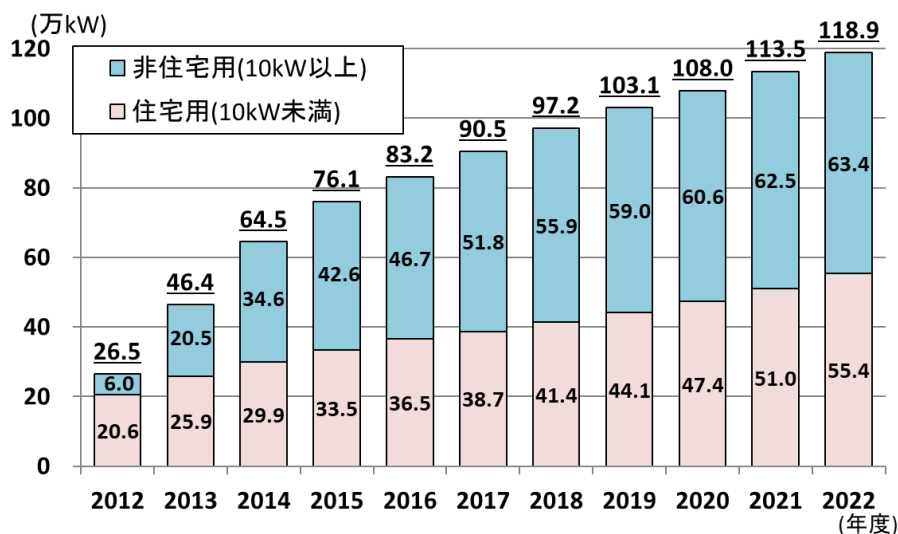
府内における温室効果ガス排出量の推移

- 二酸化炭素の排出量については、2020 年度は 3,956 万トンであり、2019 年度の 3,879 万トンと比べて、2.0%増加しています。基準年度である 2013 年度と比べて、各部門は減少しています。



府内における二酸化炭素排出量の推移

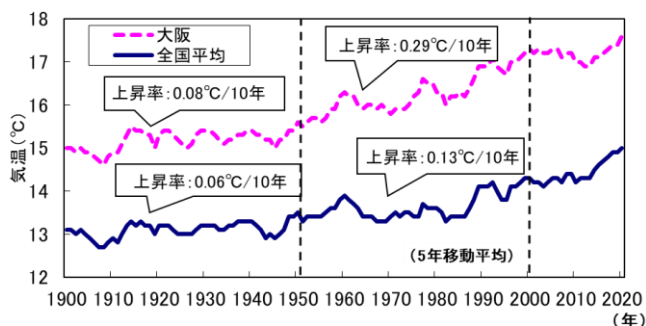
- 太陽光発電設備の2022年度の導入量は118.9万kWであり、2021年度の113.5万kWと比べ5.4万kW増加しています。



府内における太陽光発電設備導入量の推移

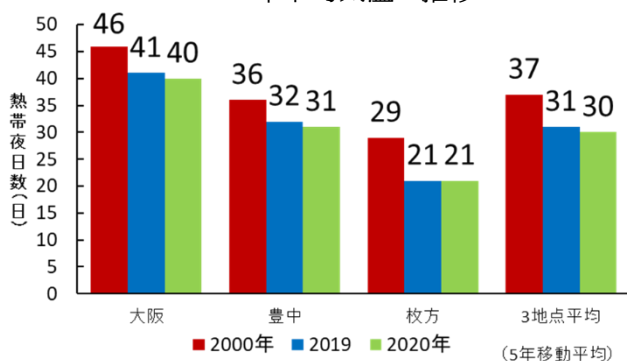
- 年平均気温は、日本平均を上回る変化率で長期的に上昇しています。地球温暖化の影響を除外した大阪・豊中・枚方の3地点平均の熱帯夜数は、おおさかヒートアイランド対策推進計画で基準年としている2000年と比べ、2020年では7日減少しています。真夏日数については、近年70～80日の範囲で推移しています。

※日本平均(年平均気温):都市化によるヒートアイランド現象の影響が少ない全国15都市の年平均気温の平均値であり、この気温上昇分は地球温暖化による影響と考えられる。



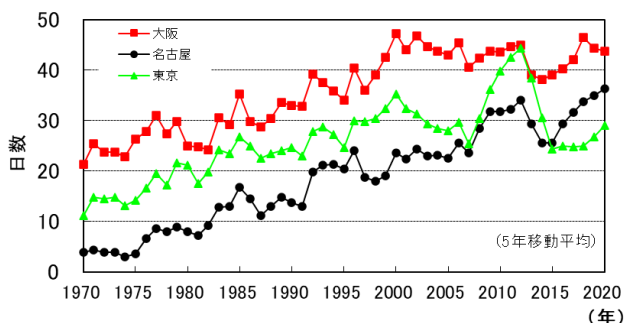
※1898年から2022年の気象庁データを用いて作成

年平均気温の推移



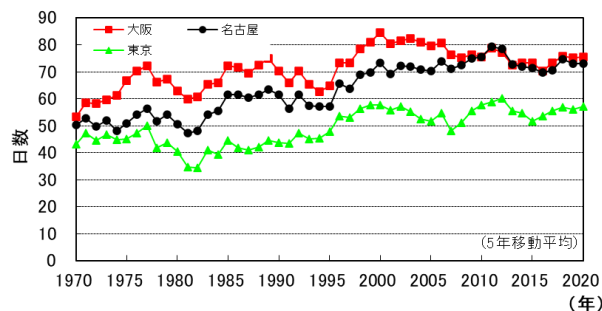
※1998年から2002年、及び2017年から2022年の気象庁データを用いて作成

地球温暖化による影響を除いた熱帯夜日数の比較



※1968年から2022年の気象庁データより作成

大都市における熱帯夜数の推移

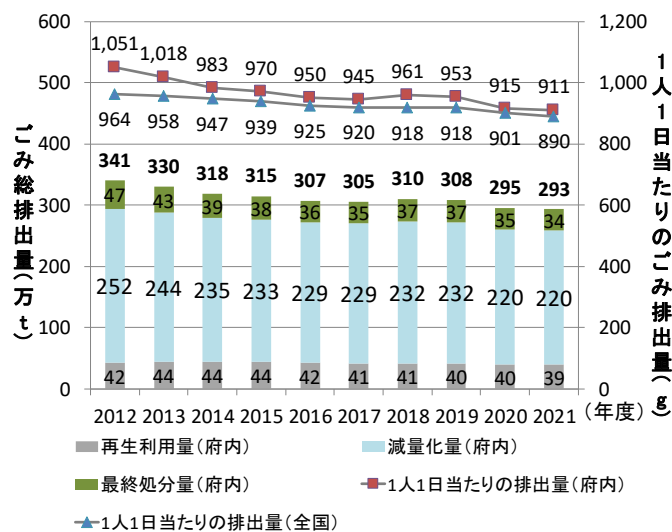


※1968年から2022年の気象庁データを用いて作成

大都市における真夏日数の推移

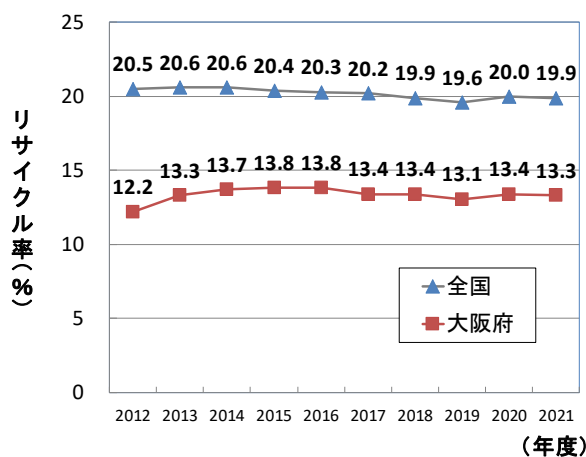
2 循環型社会

- 一般廃棄物について、2021 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 911g／人・日で 2020 年度の 915 g／人・日より減少しています。リサイクル率は 13.3％で近年横ばい傾向にあります。



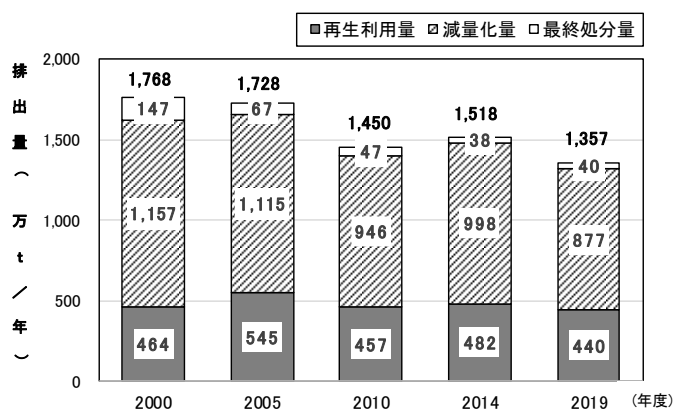
一般廃棄物排出量の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



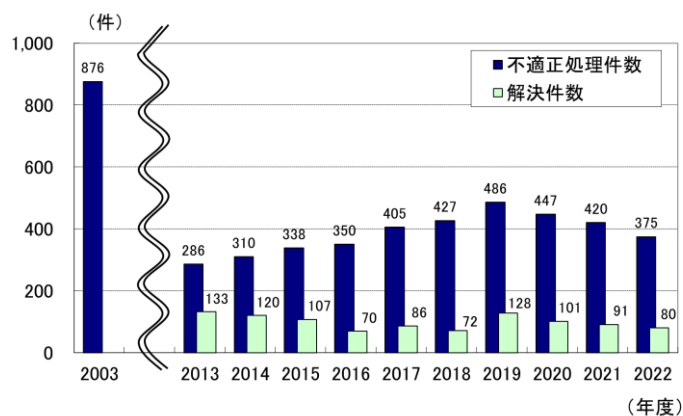
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 産業廃棄物について、2019 年度の最終処分量は 40 万トンであり、2014年度の 38 万トンと比べ 3.7％増加しています。また、不法投棄等の不適正処理の件数は 2019 年度以降減少傾向にあり、2003 年度のピーク時から半減しています。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注) 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の不適正処理件数

3 大気環境

○ 一般環境大気測定局66局、自動車排出ガス測定局34局で大気環境調査を行いました。なお、以降に示す生活環境保全目標の達成状況については、有効測定局を対象としています。

凡例

一般環境大気測定局

■ 大阪府所管

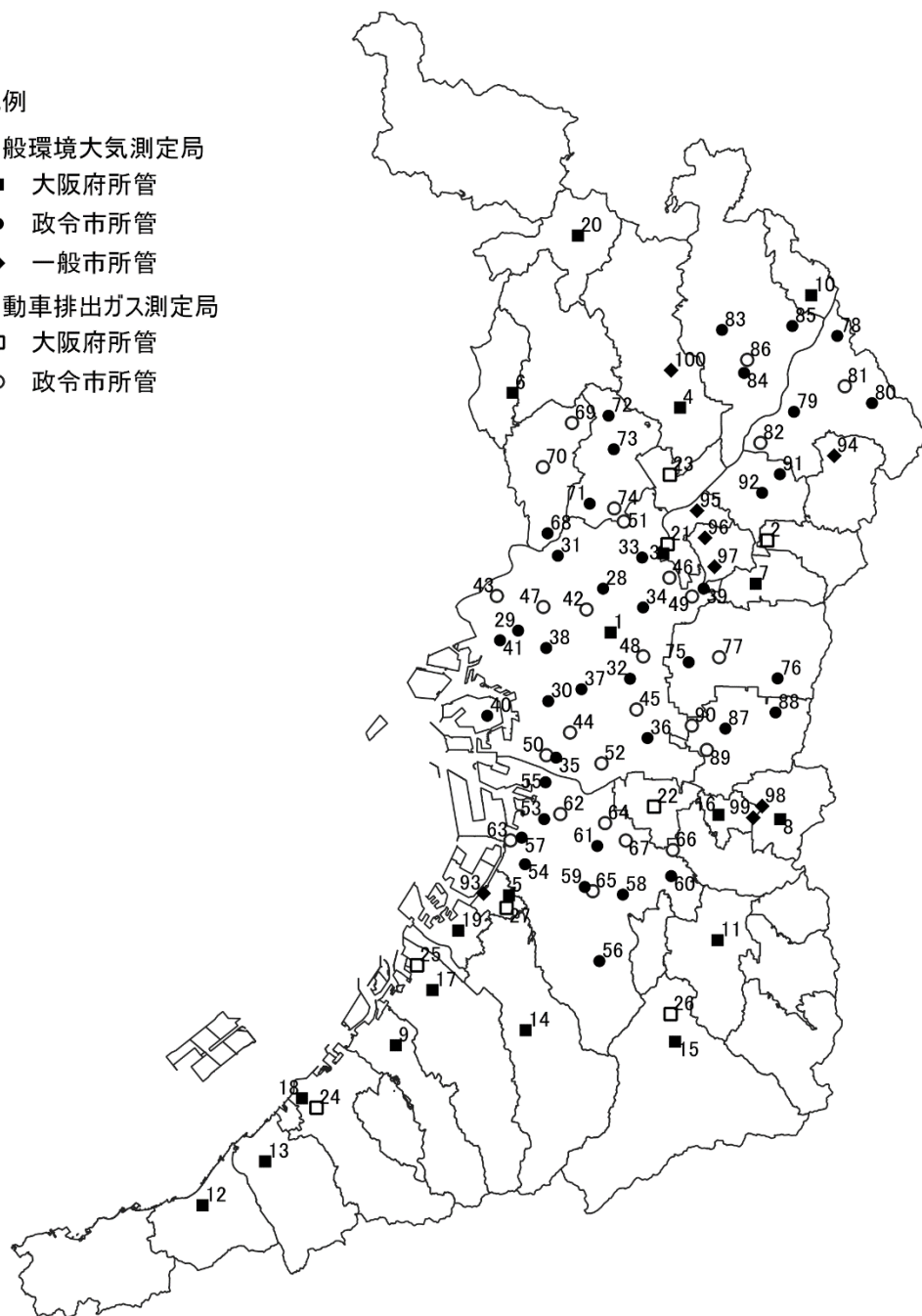
● 政令市所管

◆ 一般市所管

自動車排出ガス測定局

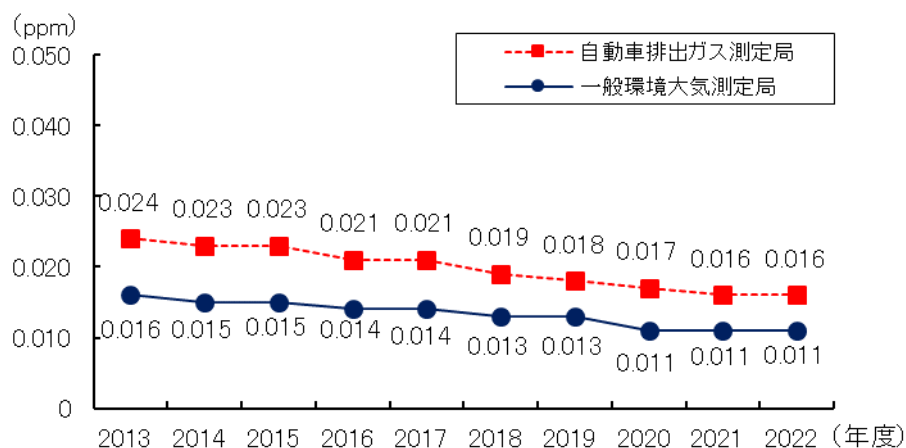
□ 大阪府所管

○ 政令市所管

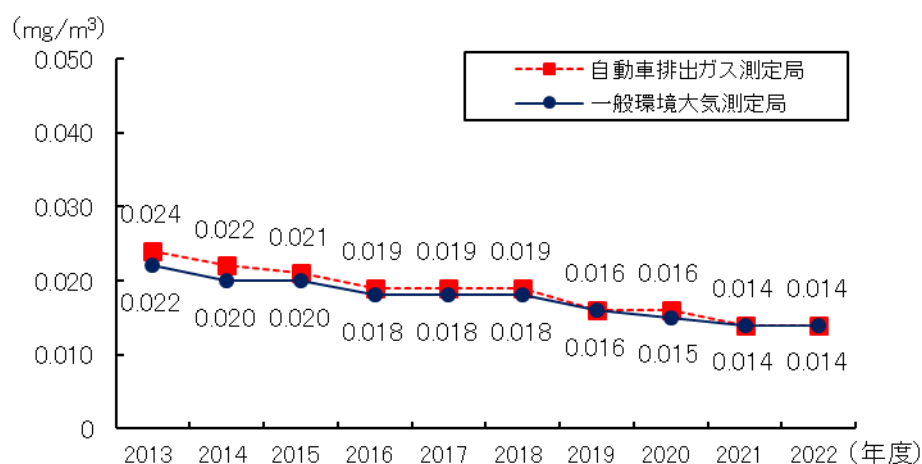


大気の常時監視地点図
(2022年度稼働測定局)

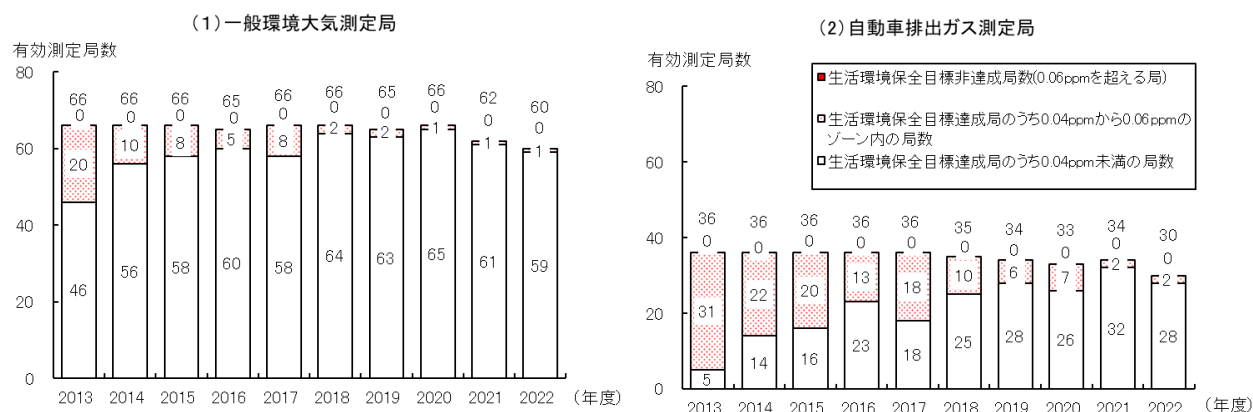
- 二酸化窒素と浮遊粒子状物質の濃度については、長期的に改善傾向で推移しています。2022年度は、二酸化窒素は90局全局で、浮遊粒子状物質は84局全局で、それぞれ生活環境保全目標を達成しました。



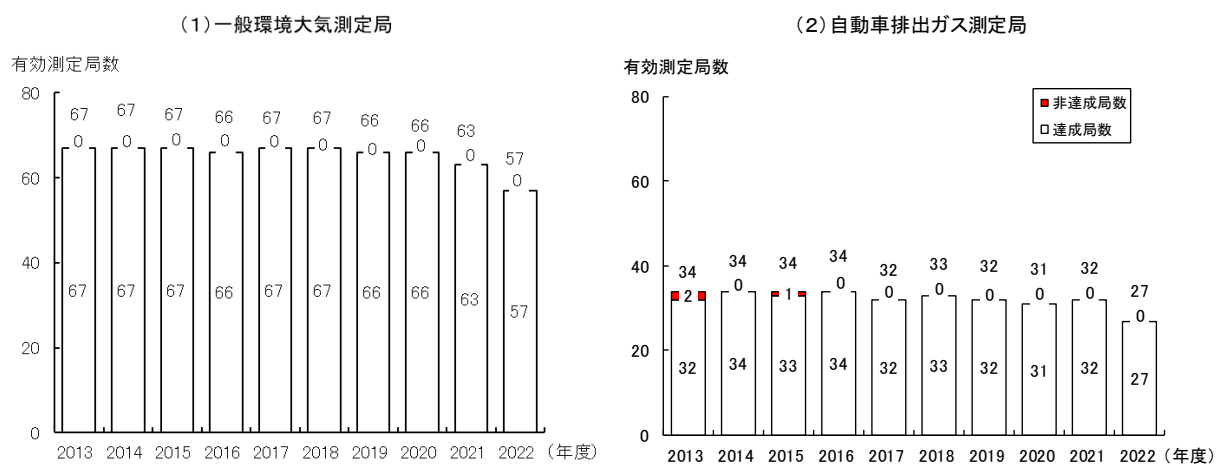
二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の推移



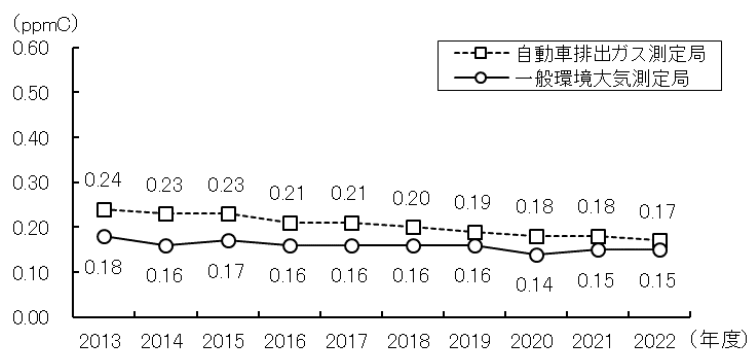
二酸化窒素の生活環境保全目標達成局数の推移



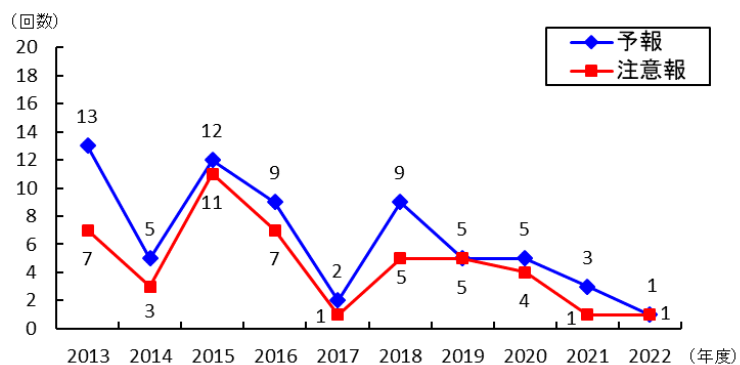
浮遊粒子状物質の生活環境保全目標達成局数の推移

○ 光化学オキシダントについては、2022年度は、66局全局で生活環境保全目標を達成しませんでした。光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素の年平均濃度については、緩やかな改善傾向で推移しています。

2022年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は1回でした。年度によって気象条件による変動が大きく、発令回数は増減しています。

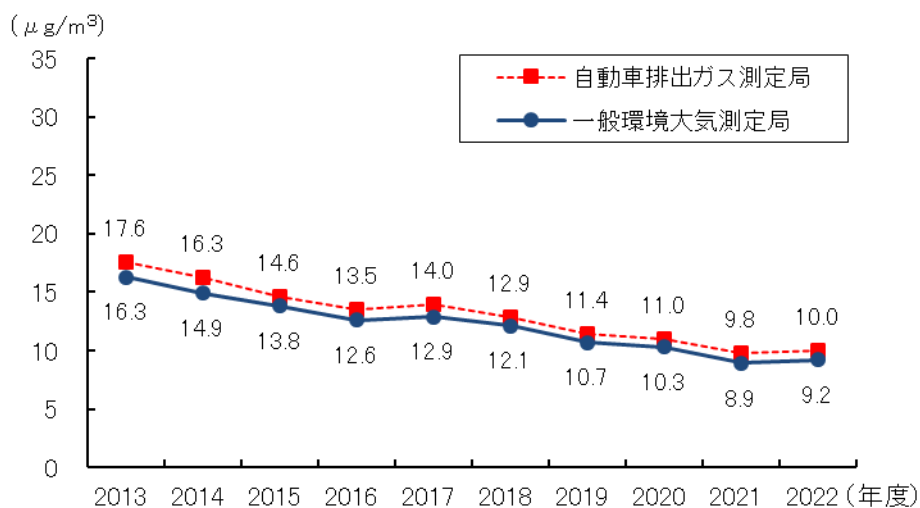


非メタン炭化水素濃度の推移
(午前6時から午前9時の3時間平均値の年平均値)

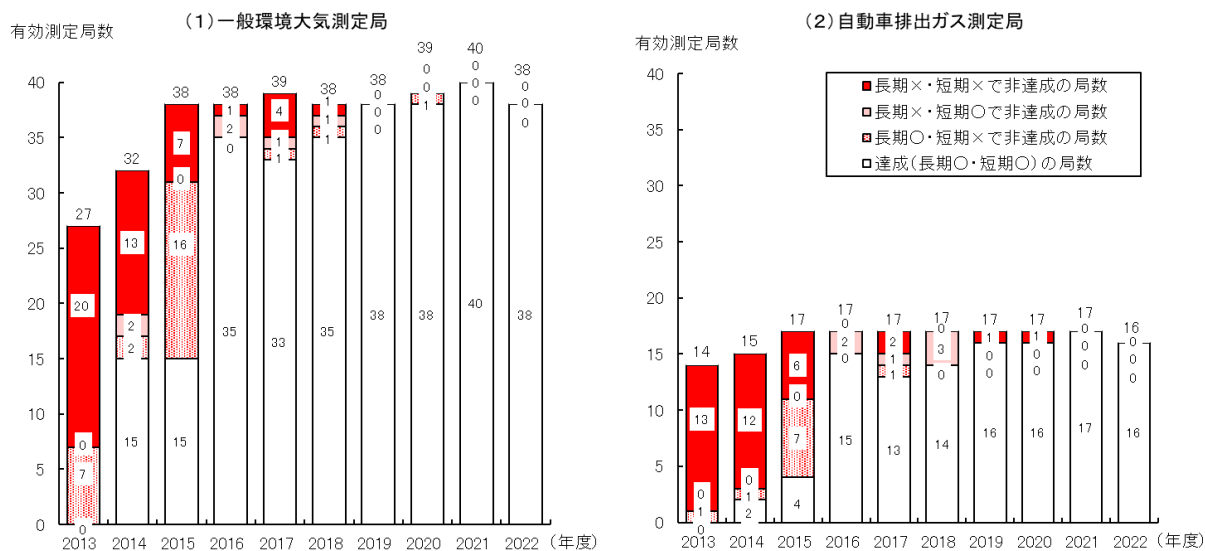


光化学スモッグ発令回数の推移

- 微小粒子状物質(PM2.5)の濃度については、改善傾向で推移しています。2022年度は54局全局で生活環境保全目標を達成しました。



PM2.5 濃度(年平均値)の推移



注1 凡例の「長期」は長期基準、「短期」は短期基準、「○」は達成、「×」は非達成をいう。

注2 生活環境保全目標は長期基準と短期基準ともに達成(長期○・短期○)することが必要。

PM2.5 の生活環境保全目標達成状況

4 水環境

○ 河川については、100 河川 139 地点、海域については、22 地点で水質調査を行いました。



河川及び海域の常時監視地点図

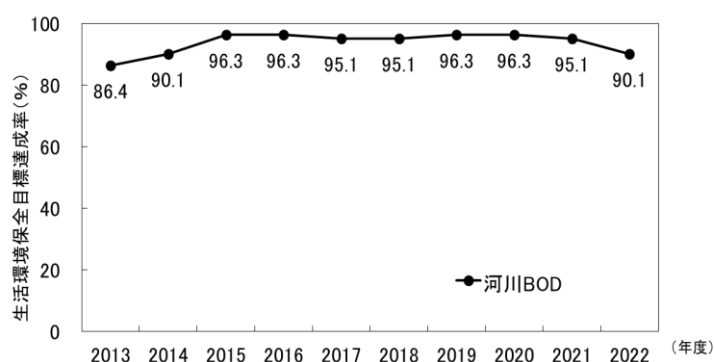
○ 府域の河川及び海域の水質は、これまでの工場・事業場の排水処理対策や生活排水対策等によって大きく改善してきました。

○ 河川の代表的な汚濁指標である生物化学的酸素要求量(BOD)の生活環境保全目標達成率は、近年ほぼ横ばいで 90%を上回っており、2022 年度は 90.1%でした。

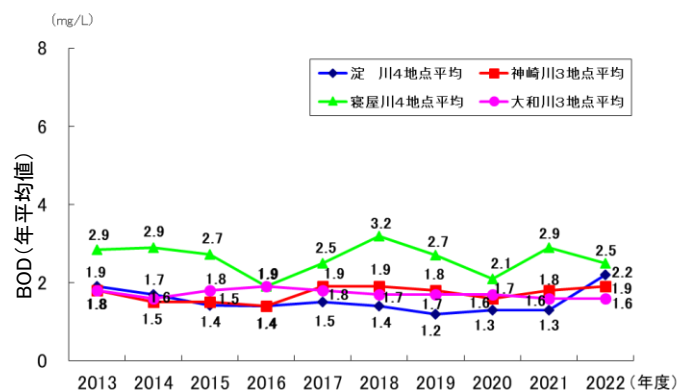
※2023年1月20日に河川水質環境基準の類型見直しを行っており、2022年度は見直し後の類型により評価

○ 海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量(COD)の生活環境保全目標達成率は、近年は横ばいの傾向にあり、2022 年度は 66.7%でした。

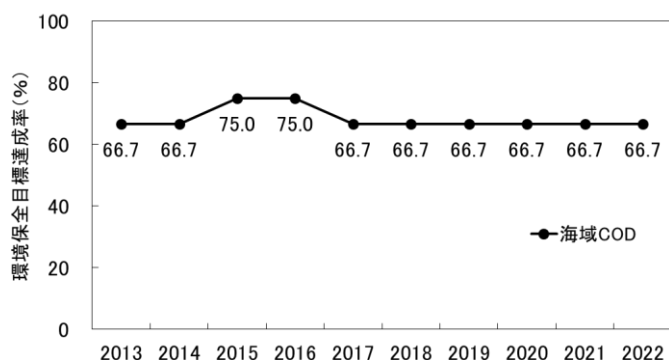
※兵庫県の測定地点を含め水域ごとに評価



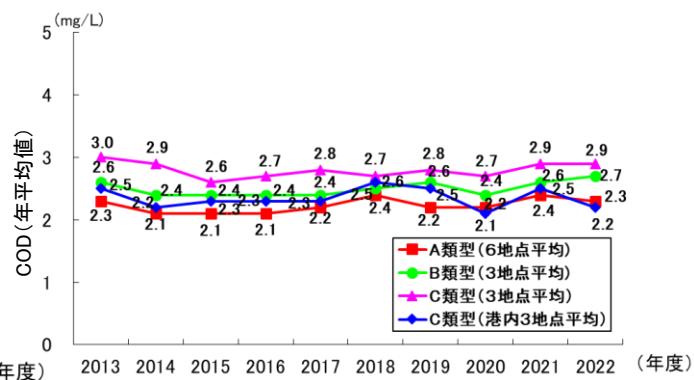
河川の BOD の生活環境保全目標達成率の推移



府内主要河川の BOD(年平均値)の推移



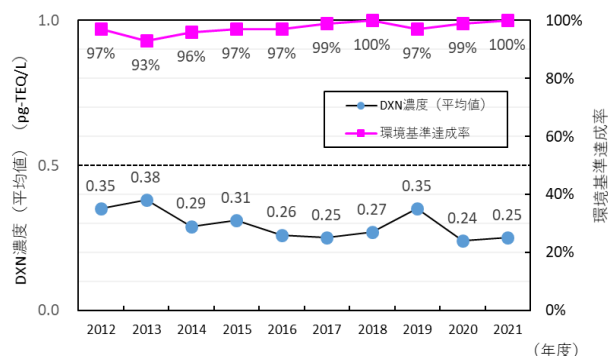
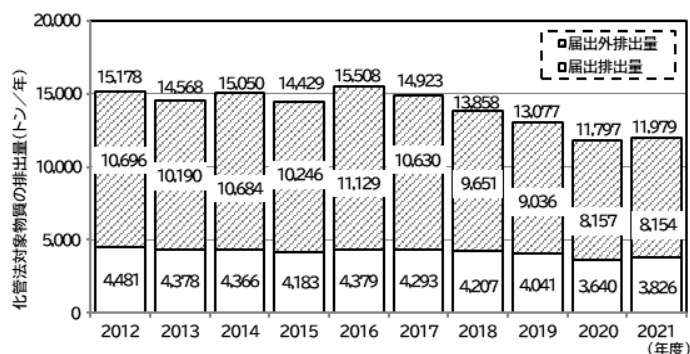
海域の COD の生活環境保全目標達成率の推移



大阪湾の COD(大阪府測定点・全層年平均値)の推移

5 化学物質

- 環境中への化学物質の排出量は概ね減少傾向であり、また、河川水質のダイオキシン類濃度(平均値)は緩やかな改善傾向で推移しています。

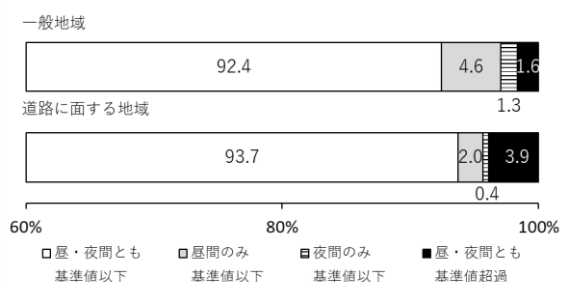


府内における化学物質排出把握管理促進法(化管法)対象物質の排出量の推移

ダイオキシン類常時監視結果の推移(河川水質)

6 騒音

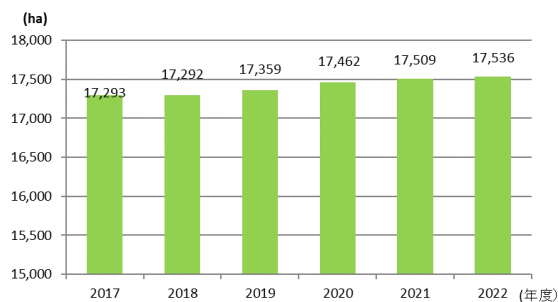
- 道路に面する地域における生活環境保全目標の達成率は 94%程度で推移しており、2021 年度は昼・夜間ともに目標値以下の住居等の割合は 93.7%でした。



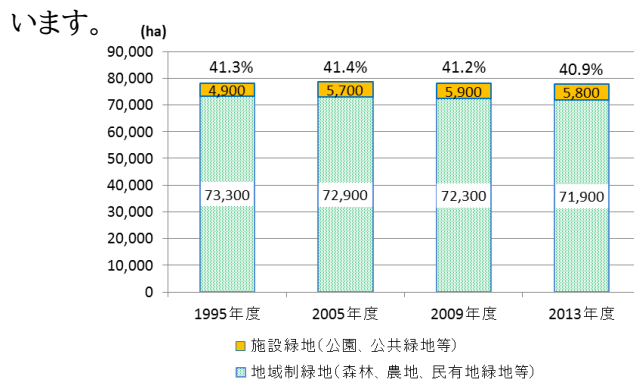
2021 年度騒音に係る生活環境保全目標達成状況 道路に面する地域における生活環境保全目標達成率の推移

7 自然環境

- 指定した保安林面積は、2022 年度時点で 17,536ha です。また、緑地面積は、府域の約4割を維持しています。



府域の保安林の指定面積の推移



府域の緑地面積の推移

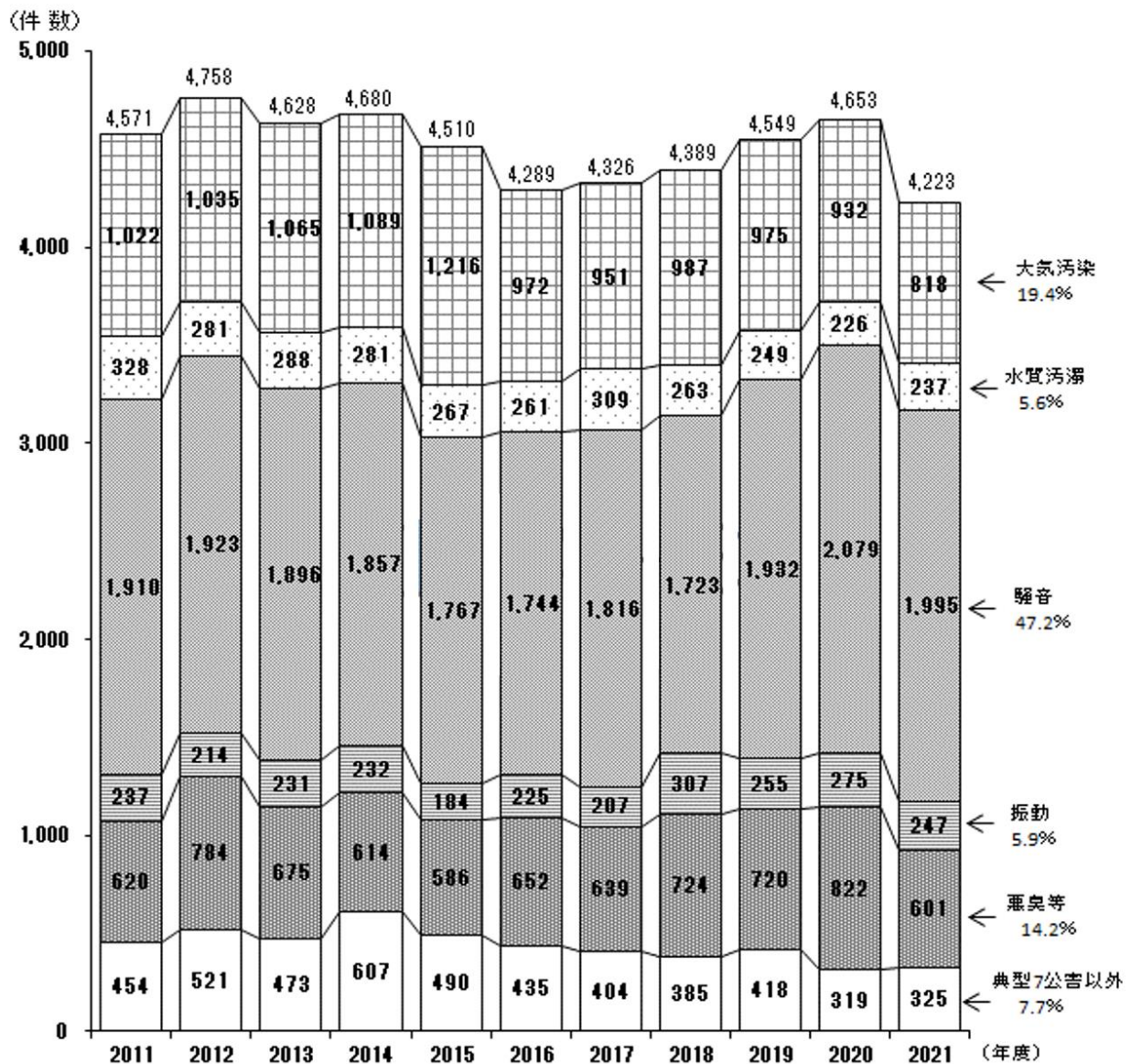
8 立入検査等実施件数

○ 2021 年度に法令等に基づき府が実施した立入検査・指導等の件数は以下のとおりです。

大気		
一般大気	事業所への立入検査件数	310 件
	法・条例対象施設に係る届出件数	347 件
	サンプル採取・分析件数	37 件
アスベスト	解体現場への立入検査件数	484 件
	アスベストに係る届出件数	148 件
	サンプル採取・分析件数	85 件
水質		
	工場・事業場への立入検査件数	335 件
	法・条例対象施設に係る申請・届出件数	239 件
	サンプル採取・分析件数	155 件
騒音		
	事業場への立入件数(深夜営業規制)	13 件
土壌汚染		
	法・条例・自主調査指針に基づく調査報告件数	21 件
	土地の形質変更届出件数	66 件
化学物質		
	法・条例に基づく排出量等の届出件数	449 件
	条例に基づく管理計画及び管理目標の届出件数	113 件
廃棄物・リサイクル		
一般廃棄物	一般廃棄物処理施設への立入検査件数	20 件
	サンプル採取件数	32 件
産業廃棄物	産業廃棄物排出事業者等に対する立入検査件数	1,722 件
	産業廃棄物排出事業者からの報告徴収件数	12,928 件
	産業廃棄物処理業者等に対する立入検査件数	330 件
	自動車リサイクル法に基づく立入検査件数	40 件
	サンプル採取・分析件数	42 件
	フロン排出抑制法に基づく登録業者への立入検査件数	10 件
	フロン排出抑制法に基づく機器管理者への立入検査件数	15 件
	フロン排出抑制法に基づく引取等実施者への立入検査件数	9 件
	フロン排出抑制法に基づく解体工事業者への立入検査件数	5 件

9 その他

- 2021 年度に受け付けた苦情件数は 4,653 件で、2020 年度の 4,223 件に比べて 430 件(約 9.1%) 減少しました。また、最も多い苦情は騒音に関するもので苦情全体の約 47.2%を占めています。



公害の種類別苦情件数の推移

(公害等調整委員会調べ)

第1章 計画的な環境政策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、環境基本条例に基づき各種の条例・規則等を制定し、関係法令と併せて適正に運用するとともに、「2030 大阪府環境総合計画」に示した施策の基本的な方向性等に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進しました。

1 環境基本条例等の施行

■環境基本条例(1994 年 3 月)

「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざして、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境に係る施策を総合的かつ計画的に推進しました。

■循環型社会形成推進条例(2003 年 3 月)

再生品の普及促進や廃棄物の適正処理の徹底など循環型社会の形成に向けた施策を推進しました。

■気候変動対策の推進に関する条例(2005 年 10 月)

事業活動における気候変動の緩和及び気候変動への適応、電気の需要の最適化並びに建築物の環境配慮に向けた施策を推進しました。

条例名称を「温暖化の防止等に関する条例」から「気候変動対策の推進に関する条例」に変更し、脱炭素社会の実現に向けた施策方針を示した基本理念を新たに追加しました。また、自動車販売事業者による電動車の普及促進に関する届出制度を新たに創設したほか、建築士による建築主への省エネに関する説明努力義務規定等を追加しました。(2022 年 4 月施行)加えて、エネルギーを多量に使用する事業者(特定事業者)を対象とした届出制度の改正及び特定事業者以外の事業者も任意で届出できる制度の創設、特定小売電気事業者を対象とした再生可能エネルギーの供給拡大等に向けた届出制度を創設しました。(2023 年 4 月施行)

■生活環境の保全等に関する条例(1994 年 3 月)

府民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害防止に関する規制や生活環境の保全に関する施策を推進しました。

なお、条例は制定から 25 年以上が経過し、法による規制措置や条例の施行状況を踏まえ、現下の環境の状況や課題に的確に対応し、生活環境の保全等をより効果的に推進するため、2022 年3月に改正しました。

大気では、揮発性有機化合物規制の廃止や、一般粉じん規制と特定粉じん規制を統合し、粉じん規制として一本化(2022 年4月施行)するとともに、有害物質規制に係る対象物質の見直しを行いました。(2022 年4月、2023 年4月施行)

水質では、事故時の措置の対象を全ての事業者に拡大するとともに、他法令で把握できる一部の届出対象施設及び臭気に係る排水基準、総量削減の項目について改正をしました。(2022 年 4 月施行)

騒音に係る特定建設作業の規制対象に、スケルトンバケットを取り付けたショベル系掘削機械を使用するふるい分け作業等を追加しました。(2022 年 10 月施行)

適正管理の対象となる化学物質について改正しました。(2023 年4月施行)

■自然環境保全条例(1973 年 3 月)

「大阪府自然環境保全地域」等の府内に残された貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然環境の回復及び活用、緑の創出並びに生物多様性の確保に向けた取組みを推進しました。2005 年 10 月には、ヒ

ートアイランド現象の緩和を図るため、建築物の敷地等における緑化の促進を目的とした改正を行いました（2006年4月施行）。また、府民の目に触れるみどりのまちなみを創出し、緑視効果の高い景観形成を図ることを目的とした改正を行いました。（2016年10月施行）

■環境影響評価条例(1998年3月)

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境保全への適正な配慮がなされるよう、事業者が作成した環境影響評価方法書の審査、事後調査報告書等の縦覧を行いました。

■景観条例(1998年10月)

大阪府景観計画で定める、大阪府の景観を特徴づける軸となる13区域において、建築行為等を対象とした届出制度に基づく指導等を行いました。

■文化財保護条例(1969年3月)

条例に基づき指定された史跡、名勝、天然記念物を保護するため、整備、保存修理、保護増殖等への助成や、開発地における文化財を保護するため開発関係者に対して指導を行いました。

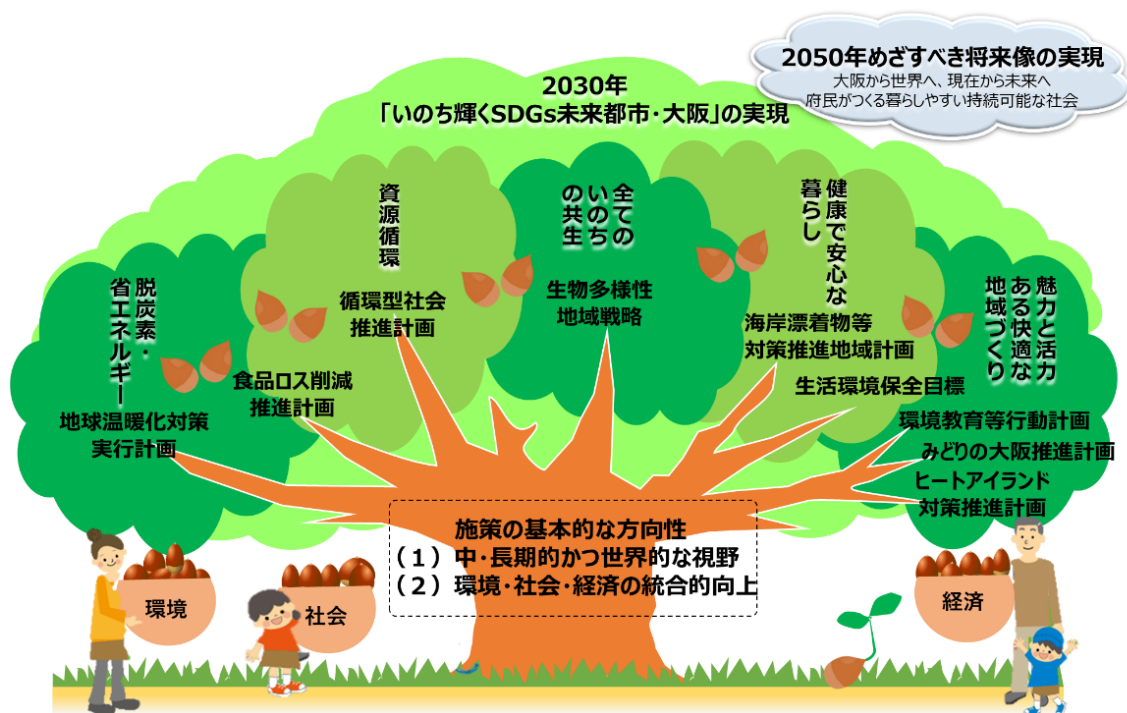
■放置自動車の適正な処理に関する条例(2004年3月)

府民の安全で快適な生活環境の保全及び地域の美観の維持を図るため、府所有地・管理地内の放置自動車の適正かつ迅速な処理を行いました。

2 環境総合計画に基づく施策の推進及び進行管理

2021年3月に策定した環境総合計画に基づき、2050年の将来像「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい持続可能な社会」を見通して、2030年の「いのち輝くSDGs未来都市・大阪」の実現に向けて、施策を展開しました。

環境総合計画に示した「施策の基本的な方向性」に基づき、「脱炭素・省エネルギー社会」、「資源循環型社会」、「全てのいのちが共生する社会」、「健康で安心して暮らせる社会」、「魅力と活力ある快適な地域づくり」の5分野を設定して、個別計画等を策定し、具体的な施策を推進しました。



環境総合計画における施策の基本的な方向性、取組分野

進行管理として、毎年度、PDCA(Plan－Do－Check－Action)サイクルによる施策・事業の点検・評価を行うとともに、施策の方向や主な施策等の実施効果の検証を行い、急速な社会経済情勢の変化に柔軟に対応して改善することにより、施策のより効率的、効果的な実施を図ります。

第2章 各分野において講じた施策

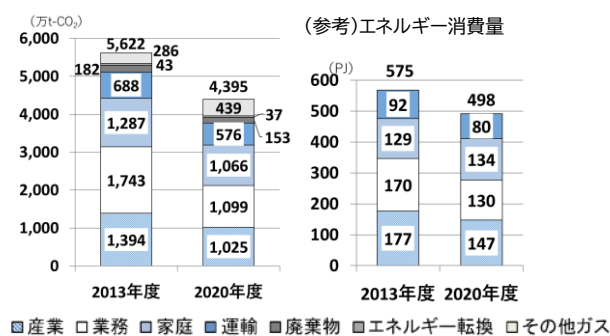
I 脱炭素・省エネルギー社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 脱炭素社会の将来像を見通しつつ、SDGs 実現に向けて温暖化対策(緩和策・適応策)が加速している。
- 気候危機であるという意識や脱炭素化に向けた意識が社会で共有され、あらゆる主体がその意識のもと行動している。
- 再生可能エネルギー由来の電気など CO₂ 排出が少ないエネルギーの選択等が拡大している。

《現状》

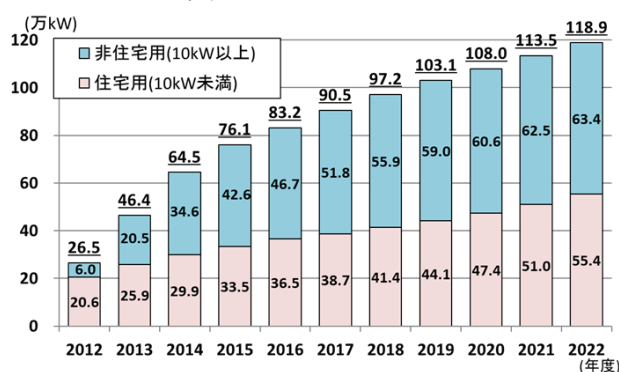
- 府内における 2020 年度の温室効果ガス排出量は 4,395 万トンであり、2013 年度比で 21.8%の減少となっています。



府内における温室効果ガス排出量の推移

(注)左図は温室効果ガス排出量、右図はエネルギー消費量を示す。2020年度のエネルギー消費量は498PJであり、2013年度比で13.3%の減少となっています。

- 太陽光発電設備の 2022 年度の導入量は 118.9 万 kW であり、2021 年度の 113.5 万 kW と比べ 5.4 万 kW 増加しています。



府内における太陽光発電設備導入量の推移

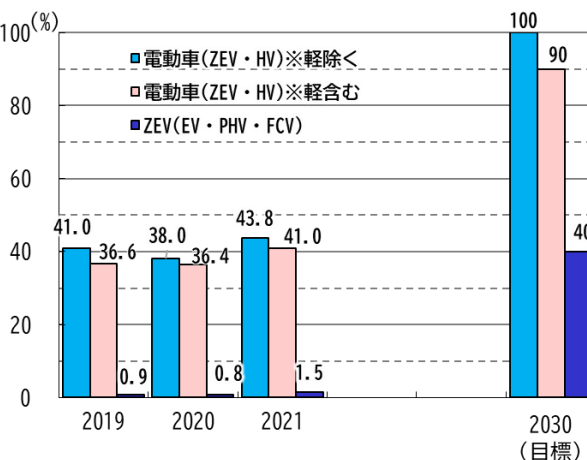
- 府内の 2021 年度の自動車の新車販売台数のうち、電動車の割合は 43.8% (軽自動車除く)、41.0% (すべての自動車) でした。また、ゼロエミッション車の割合は 1.5% でした。

※2021 年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、2030 年の取組指標を設定。

【取組指標】

- ・軽自動車を除く乗用車の新車販売に占める電動車の割合 10 割
- ・すべての乗用車の新車販売に占める電動車の割合 9 割
- ・すべての乗用車の新車販売に占める ZEV の割合 4 割

(注)ゼロエミッション車(ZEV)とは、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)のこと。
電動車とは、ゼロエミッション車(ZEV)とハイブリッド自動車(HV)のこと。



新車販売台数に占める
電動車・ゼロエミッション車の割合

■ 施策の方向

- あらゆる主体の意識改革と行動喚起
- 事業者における脱炭素化に向けた取組促進
- CO₂排出の少ないエネルギー(再生可能エネルギーを含む)の利用促進
- 輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進
- 資源循環の促進
- 森林吸収・緑化等の推進
- 気候変動適応の推進等

《分野別計画及び目標》

- 大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
概要:地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、大阪府域の温室効果ガスの排出抑制対策(緩和策)及び気候変動影響による被害の回避・軽減対策(適応策)を推進するために策定するもの。
目標:2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度(2013年度)比で40%削減
- ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン(大阪府地球温暖化対策実行計画(事務事業編))
概要:地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府庁の事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出削減のための実行計画として策定するもの。
目標:2030年度の温室効果ガス排出量を基準年度(2013年度)比で45%削減
- おおさかスマートエネルギープラン
概要:大阪の成長や府民の安全・安心な暮らしを実現する、脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくため、2030年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施すべきエネルギー関連の取組みの方向性を提示するもの。
目標:①自立・分散型エネルギー導入量(太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量):
2030年度に250万kW以上
②再エネ利用率(電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率):
2030年度に35%以上
③エネルギー利用効率(府内総生産あたりのエネルギー消費量):
2030年度に40%以上改善(2012年度比)

2022 年度の主な施策・事業と実績

あらゆる主体の意識改革・行動喚起

■気候危機の認識共有の促進

[- 千円]

(目的)

あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。

(内容)

気候危機であることを府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する国や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進しました。

具体的には、おおさかゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図りました。

<2022 年度の実績>

・おおさかゼロカーボンシティ連絡会
会議の開催回数 3 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■おおさかスマートエネルギー協議会

[33 千円]

(目的)

おおさかスマートエネルギープラン(2021 年 3 月策定)に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報を共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組みを推進すること。

(内容)

エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。

<2022 年度の実績>

・会議の開催回数 5 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■地域温暖化防止活動推進員機能強化事業【新規】

[2,706 千円]

(目的)

地球温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心の高くない府民に対しても効果的な啓発を実施できるよう、情報伝達の方法や手段を活用できる人材を獲得、育成すること。

(内容)

職域別スペシャリスト啓発人材育成研修

ライフスタイルの変革に寄与する事業活動分野(エネルギー小売、住宅販売、自動車販売)において、府民と接する営業担当者等に温暖化対策に係る正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民(消費者)に温暖化対策の適切な説明を行える人材を獲得・育成しました。

<2022 年度の実績>

・養成講座の開催 3 事業分野×1 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■脱炭素化に向けた消費行動促進事業【新規】

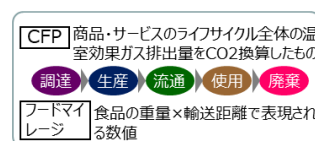
[5,698 千円]

(目的)

府民等に対して、身近な食品分野での脱炭素化に向けた消費行動を促すため、カーボンフットプリント(CFP)やフードマイレージを活用した普及啓発手法の確立・定着を図ること。

(内容)

大阪府内産食材を対象とした大阪版 CFP 算定手法と算定結果のラベリング方法を、有識者検討会議での意見を踏まえ、検討しました。また、府内で開催されたイベントや実証店舗等で、販売や料理で使用されている農作物の GHG 排出量を算定・ラベリングし、普及啓発等を行いました。



大阪版 CFP ラベル (R4 年度版)

<2022 年度の実績>

- ・有識者検討会議 3 回
- ・ラベリング表示の試行実施 大阪産(もん)などの農水産物等 11 品目

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度調査検討事業【新規】

[13,969 千円]

(目的)

府民の日常的な消費行動を脱炭素に向けた環境配慮型に変革していくこと。

(内容)

小売事業者等が運用している既存のポイントシステムを活用して、CO₂ 排出が少ない商品・サービスを購入した消費者に脱炭素ポイントを上乗せ付与する実証事業を実施し、脱炭素に寄与する商品選択の促進効果や CO₂ 削減効果等に関する検証を実施しました。



<2022 年度の実績>

- ・ポイント付与事業者6社による脱炭素ポイント付与の実施
- ・脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■府庁の率先行動

[54 千円]

(目的)

府自らの事務・事業により発生する温室効果ガスの排出削減と省エネを推進すること。

(内容)

「ふちょう温室効果ガス削減アクションプラン(2021 年 3 月改定)」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を 2030 年度に 45%削減(2013 年度比)する目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・創エネのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電気の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組み、府民、事業者の取組みをけん引しました。

<2022 年度の実績>

- ・エネルギー消費量の削減 前年度比 1.0%削減(速報値)
- ・温室効果ガス排出量の削減 前年度比 4.1%削減(速報値)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■府有施設における再生可能エネルギー電気の調達

[- 千円]

(目的)

2050 年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のモデルとなるよう率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。

(内容)

府有施設の温室効果ガス排出量の約 52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切り替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、2022 年度は大手前庁舎に加え、環境農林水産部 3 施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。

<2022 年度の取組実績>

- ・大手前庁舎(本館、別館及び大阪府公館、分館 6 号館等 7 施設)
- ・環境農林水産部 3 施設(家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム)

上記の庁舎・施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約 2,100t-CO₂の温室効果ガス排出量を削減

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■ESCO事業の推進

[248 千円]

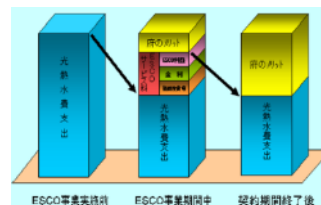
(目的)

建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることができるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府内の市町村や民間ビルにも普及啓発・促進を図ること。

(内容)

「新・大阪府ESCOアクションプラン(2015 年 2 月策定、2020 年3月改正)」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に際しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネ設備の導入を効果的に推進しました。

また、「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。



ESCO事業の実施スキーム



ESCO事業の実施効果

<2022 年度の取組実績>

- ・2事業5施設(大阪府新別館(北館・南館)、府税事務所4施設)において新規公募を実施し、事業者を決定
- ・2021 年度事業者選定施設(警察本部本庁舎)においてESCO改修工事を実施
- ・6月に「大阪府ESCO提案審査会」にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の進捗について評価
- ・1月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催

【公共建築室 06-6210-9799】

■ZEH の普及促進

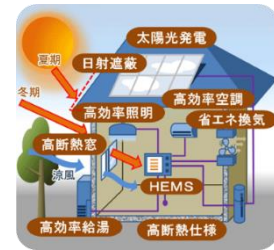
[- 千円]

(目的)

住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及を図ること。

(内容)

環境面だけでなく、健康や快適性及び防災面の向上などの ZEH の多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場での ZEH リーフレットの配布やハウスメーカー等と連携した ZEH 宿泊体験事業等を実施しました。



ZEH イメージ

<2022 年度の実績>

- ・メディアやイベントを通じた広報の実施 5 回
- ・ZEH 宿泊体験数 19 組

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

事業者における脱炭素化に向けた取組促進

■気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組みの促進【一部新規】

[689 千円]

(目的)

エネルギーを多く使用する事業者(特定事業者)の温室効果ガスの排出の抑制等を促進すること。また、サプライチェーン全体での温室効果ガス排出量削減の強化や情報開示の必要性が高まっていることを踏まえ、あらゆる事業者による脱炭素化に向けた自律的な取組みを促すこと。

(内容)

特定事業者(約 800 事業者)に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画書及び実績報告書の届出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。

また、2022 年3月の気候変動対策推進条例の改正に伴い、あらゆる規模の事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促進するため、気候変動対策指針の作成や届出制度を活用して地域金融機関等と連携する仕組みを構築しました。新制度については、事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。

さらに、他の模範となる特に優れた緩和策・適応策の取組みを行った事業者を「おおさか気候変動対策賞」として表彰しました。



特定事業者への立入調査

<2022 年度の実績>

- ・計画推進に係る事業者説明会 3回
- (特定事業者向け 1 回、中小企業向け2回)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■中小事業者の脱炭素化促進事業【新規】

[82,864 千円]

(目的)

省エネ設備への更新等に対する支援を行うことで、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進すること。

(内容)

国の関連補助事業と連携し、省エネ診断の受診及び省エネ設備への更新や再エネ設備の導入に要する費用の一部を補助しました。



<2022 年度の実績>

- ・補助件数 省エネ診断4件、省エネ設備更新等 37 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■中小事業者LED導入促進事業【新規】

[681,984 千円]

(目的)

LED 照明への更新に対する支援を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。

(内容)

中小事業者が既存の照明設備をLED照明へ更新するための設備費及び附带工事費等に要する費用の一部を補助しました。



<2022 年度の実績>

・補助件数 388 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■建築物の環境配慮制度の推進【一部新規】

[1,258 千円]

(目的)

建築主等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。

(内容)

「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、CO₂ 削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告へのラベルの表示を義務付けています。

2018 年度から 2,000 ㎡以上の建築物(非住宅)及び 10,000 ㎡以上で高さ 60m 超の住宅の新築等をする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。

また、府域における建築物のエネルギーの使用抑制に対する建築主の理解を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務規定を条例に追加し、併せて、建築主が建築士に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しました。

さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪市で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。



表示ラベル
(大阪府建築物環境性能表示)



令和4年度おおさか環境にやさしい建築賞大阪府知事賞建物
(枚方市総合文化芸術センター)

<2022 年度の実績>

・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建物の府民向け現地説明会の開催
1施設1回(行政職員向け2施設2回)

【建築環境課 06-6210-9725】

■おおさかスマートエネルギーセンターの運営【一部新規】

[3,550 千円]

(目的)

「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の抑制」などに取組み、エネルギーの地産地消や府域外からの広域的な再生可能エネルギーの調達による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。

(内容)

大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。

【主な事業】

- ・創エネ・省エネ・蓄エネ対策の相談・アドバイス
- ・一定の基準を満たす太陽光発電及び蓄電池システム製造者、施工店及び販売店の登録・公表
- ・共同購入による太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大
- ・住宅用太陽光発電等の導入費用の負担軽減に係る低利ソーラークレジット事業者のマッチング
- ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング
- ・中小事業者を対象に省エネ実行までのプロセスの最初から最後までを経営面も含めてまるごとサポート
- ・BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)をはじめとする EMS(エネルギーマネジメントシステム)の普及啓発
- ・省エネ・省 CO₂に関するセミナーの開催、府民・事業者等で実施するセミナー等への講師派遣の実施
- ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の普及啓発
- ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発

<2022 年度の取組実績>

- ・低利ソーラークレジット事業や省エネ診断などによる総マッチング件数 121 件
- ・省エネセミナーの開催・講演 42 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業

[14,038 千円]

(目的)

気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向け、長期目標の達成に資する環境技術のシーズ及びニーズ情報を調査し、府民や事業者への普及・啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。

(内容)

脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官タスクフォースを新たに設置し、2050 年までの府域での普及シナリオや促進・課題解決手法、将来事業構想や海外ニーズ情報を踏まえた万博での発信方法などを検討しました。また、地域普及シナリオなどの検討結果をシンポジウムや啓発冊子等により府民に広く周知しました。

<2022 年度の取組実績>

- ・環境先進技術の普及シナリオ及び将来事業構想の策定
- ・脱炭素技術×6技術、海洋プラスチックごみ対策技術×3技術
- ・シンポジウム(参加者 183 人)の開催 1回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9549】

■カーボンニュートラル技術開発・実証事業【新規】

[282,296 千円]

(目的)

2025 年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指す事業者を支援する補助制度を創設し、万博での披露、そして万博で披露した最先端技術の社会実装に向けた動きにつなげ、大阪のさらなる成長と次世代グリーンビジネスとして展開・拡大していくこと。

(内容)

2025 年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の披露を目指し、試作設計や開発・実証を行う事業8件を採択し、必要な経費の一部を補助しました。

<2022 年度の実績>

- ・交付決定件数 8件
- ・採択企業毎に1回以上／年のフォロー

【産業創造課 06-6210-9295】

C O₂ 排出の少ないエネルギー（再生可能エネルギーを含む）の利用促進

■気候変動対策推進条例に基づく再生可能エネルギーの供給拡大に関する制度の創設【新規】

[-千円]

(目的)

府域における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。

(内容)

2022 年3月の気候変動対策推進条例の改正に伴い、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画・目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける制度について、新たな指針の内容を検討しました。

新制度については、小売電気事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。

<2022 年度の実績>

- ・新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業

[- 千円]

(目的)

「設置費用の低減」「手続きの簡素化」「施工業者の信頼性の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。

(内容)

府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。



<2022 年度の実績>

- ・太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 2,073世帯

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9254】

■水素関連ビジネス創出基盤形成事業

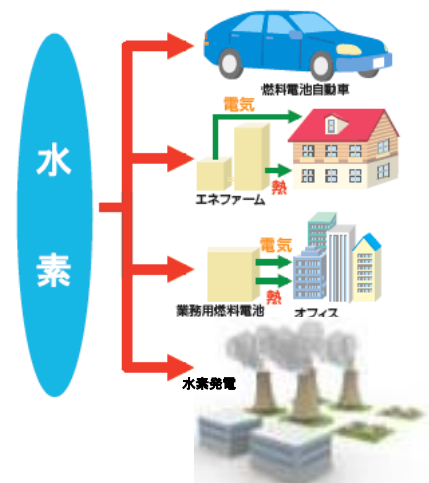
[125 千円]

(目的)

多様な企業集積を誇る大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの創出・拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進等を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。

(内容)

- ・これまでの H₂Osaka ビジョン(2016 年 3 月府策定)にかわり、2050 年カーボンニュートラルの目標、2025 年の万博開催等の状況を踏まえ、H₂Osaka ビジョン推進会議において「H₂Osaka ビジョン 2022」を 2022 年5月に策定しました。
- ・推進会議2回をはじめ、分野別研究会などを開催し、国の施策や万博の動向、事業者の先進プロジェクト等の取組み状況、府内 FC バスの運行状況データやFC 船の海外動向について情報共有し、今後の実証・実装プロジェクトの実現に向けた意見交換等を行いました。



水素の多様な活用

<2022 年度の取組実績>

- ・水素需要拡大に関する研究会等の開催 10 回
- ・「H₂Osaka ビジョン 2022」策定
- ・燃料電池バス実車運行情報の共有 1回

【産業創造課 06-6210-9295】

■エネルギー産業創出促進事業

[21,516 千円]

(目的)

府内企業による蓄電池、水素・燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内外企業の府内での人工知能(AI)やモノのインターネット(IoT)等の技術革新に関連する先端技術等の実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。

(内容)

【府内企業に対する開発支援補助】

府内企業が取り組む、蓄電池、燃料電池等エネルギー関連の材料・部材や製品の開発・実証実験等に要する経費を一部補助しました。

【府内で実施する実証実験補助】

AI、IoT やエネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。



農業用マルチコプターの
高出力バッテリー

<2022 年度の取組実績>

- ・開発支援補助採択件数 6件
- ・実証実験補助採択件数 4件
- ・採択企業毎に1回以上／年のフォロー

【産業創造課 06-6210-9484】

■中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業

[1,585 千円]

(目的)

成長が期待されているエネルギービジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。

(内容)

【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】

・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ (SEP)」とスマートエネルギー分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスマエネインダストリーネットワーク (SIN)」の2つのプラットフォームを設置しています。

・SIN 会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を支援しました。

【中小企業への技術提案支援】

・エネルギービジネス分野への参入をめざす SIN 会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案力向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を支援しました。



<2022 年度の実績>

・商談件数 96 件

【産業創造課 06-6210-9484】

輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進【新規】

[- 千円]

(目的)

自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車普及に係る取組みを促進すること。

(内容)

府内における新車販売台数 3,000 台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の届出を義務付け、電動車普及に係る取組み等の実施を促しました。

<2022 年度の実績>

・計画書の届出 17 件

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進

[- 千円]

(目的)

電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。

(内容)

「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネット」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や啓発活動等の取組みを実施することにより、電動車の普及を促進しました。

また、市内公用車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めました。



公用車の庁内カーシェアとして運用実証している超小型電動モビリティを市町村イベントにて展示

<2022 年度の実績>

- ・電動車展示会・試乗会の開催 5回
- ・メールマガジン発行回数 13 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業【新規】

[4,526 千円]

(目的)

乗車による走行性能や実車での充放電機能等に関する体感・体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことで、ZEV の購入・利用を促進すること。

(内容)

カーシェアを通じ ZEV の乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施しました。



乗車体験事業のPR ステッカー

<2022 年度の実績>

- ・キャンペーン参加店舗数 132 店舗

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業【新規】

[265,028 千円]

(目的)

万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、市内の脱炭素化を強力に推進すること。

(内容)

市内で営業所・事業所を有し、バス運行を実施している事業者、自動車リース事業者等に対して、EV バス・FC バスの導入費用の一部を補助しました。



EV バスの例

<2022 年度の実績>

- ・補助台数 18 台

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■充電インフラ拡充事業【新規】

[17,961 千円]

(目的)

誰もが安心して EV を利用できる環境を整えるため、集客施設等に府民が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。

(内容)

府域の集客施設等において、府民等が利用できる充電設備の設置に対して、導入費用の一部を補助しました。



<2022 年度の実績>

・補助基数 65 基

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9586】

■新たなモビリティサービスの導入促進

[11,449 千円]

(目的)

AI オンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。

(内容)

高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院が思うようにできないといった問題の解決等に向け、市町村や交通事業者、AI 技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動により自家用車の利用の削減等を通じて環境負荷の低減に寄与する AI オンデマンド交通の導入等を促進しました。



大阪府で社会実験中の
Osaka Metro が運行する
AI オンデマンドバス

<2022 年度の実績>

・市町村と交通事業者が協力して行う AI オンデマンド交通の導入に向けた取組みに対し補助する「大阪府 AI オンデマンド交通モデル事業費補助金」を創設

採択事業数 2 事業(令和 6 年度までに交通事業者が運行主体となり社会実装をめざす事業)

【戦略企画課 06-6210-9067】

資源循環の促進

※ 「Ⅱ 資源循環型社会の構築」に記載する取組みを推進

森林吸収・緑化等の推進

※ 「Ⅴ 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」の「森林吸収・緑化等の推進」に記載する取組みを推進

気候変動適応の推進等

■おおさか気候変動適応・普及強化事業

[1,661 千円]

(目的)

府民・事業者の仲介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。

(内容)

おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくためのセミナーとワークショップ(初級編・中級編)を実施しました。

また、農業関係者向けに、屋外作業における暑熱ストレス軽減技術、将来予測を踏まえた府内農産物の適応策等について理解していただくためのセミナーを実施しました。

さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施しました。

〔 ※府では、2020 年 4 月、気候変動適応法に基づき、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所を「おおさか気候変動適応センター」に指定 〕



大阪府域の気候変動の影響と適応に関する 7 分野

<2022 年度の実績>

- ・座学研修の開催 1 回
- ・ワークショップの開催 2 回
- ・啓発セミナーの開催 4 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

■暑さ対策の推進

[55 千円]

(目的)

暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の 3 つの習慣を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。

(内容)

猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取り組み、府民の利用促進を図りました。

また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する『暑さ指数情報メール』の登録や熱中症警戒アラート等を周知しました。

さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、紙扇子など)を活用し各種環境イベント等で府民に周知しました。



クールオアシスプロジェクトの表示例

<2022 年度の実績>

- ・おおさかクールオアシスプロジェクト参加業種
金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9553】

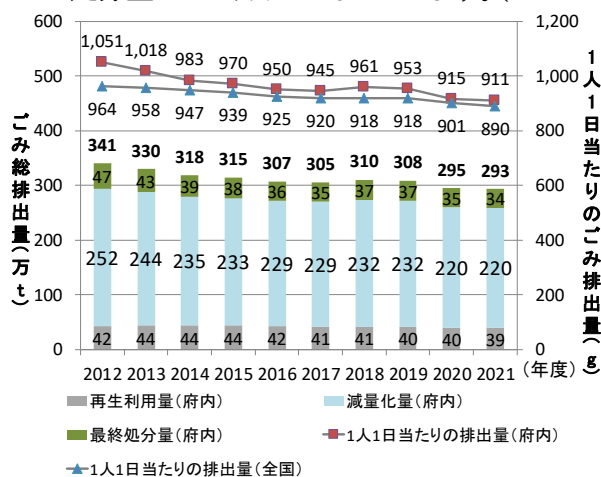
II 資源循環型社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- サーキュラーエコノミーへの移行を見据え、少ない資源で必要な物が生産されるとともに3R の取組みが一層進み、廃棄物はほぼ全量が再生素材やエネルギーとして使用され、最終処分量が必要最小限となっている。
- 府民誰もが食品ロス削減のための具体的な行動をとっている。
- 海洋プラスチックごみの削減に向けて、使い捨てプラスチックの削減・適正処理、プラスチック代替素材(紙、バイオプラスチック等)への切替等が一層進み、大阪湾へ流れ込むプラスチックごみが減っている。

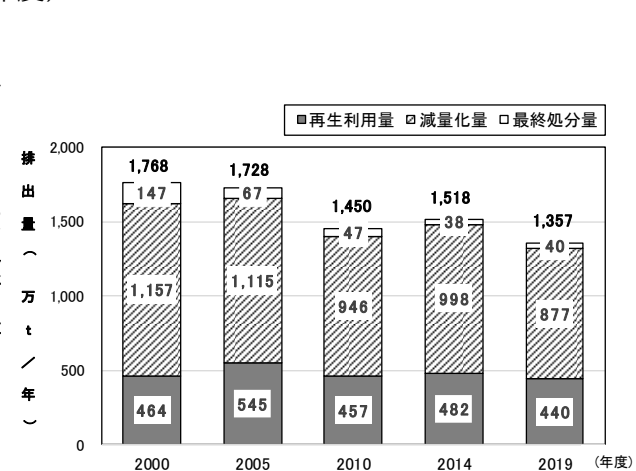
《現状》

- 府内から排出された一般廃棄物は、総量 293 万トン、そのうち再生利用量は 39 万トン、最終処分量は 34 万トンとなっています。(2021 年度)
- 府内から排出された産業廃棄物は、総量 1,357 万トン、そのうち再生利用量は 440 万トン、最終処分量は 40 万トンとなっています。(2019 年度)



一般廃棄物の最終処分量等の推移

注)四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

注)四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

■ 容器包装プラスチック(一般廃棄物のみ)

排出量:25万トン(2021 年度) ※2020 年度:23 万トン

再生利用率:28%(2021 年度) ※2020 年度:30%

●施策の方向

- リデュースとリユースの推進
- リサイクルの推進
- プラスチックごみ対策の推進
- 適正処理の推進

《分野別計画及び目標等》

➤ 大阪府循環型社会推進計画

目標(2025 年度):

- ・一般廃棄物
排出量を 276 万トン、再生利用率を 17.7%、最終処分量を 31 万トン、1人1日当たり生活系ごみ排出量を 400g/人・日とする。
- ・産業廃棄物
排出量を 1,368 万トン、再生利用率を 33.2%、最終処分量を 33 万トンとする。
- ・プラスチックごみ
プラスチックの焼却量を 36 万トン、有効利用率を 94%、容器包装プラスチック(一般廃棄物のみ)の排出量を 21 万トン、再生利用率を 50%とする。

進行管理指標:

- ・一般廃棄物
1人1日当たり事業系ごみ排出量、事業系資源化物も含めた再生利用率
- ・産業廃棄物
排出量から減量化量を除いた再生利用率、排出量から減量化量を除いた最終処分率
- ・プラスチックごみ
プラスチック排出量・再生利用量・最終処分量・単純焼却量
生活系焼却ごみのプラスチック混入率

➤ おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)

※ 「IV 健康で安心して暮らせる社会の構築」に記載

➤ 大阪府食品ロス削減推進計画

概要:府民に受け継がれている「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切に、事業者、消費者、行政が一体となって、『もったいないやん！食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに食品ロス削減の取組みを推進する。

目標:・2000 年度比で 2030 年度の食品ロス量の半減をめざす。

- ・2030 年度までに食品ロス削減のための複数(2項目以上※)の取組みを行う府民の割合を 90%にする。

※大阪府「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」
(取組例)残さずに食べる、冷凍保存を活用する、
賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する など

2022 年度の主な施策・事業と実績

リデュースとリユースの推進、リサイクルの推進

■循環型社会推進計画の推進

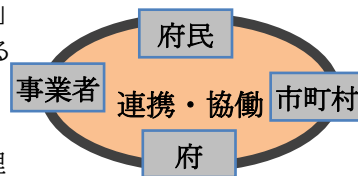
[185 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画(以下「循環計画」という。)」に定めた3R(リデュース、リユース及びリサイクル)やプラスチックごみ対策等に係る目標を達成すること。(目標年度:2025 年度)

(内容)

府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、焼却ごみのプラスチック混入率等の新たに設定した『進行管理指標』も活用して各主体の取組みをさらに促進しました。



循環型社会推進計画の実施主体

<2022 年度の実績概要>

(一般廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進(ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類(事業系)の混入削減等)
- ・リサイクルの推進(資源化できる紙ごみの分別・リサイクルの促進等)
- ・プラスチックごみ対策(マイ容器使用可能店舗の情報発信等)
- ・適正処理の推進(災害発生時の廃棄物処理の備え等)

(産業廃棄物)

- ・リデュース・リユースの推進(多量排出事業者等への排出抑制指導等)
- ・リサイクルの推進(建設廃棄物の分別排出の徹底等)
- ・プラスチックごみ対策(より質の高いリサイクルの促進)
- ・適正処理の推進(排出事業者、処理業者等への立入検査、指導)

【循環型社会推進室 06-6210-9566, 06-6210-9570】

■再生品普及促進事業

[119 千円]

(目的)

資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成すること。

(内容)

府内で発生した循環資源(廃棄物等)を利用して日本国内の工場で製造したもの、あるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。

2015 年度に制度を改正し、「使用済の認定製品を製造者が回収して再びリサイクルする製品」である『なにわエコ良品ネクスト』と、それ以外のリサイクル製品である『なにわエコ良品』に認定製品を区分しました。

「繰り返しリサイクルされる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。



「なにわエコ良品ネクスト」マーク



Warai Mirai Fes 2022
での認定製品の展示

<2022 年度の実績概要>

- ・認定製品の普及啓発・利用促進 認定 1 回(3月実施) 101製品

【参考】2022 年度末の認定製品数 294 製品

(うち、なにわエコ良品ネクストは 97 製品)

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

■容器包装リサイクルの推進

[81 千円]

(目的)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。

(内容)

第9期大阪府分別収集促進計画(2020～2024 年度、2024 年度目標:分別収集量: 22 万トン)に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3R を推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府民や市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。



ペットボトルの選別施設



破碎後のペットボトル

<2022 年度の実績>

- ・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表。

【参考】2020 年度分別収集量 17 万 1 千トン

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進

[- 千円]

(目的)

事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進すること。

(内容)

事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施の状況について知事に報告することとなっています。

事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の減量化への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行いました。

<2022 年度の実績>

- ・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表。

【参考】2022 年度公表状況

産業廃棄物処理計画	205 件
産業廃棄物処理計画実施状況報告	200 件
特別管理産業廃棄物処理計画	92 件
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告	94 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■食品ロス削減対策の推進【一部新規】

[7,409 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・府民の取組みを促進すること。

(内容)

- ・流通の各段階を担う事業者及び消費者を構成員とするネットワーク懇話会等を設置し、全体会や小売分科会の開催を通じ、行動変容を促す食品ロス削減のための具体的な取組みを展開しました。
- ・府民が自ら食品ロス削減について発信・啓発できる機会を創出するとともに、府域全体での食品ロス削減の機運醸成をはかるため、食品ロス削減ボランティア「もったいないやん活動隊」養成講座を開催しました。
- ・小売店舗をフィールドにした効果的な食品ロス削減策を検討し、モデル店舗において試行的な実証等を行いました。また、小売事業者が消費者啓発等に取り組むため、事例紹介セミナーを開催しました。



食品ロス削減月間ポスター

<2022 年度の実績>

- ・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 3回
- ・セミナー等の実施回数 5回
- ・セミナー等の参加者数 83 人
- ・おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度
新規参加事業者数 7事業者

【流通対策室 06-6210-9607】

プラスチックごみ対策の推進

■おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業

[3,049 千円]

(目的)

幅広い関係者が柔軟な検討と具体的な取組を進め、成果を広く共有するプラットフォームを運営するとともに、マイボトルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する府民の環境意識の向上、環境配慮行動の促進をめざすこと。

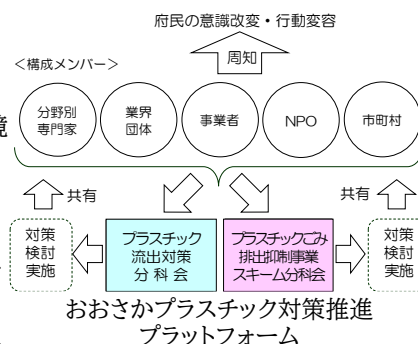
(内容)

(1) おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営

海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、実証事業の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信しました。

(2) マイボトルの普及拡大・啓発

府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボトルの利用啓発、マイボトルスポットの普及、効果的な情報発信の取組みについて意見交換を行いました。具体的な取組みを推進することで、マイボトル利用の機運を醸成しました。



おおさかマイボトルパートナーズ
によるイベントでの
マイボトルスポット設置

<2022 年度の実績>

- ・おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム
全体会合 開催回数 2回
モデル事業実施件数 2件
分科会 開催回数 6回(2分科会×3回)
- ・おおさかマイボトルパートナーズ会議 3回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■使い捨てプラスチックごみ対策推進事業【一部新規】

[3,708 千円]

(目的)

2020 年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチック削減目標を達成するため、府民の行動変容を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。

(内容)

- ・プラスチックごみ削減の一層の機運醸成を図り、府民の行動変容を促すため、マイ容器等の利用可能な店舗を検索できるウェブサイト「Osaka ほかさんマップ(2021 年 10 月開設)」を運用するとともに、府民のマイ容器体験を SNS に「#マイ容器ええやん」を付して投稿してもらうキャンペーンを行いました。
- ・プラスチックごみ問題や日常生活における取組みについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べる啓発資料を作成し、市町村と連携しながら、環境イベントや SNS 等を通じて府民啓発を行いました。



Osaka ほかさんマップ



ハンドブックとカードゲーム

<2022 年度の取組実績>

- ・Osaka ほかさんマップの SNS 投稿ギャラリー機能追加
- ・SNS キャンペーンへの応募数 208 件
- ・啓発資料の作成(ハンドブック、カードゲーム・チラシ)
- ・イベント等における啓発の実施 13 回

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金【新規】

[10,485 千円]

(目的)

2025 年大阪・関西万博に向けて、プラスチックごみ削減の意識醸成及び社会全体のさらなる行動変容を図ること。

(内容)

府内にあるホテルなどの宿泊施設で無料で提供される歯ブラシやヘアブラシなどのアメニティ等の使い捨てプラスチック使用製品を紙や木質素材、再生プラスチック、バイオマスプラスチック等を使用した代替製品に転換する取組みに対して補助しました。



使い捨てプラスチック製品の代替製品

<2022 年度の取組実績>

- ・17事業者(20施設)に対し補助金を交付
- ・補助金を活用した宿泊事業者に対し、アメニティなどのプラスチック使用製品の代替製品への転換や水平リサイクルの取組みについてヒアリングを実施し、ホームページで取組み事例等を紹介

【循環型社会推進室 06-6210-9566】

■環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業

[14,038 千円]

「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業」参照p24)

適正処理の推進

■PCB廃棄物等適正処理の推進

[231,767 千円]

(目的)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)使用製品及び廃棄物について、期限内 2026 年度末まで完全処分をめざすこと。

(内容)

- ・改正PCB特別措置法(2016 年 8 月 1 日施行)により、期限内の完全処分が義務付けられたPCB廃棄物について、「大阪府PCB廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。
- ・中小企業の処理費用を助成する PCB 廃棄物処理対策基金へ、拠出を行いました。
- ・集約保管している庁内 PCB 廃棄物(小型コンデンサー・安定器)の適正管理を行いました。



PCB廃棄物に係る立入検査

<2022 年度の取組実績>

- ・府内におけるPCB廃棄物(JESCO 大阪PCB処理事業所の処理対象である高圧機器等)の処理進捗率
2022 年度末 99.95% ※JESCO 大阪への登録台数に占める割合

【循環型社会推進室 06-6210-9583】

■産業廃棄物の適正処理の徹底

[18,049 千円]

(目的)

廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。

(内容)

- ・排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。
- ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。
- ・有害使用済機器(廃棄物を除く、使用済の電気電子機器)について、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。



産業廃棄物の不適正処理現場
(野外焼却)

<2022 年度の取組実績>

- ・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施
- ・排出事業者への説明会の開催 3回
- ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11 月
- ・不適正処理件数 375 件

【循環型社会推進室 06-6210-9570】

■廃棄物最終処分場の適正管理等

[120,230 千円]

(目的)

廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。

(内容)

大阪湾圏域広域処理場整備事業(フェニックス事業)について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。

また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。



フェニックス処分場での
廃棄物受入

<2022 年度の取組実績>

- ・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40 回
- ・堺第7-3区の適切な維持管理
 - 環境調査 12 回 1,869 検体
 - 護岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km
 - 老朽化対策(排水路改修工事) 200m

【循環型社会推進室 06-6210-9562】

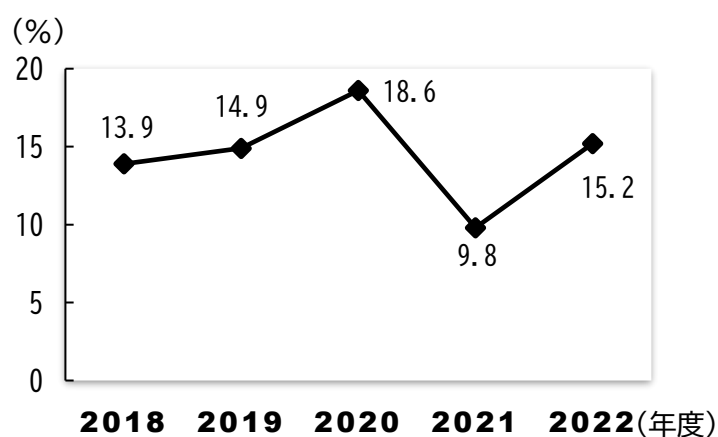
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- 生物多様性の保全や自然資本の持続可能な利用の機運が醸成され、多様な主体が連携し、府域の自然環境の保全及び回復活動が進んでいる。
- 府民、事業者、民間団体などあらゆる主体が生物多様性の重要性を理解し、日常生活の中でも自然環境に配慮した行動をしている。
- 希少な野生生物について生息状況のモニタリングが進むとともに、関係者が連携して特定外来生物の防除対策が進んでいる。

《現状》

- 自然環境に配慮した行動をする府民の割合について、2022 年度は 15.2%となっています。



自然環境に配慮した行動をする人の割合 (大阪府政策マーケティング・リサーチ)

- 府内において連携した取組を行っている事業者・団体数は、2022 年度は 342 事業者・団体となっています。
- 府内で確認された特定外来生物(※1)のうち、必要な対策(防除・啓発)がなされた割合について、2022年度は 28.1%(9 種/32 種)となっています。
※1 府内では、アライグマ、クビアカツヤカミキリ、ヒアリなど 32 種類の特定外来生物が確認されています。
- 法令等に基づく地域指定実面積は、2022 年度末時点で 46,964ha(※2)となっています。
※2 内訳:陸域 46,942ha、海域 22ha

●施策の方向

- 生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進
- 自然資本の持続可能な利用、維持・充実
- 生物多様性保全に資する仕組みづくりの推進

《分野別計画及び目標等》

➤ 大阪府生物多様性地域戦略

概要：生物多様性基本法に基づく、府内の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画

目標：○自然の恵みに関する意識の向上

○自然環境に配慮した行動の促進

○自然環境の持続的な保全の推進

○事業者等と連携した保全活動の推進

○特定外来生物の防除の推進

○市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築

2022 年度の主な施策・事業と実績

生物多様性の理解と生物多様性に資する行動の促進

■生物多様性保全のための普及啓発の推進

[1,617 千円]

(目的)

自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進める。

(内容)

生物多様性関連施設等と連携したイベントの開催等により普及啓発活動を進めるとともに、岬町多奈川地区多目的公園(関西国際空港土砂採取跡地)内に整備されたビオトープの環境整備及び自然観察会を開催しました。

また、国・市町村・関係機関と連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用した特定外来生物の防除等に関する情報共有を図るとともに、クビアカツヤカミキリ防除に係る研修会を開催しました。



多奈川ビオトープでの保全活動

<2022 年度の実績>

- ・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1 回
- ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 320 人
- ・特定外来生物連絡協議会 1 回
- ・クビアカツヤカミキリ防除対策研修会の開催 1 回

【みどり推進室 06-6210-9557】

自然資本の持続可能な利用、維持・充実

■日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）

[- 千円]

(目的)

万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。

(内容)

NPO 団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。

(2018 年 10 月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。)



竹林の保全活動

<2022 年度の実績>

市民参加による管理

- ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha
- ・園内花壇 0.6ha

【日本万国博覧会記念公園事務所 06-6877-3349】

■共生の森づくり活動の推進

[4,860 千円]

(目的)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。

(内容)

堺第7-3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森(約100ha)」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が介在する大規模な“みどりの拠点”を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。



共生の森での森づくり活動

<2022 年度の実績>

- ・共生の森づくり活動への参加人数 470 人
- ・企業や府民による植栽面積 0.2ha

【みどり推進室 06-6210-9557】

■天然記念物イタセンパラの保護増殖及びこれを活用した普及啓発事業

[- 千円]

(目的)

淀川におけるイタセンパラの野生復帰の試みと、それを用いた生物多様性についての普及啓発を推進すること。

(内容)

(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験池においてイタセンパラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川へのイタセンパラの野生復帰や、環境DNA分析を用いた生息状況の調査研究を行っています。2022年度は、淀川での繁殖状況の確認や外来種の防除に関する調査研究とともに、市民団体「イタセンネット」が行う保全活動の支援、および府民を対象とした観察会等により生物多様性について普及啓発を実施しました。



イタセンパラ



地元児童による放流

<2022 年度の実績>

- ・イタセンパラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認
- ・イタセンネットの保全活動(22回、1065人)
- ・観察会(1回、76人)

【みどり推進室 06-6210-9557】

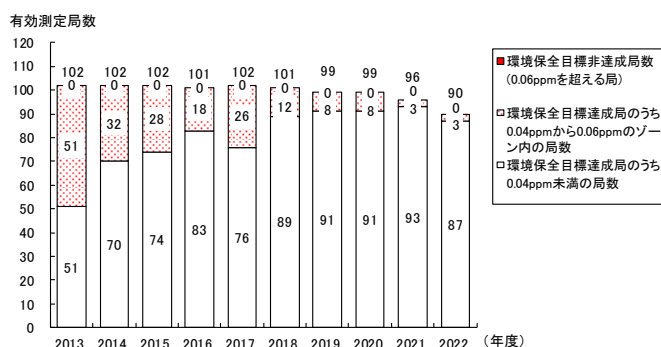
IV 健康で安心して暮らせる社会の構築

《2030年の実現すべき姿》

- すみわたる空気やすんだ川、豊かな海や里山がある大阪が実現している。
- 環境リスクが最小化され、良好で安心して暮らせる生活環境が確保されている。
- 環境に関するリスクコミュニケーションの普及により、府民、事業者、行政機関等が信頼しあい安心できる暮らしが確立されている。

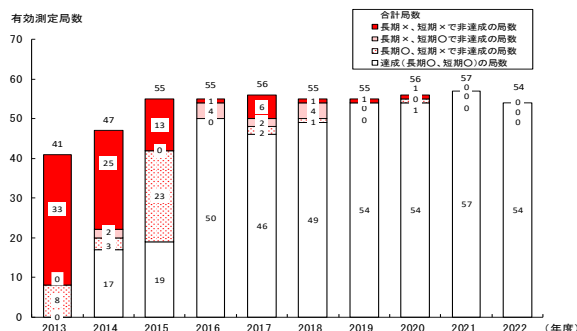
《現状》

- 二酸化窒素は、改善傾向にあり、生活環境保全目標(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内、またはそれ以下)の上限値0.06ppmを下回るレベルに達し、9割以上の地域が0.04ppm未満となっています。



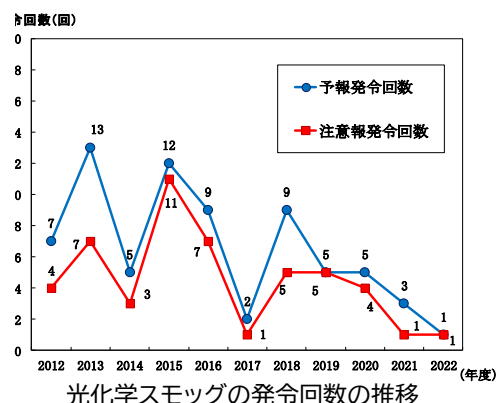
二酸化窒素の生活環境保全目標達成状況の推移

- PM2.5は、2011年度から自動測定機を順次整備し、常時監視しています。2022年度は、54局(有効測定局)で測定を行い、全局で生活環境保全目標を達成しました。



微小粒子状物質(PM2.5)の生活環境保全目標達成状況の推移

- 光化学スモッグ注意報の発令回数は、年度毎に気象条件による変動が大きく、増減を繰り返しています。また、九州地方から関東地方の広い範囲で発令があり、西日本や日本海側では、広域移流の影響も指摘されています。



光化学スモッグの発令回数の推移

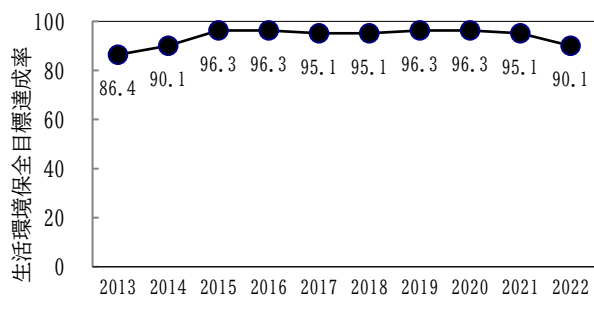
光化学スモッグとは

光化学オキシダントの濃度が高くなったとき、気象条件により白くモヤがかかったようになる現象のこと。人体への影響としては、目やのどの刺激を中心とする被害が報告されています。

PM2.5とは

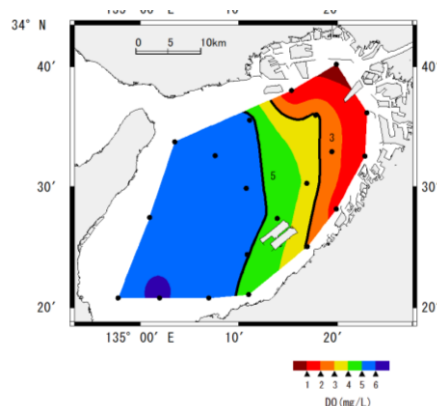
大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子のことをいいます。肺の奥深くまで入り込みやすく、長期的に一定濃度以上吸入すると、呼吸器疾患、循環器疾患等の影響が懸念されます。

- 河川の水質は、工場・事業場の排水処理対策や下水道の整備等によって、BOD の生活環境保全目標達成率が近年ほぼ 90%以上となっています。



府内河川における BOD の生活環境保全目標達成状況

- 夏季に湾奥部や埋立てのための海底土砂採取等で生じた窪地で発生する貧酸素水塊や青潮が水生生物に影響を与えています。

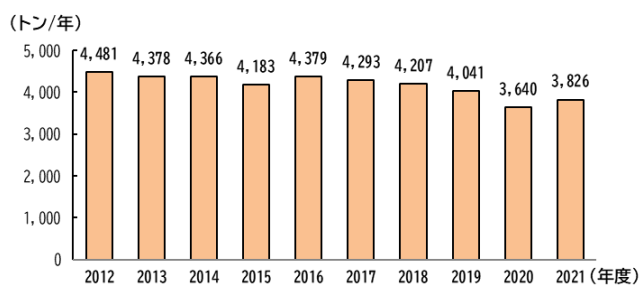


夏季底層 DO の分布図(2020~2022 年度平均)
【提供元】(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

貧酸素水塊とは
水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。

- 大阪府の海岸は、埋立てや海岸整備等により、自然海岸が全体のわずか1%という状況であり、魚介類の産卵・育成に不可欠な藻場は近年減少傾向にあると推定されています(2015 年調査値:97ha、2021 年推定値:84ha)。

- 府内における化管法対象物質の届出排出量は 2020 年までは減少傾向にありましたが、2021 年は増加しています。



府内における化管法対象物質の届出排出量の経年変化
※届出排出量の数値は、最新の届出内容に基づき過去に遡って修正しています。

- 府内における化管法対象物質の排出量は、全国第 9 位となっています。

都道府県別の化管法対象物質の排出量(2021 年度)

都道府県	届出 排出量(トン)	届出外排出量(トン)			排出量 合計(トン)
		事業所	家庭	移動体	
1 愛知県	8,666	5,905	2,123	2,602	19,295
2 静岡県	7,602	2,946	1,322	1,720	13,590
3 東京都	1,414	7,997	1,231	2,547	13,190
4 茨城県	5,611	4,489	1,089	1,749	12,938
5 千葉県	4,382	4,530	1,654	2,240	12,806
6 埼玉県	5,411	3,438	1,641	2,293	12,783
7 北海道	1,855	6,834	892	2,671	12,252
8 神奈川県	4,610	4,240	1,058	2,157	12,065
9 大阪府	3,826	4,941	1,214	1,999	11,979
10 広島県	7,243	2,256	802	1,307	11,608
その他	74,477	53,560	19,157	33,072	180,265
合計	125,095	101,135	32,183	54,358	312,771

化管法とは
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の略称。人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量等を把握、集計、公表する仕組み(PRTR 制度)を規定。現在 515 物質(2022 年 3 月までは 462 物質)がこの法律の届出対象として指定されています。

■ 施策の方向

- 固定発生源対策の推進
- 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
- PM2.5 対策の検討・実施
- 光化学オキシダント・揮発性有機化合物(VOC)対策の推進
- 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底
- 騒音・振動・悪臭の防止
- 生活排水の100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
- 水質汚濁負荷量の削減
- 大阪湾の環境改善対策の推進
- 水環境の保全・再生
- 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
- 地盤沈下対策の推進
- 環境監視
- 公害紛争処理

《分野別計画及び目標等》

➤ 生活環境保全目標

概要：府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として、大阪府が定めている目標。

➤ 「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン<2022 年 10 月策定>

(瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画・化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画)

概要：「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画(※1)」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(※2)」に基づく施策をより一体的に推進するため、一つの計画として取りまとめたもの。

(※1)「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づき、大阪府の区域において、瀬戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策について定めたもの。

(※2)「総量削減基本方針」に基づき、府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の削減目標を達成するために行う取組みについて定めたもの。

目標：○将来像

- ・多様な生物を育む場が確保されている
- ・健全な物質循環が行われ、良好な水環境が保たれている
- ・都市活動や暮らしに潤いと安心を与え、大阪の都市としての魅力を高めているという多面的価値・機能が最大限に発揮された「豊かな大阪湾」が実現していること

○個別目標

- (1) 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保
- (2) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに都市の魅力を高める潤い・安心の創出と自然景観及び文化的景観の保全
- (3) 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみの除去・発生抑制等
- (4) 気候変動等への対応

➤ おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)

概要：「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、大阪湾の特性・実情に応じて、実施すべき施策や推進体制をとりまとめたもの。同法の改正に伴い、海洋プラスチックごみ対策に重点を置いた改定を行い、目標や施策の基本方針等を定めている(2017年3月策定・2021年3月改定)。

目標：○長期的(2050 年を想定)にめざす姿

「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざす。

○計画の目標：2030 年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減する。

2022 年度の主な施策・事業と実績

固定発生源対策の推進

■大気汚染防止のための事業所規制

[3,335 千円]

(目的)

事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。

(内容)

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙(NO_x 、 SO_x 、ばいじん、有害物質)、揮発性有機化合物、一般粉じん、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行いました。

また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者に点検結果等の報告を求め適正な指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス測定を実施しました。



処理施設の排ガス採取

<2022 年度の取組実績>

- ・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施
- ・苦情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施
(立入検査実施回数 310 回)
- ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認 (実施事業所数 11 事業所)
(ダイオキシン類等一部項目の分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施)

【環境管理室 06-6210-9581】

自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進

■自動車NOx・PM総量削減対策の推進

[7,039 千円]

(目的)

窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対策地域全体で二酸化窒素(NO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成・維持すること。

(内容)

関係機関(関係市町村、道路管理者等)と連携し、交差点対策(右折レーン設置等の渋滞対策)等の交通流対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の諸施策を総合的に推進しました。

併せて、道路交通センサスや自動車輸送統計調査などをもとに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握しました。

また、グリーン購入法や大阪府グリーン配送実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配送の指導を行いました。



二酸化窒素濃度の簡易測定



電動車用グリーン配送
適合車ステッカー

<2022 年度の実績>

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準の全局達成・維持
- ・NOx・PMの排出量の把握
- ・第4次自動車NOx・PM削減計画の策定に向けた検討を実施

【参考】

- ・NO₂、SPMに係る大気環境基準 全局達成(2021 年度)
- ・対策地域からのNOx・PM排出量
NOx:8,340トン、PM:440トン(2021 年度)

【環境管理室 06-6210-9587】

■気候変動対策推進条例に基づく電動車の普及促進【新規】

[- 千円]

■官民協働の率先導入・普及啓発による電動車の普及促進【一部新規】

[- 千円]

■乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業【新規】

[4,526 千円]

■万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業【新規】

[265,028 千円]

■充電インフラ拡充事業【新規】

[17,961 千円]

■新たなモビリティサービスの導入促進

[11,449 千円]

※「I 脱炭素・省エネルギー社会の構築」に記載する「輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進」参照(p.27 ~ 29)

PM2.5 対策の検討・実施

■微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と的確な注意喚起の実施

[14,848 千円]

（目的）

府民の安全・安心を確保するため、PM2.5 の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信すること。

また、成分分析結果等を用いた解析を行い、発生源寄与割合の推計等についての知見を集積すること。

（内容）

自動測定機により府域の PM2.5 濃度の状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5 濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メール等により速やかに発信することとしていましたが、2022 年度は該当する日がありませんでした。

また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、季節ごとに PM2.5 の成分分析を実施するとともに、2021 年度の成分分析結果等を用いて、発生源寄与割合の推計を行いました。



粒子の大きさ比較

<2022 年度の実績>

・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握

(府所管 一般局:18 局、自排局:5 局、うち成分分析:2局)

【環境管理室 06-6210-9621】

光化学オキシダント・揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

■光化学オキシダント・VOC対策の推進

[167 千円]

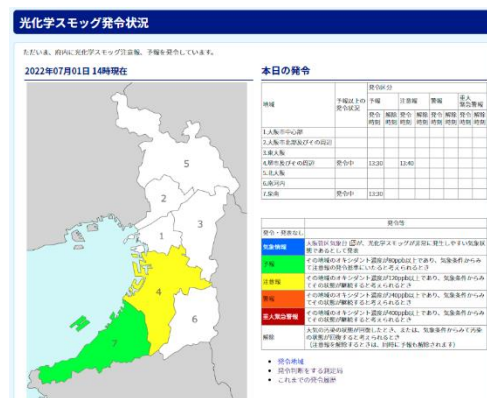
（目的）

府民の健康を守るため、光化学スモッグの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の排出量を削減すること。

（内容）

VOC の排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進しました。

また、光化学スモッグ予報等の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減措置の対象工場へ NOx や VOC の削減要請を行いました。



光化学スモッグ発令画面

<2022 年度の実績>

・VOC の排出抑制

【参考】

・VOC 届出排出量 9,100トン／年(2021 年度)

・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への NOx 削減要請
2022 年度 のべ 122 事業場

・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請
2022 年度 のべ 36 事業場

【環境管理室 06-6210-9577】

建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底

■府有施設吹付アスベスト対策事業

[120,727 千円]

(目的)

府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。

(内容)

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付アスベストについて除去対策工事等を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。

<2022 年度の実績>

- ・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設
- ・空気環境測定の実施 287箇所

【公共建築室 06-6210-9788】

■アスベスト飛散防止対策等の推進

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制に含む

(目的)

府民の健康を守るため、建築物等の解体・改造・補修に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。

(内容)

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行いました。

また、法令の改正による規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図りました。

6 月の「アスベスト飛散防止推進月間」には、解体現場の府内一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」を行うとともに、12 月には、関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策を講じました。

また、災害時の石綿飛散防止に係る措置について府民等への周知を行いました。



大気中の石綿濃度測定

<2022 年度の実績>

- ・解体現場等の立入検査等 484 件
- ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所で実施） 85 検体
- ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 2回
- ・届出 148 件

【環境管理室 06-6210-9581】

騒音・振動・悪臭の防止

■騒音・振動の防止

[11,830 千円]

(目的)

工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。

(内容)

幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音型機材への代替などの対策の推進を働きかけました。

また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制権限を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。



航空機騒音の測定

<2022 年度の取組実績>

- ・自動車騒音モニタリング調査を 10 町村域で実施
(自動車騒音に係る環境基準の達成率:93.7%(2021 年度))
- ・航空機騒音調査の実施
大阪国際空港周辺では、府が測定した5地点のうち、3地点で環境基準を達成
関西国際空港周辺では、2地点全てで環境基準を達成
- ・市町村研修会 5回開催

【環境管理室 06-6210-9588】

■沿道環境改善事業

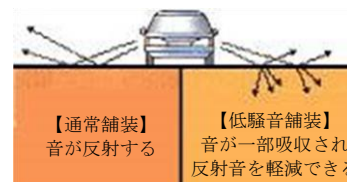
[78,944 千円]

(目的)

府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装(排水性舗装)を実施し、沿道の環境改善を図ること。

(内容)

環境基準の達成状況が悪い区間(騒音対策区間)において、路面の損傷状況に応じた補修を行う際に、低騒音舗装(排水性舗装)を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。



低騒音舗装による騒音対策

<2022 年度の取組実績>

- ・大阪中央環状線 等

【道路室 06-6944-9291】

■悪臭防止規制指導に関する市町村支援

[- 千円]

大気汚染防止のための事業所規制を含む

(目的)

悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を推進できるよう市町村への支援を行うこと。

(内容)

市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通して、市町村が苦慮している点や府内の苦情の現状を把握しました。

また、市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での苦情事例等の情報共有や意見交換等を行い、規制事務の処理方法や苦情の対応方法等の習得、臭気指数規制の導入を支援しました。

<2022 年度の実績>

- ・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応
- ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ
- ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回

【環境管理室 06-6210-9581】

生活排水の 100%適正処理をめざした生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進

■水質汚濁防止の事業所規制

[4,930 千円]

(目的)

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透規制を行い、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。

(内容)

法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量(BOD)や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。

また、規制の実効性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準や施設等の構造基準の遵守指導を行いました。



事業所排水の採水検査

<2022 年度の実績>

- ・排水基準や構造基準が適用される事業場などに対して、立入検査をのべ 384 件実施（試料採取・分析件数:140 件）。
- ・総量規制で連続測定が義務付けられる事業場(16 事業場)のうち6事業場で、総量採水検査を実施。

【環境管理室 06-6210-9585】

■生活排水対策の推進

[- 千円]

水質汚濁防止の事業所規制に含む

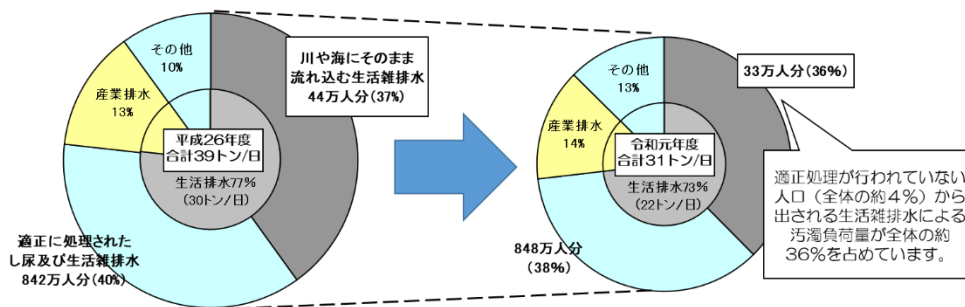
(目的)

河川等の良好な水環境を確保するため、生活排水の汚濁負荷量の削減を図ること。

(内容)

河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷量を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の効率的・効果的な整備を促進しました。

また、「大阪府生活排水対策推進月間」(2月)を中心に、啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の浸透を図りました。



<2022 年度の取組実績>

- ・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 4回
- ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 9か所
- ・生活排水適正処理率 96.7%(2021 年度末)

【環境管理室 06-6210-9585】

■浄化槽整備事業の推進

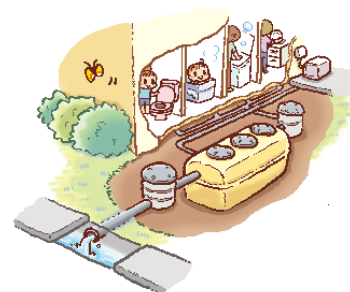
[4,423 千円]

(目的)

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のために、合併処理浄化槽の整備を推進すること。

(内容)

個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業(個人設置型)」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から使用料を徴収して管理運営する「公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型)」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。



合併処理浄化槽設置イメージ

<2022 年度の取組実績>

- ・浄化槽設置整備事業(個人設置型) 11 市町村
- ・公共浄化槽整備推進事業(市町村設置型) 5 市

【生活衛生室 06-6944-9180】

水質汚濁負荷量の削減

■総量削減計画の進行管理

[55 千円]

(目的)

府内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量(COD)、窒素(T-N)、りん(T-P)の量を削減し、閉鎖性水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。

(内容)

COD、T-N、T-Pに係る第8次総量削減計画の進行管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量規制基準を設定する際に必要となる規制対象事業場の工程排水実態等についての調査や関係情報の収集・整理を行い、国が定める第9次総量削減基本方針に基づき、第9次計画を策定しました。

<2022 年度の実績>

- ・2021 年度の COD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷量削減の進捗管理を行いました。
- ・2022 年 10 月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン(「第9次総量削減計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の一体的な計画)を策定しました。

【参考】

- ・2021 年度の COD、T-N、T-Pの発生負荷量
COD 44 トン/日、T-N 44 トン/日、T-P 2.7 トン/日

【環境管理室 06-6210-9577】

大阪湾の環境改善対策の推進

■豊かな大阪湾の創出に向けた取組みの推進

[1,215 千円]

(目的)

大阪湾流域の自治体等の関係機関と連携し、大阪湾の水質改善・汚濁防止を図ることにより豊かな大阪湾の創出をめざすこと。

(内容)

「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組みを推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画を策定しました。

また、大阪湾沿岸 23 自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を啓発しました。

さらに、大阪湾再生推進会議(事務局:近畿地方整備局)が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質一斉調査などを実施し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。



環境改善モデル設備の設置状況

<2022 年度の実績>

- ・2022 年 10 月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン(「第9次総量削減計画」及び「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」の一体的な計画)を策定しました。
- ・湾奥部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング
- ・鉄道会社や「アスマイル」との連携による大阪湾魅力スポットを巡るウォーキングイベントの開催 2回
- ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの出展 5回
- ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握

【参考】

- ・2021 年度のイベントへの出展回数 2回
- ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の状況把握



出展イベントの様子

【環境管理室 06-6210-9577】

■おおさか海ごみゼロプランの推進

[17,205 千円]

(目的)

「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみを含め人の活動に伴うごみの流入がない大阪湾をめざし、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を 2030 年度に 2021 年度比で半減させる目標を達成すること。

(内容)

ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。



トラックからのポイ捨てごみ削減にかかる啓発看板設置及び周辺ごみ拾いの様子

<2022 年度の実績>

- ・大阪府域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立及びプランの基準となる 2021 年度の流入量(年間 1,032 立方メートル、58.8 トン(推計値))の確定
- ・大阪府トラック協会及び教育機関等との連携によるトラックからのポイ捨てごみ削減に向けた取組みの実施
- ・河川流域の自治体で構成する協議会を活用した発生源対策の推進
- ・楽しみながら参加したくなる美化活動の展開(「ごみ拾い de ながら運動」の活用等)
- ・大阪湾の海ごみの回収の推進(「海岸漂着物等対策事業」参照)

【環境管理室 06-6210-9577】

■海岸漂着物等対策事業

[26,351 千円]

(目的)

大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実態調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックを含む海岸漂着物等の削減を図ること。

(内容)

漁業者と連携して海底ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみ等の実態調査(個数・組成)及び海岸に漂着したごみの組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。



漂流ごみの回収



回収された漂流ごみ

<2022 年度の実績>

- ・市町村等の海岸漂着物等対策への補助 4 団体
- ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(8~2月にかけて、府内8箇所 で 14 回実施)
- ・大阪湾に流入するプラスチックごみ量の AI を活用した推計手法を確立し、2021年度の推計を実施(「おおさか海ごみゼロプランの推進」参照)

【参考】2021 年度実績

- ・市町村等の海岸漂着物等対策事業への補助 4 団体
- ・港湾管理者が回収した漂流ごみや海岸の漂着ごみ等の組成調査(9~12 月にかけて、府内 10 箇所 で 13 回実施)

【環境管理室 06-6210-9577】

【水産課 06-6210-9612】

■大阪湾漁場環境整備事業

[16,172 千円]

(目的)

水産生物の産卵や幼稚仔魚の育成、ブルーカーボンの蓄積の場として重要な藻場を創造・保全し、海域環境の改善を図ること。

(内容)

「大阪府海域ブルーカーボン生態系ビジョン～藻場の創造・保全による豊かな魚庭(なにわ)の海へ～」(2022 年策定)に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に海藻の生える着底基質(ブロック)を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組みにより藻場の創造・保全、魚介類の生育環境の向上を図りました。

<2022 年度の実績>

・岬町沖の3工区について、ブロックの設置にかかる基本設計(実施設計、深浅測量)を実施



カジメ



ガラモ (ホンダワラ属)

【水産課 06-6210-9612】

水循環の保全・再生

環境リスクの高い化学物質の排出削減

■流域下水道事業の推進

[34,504,373 千円]

(目的)

流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、BOD の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。

(内容)

大阪府の下水道普及率は 96%を超えており、水みらいセンター(下水処理場)や流域下水道幹線などの基幹施設は概成していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な改築など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。

また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。

<2022 年度の実績>

・下水道普及率の向上

【参考】2021 年度末現在

下水道普及率 96.9%

・施設整備内容

合流式下水道の改善 3箇所

下水処理機能の計画的な維持保全 37 箇所

(うち、水みらいセンター12 箇所、ポンプ場 25 箇所)



水みらいセンター

【下水道室 06-6944-6792】

■環境リスクの高い化学物質の排出削減

[194 千円]

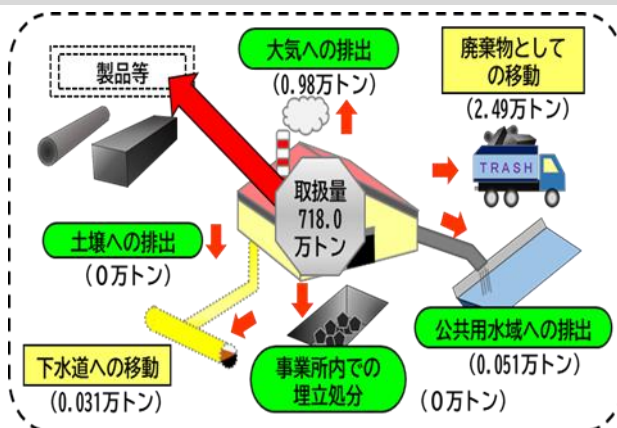
(目的)

化学物質に係る環境リスクを低減すること。

(内容)

環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、PRTR法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。

また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的な傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。



2021 年度の府域における化学物質の
届出排出量・移動量・取扱量

※届出排出量の合計：1.03 万トン

<2022 年度の取組実績>

- ・環境リスクの高い化学物質の排出を削減
- ・排出量等の届出件数 化管法 1,418 件、条例 1,196 件
- ・環境リスクの高い化学物質の排出量 1.03 万トン(化管法対象物質 0.38 万トンを含む)(2021 年度実績)

【環境管理室 06-6210-9578】

■大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進

[- 千円]

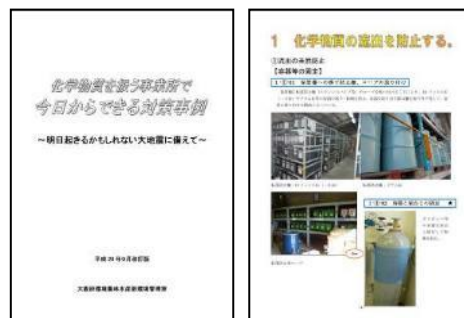
(目的)

大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。

(内容)

事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めました。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況について調査するとともに、立入検査等により指導を行いました。

また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取扱情報を定期的に提供しました。



対策事例集「化学物質を扱う事業所で今日から
できる対策事例～明日起きるかもしれない大地
震に備えて～」

<2022 年度の取組実績>

- ・大規模災害に備えたりリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数 540 件(2022 年度までの累計)
- ・立入検査実施件数 45 件

【環境管理室 06-6210-9578】

■大阪エコ農業の推進

[17,060 千円]

(目的)

農業の環境への負荷軽減を進め、環境保全、生産性の調和と農業経営面(採算性)に留意した大阪エコ農業を推進すること。

(内容)

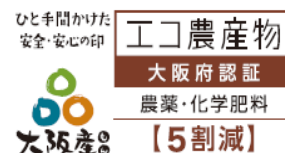
化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エコ農産物」として認証する制度を推進し、以下のような地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産を支援しました。

また、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。

- ・炭素貯留効果の高い堆肥の使用:カバークロップの作付け(水稻を栽培する前の水田にレンゲを栽培し土を豊かにする)等
- ・農薬使用量の低減:捕食性カブリダニ類や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等

<2022 年度の実績>

- ・大阪エコ農産物推進委員会の運営(R4.9、R5.3 開催)
- ・エコ農業に役立つ生産技術の開発(カバークロップ、天敵活用)



大阪エコ農産物認証マーク



スワルスキーカブリダニ



飛ばないナミテントウ

【農政室 06-6210-9590】

化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

■化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

[- 千円]

(目的)

化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話である「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。

(内容)

化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。



化学物質対策セミナー

<2022 年度の実績>

- ・化学物質対策に関するセミナーの開催 1回(参加申込 526 人)

【環境管理室 06-6210-9578】

残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

■土壌・地下水汚染対策の推進

[14 千円]

(目的)

土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。

(内容)

土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。

また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策が適切に推進されるよう指導を行いました。



汚染土壌掘削工事の現地確認
状況(地下水位の確認)

<2022 年度の実績>

- ・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導
- ・形質変更届出件数 66 件
- ・土壌汚染状況調査結果報告件数(法・条例・自主) 21 件

【環境管理室 06-6210-9579】

地盤沈下対策の推進

■地盤沈下対策に係る規制指導

[3,511 千円]

(目的)

地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく地下水採取の規制等を行うこと。

(内容)

工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実態を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。

また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計 14 箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。



地盤沈下・地下水位観測所

<2022 年度の実績>

- ・工業用水法に基づく許可 80 件
- ・地下水採取量報告徴収実績件数 1,323 件
- ・地盤沈下量、地下水位の観測 14 箇所

【環境管理室 06-6210-9579】

■大気汚染常時監視

[127,215 千円]

(目的)

府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適否など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。

(内容)

大気汚染状況を連続的に監視し、環境基準の適否を評価、公表しました。

光化学スモッグ注意報等の発令(予報:1回、注意報:1回)、周知を行いました。また、微小粒子状物質(PM2.5)濃度が高くなると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メール等で発信することとしていました。なお、2022年度は該当する日がありませんでした。

PM2.5について成分分析を行い、環境の現状を把握しました。

有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施しました。

健康被害が懸念されるアスベストについて、大気中濃度を経年的に監視しました。

<2022年度の実績>

- ・大気汚染常時監視 27局(国設局2局を含む)
- ・微小粒子状物質成分分析 2地点
- ・有害大気汚染物質モニタリング 6地点
- ・アスベスト環境モニタリング 4地点



大気汚染の自動測定機

【環境管理室 06-6210-9579】

■公共用水域常時監視

[57,619 千円]

(目的)

公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適否など環境の現状を把握すること。

また、環境省からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。

(内容)

河川及び海域における水質等、地下水質の常時監視(概況調査、継続監視調査、汚染井戸周辺地区調査)を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。

環境省からの受託により、瀬戸内海における水質汚濁、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。



河川の調査風景

<2022年度の実績>

- ・河川(水質57地点、底質11地点)
- ・海域(水質15地点、底質5地点)
- ・地下水質(概況調査20地点、継続監視調査39地点、汚染井戸周辺地区調査(継続監視終了調査を含む)13地点)
- ・環境省受託調査 大阪湾海域(水質7地点、底質2地点、マクロベントス(底生生物)2地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

■ダイオキシン類の常時監視

[11,311 千円]

(目的)

ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。

(内容)

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域(水質、底質)、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の適否を評価、公表しました。



大気試料の採取風景

<2022 年度の取組実績>

- ・大気(7地点)
- ・河川(水質 21 地点、底質 21地点)
- ・海域(水質5地点、底質5地点)
- ・地下水質(6地点)
- ・土壌(6地点)

【環境管理室 06-6210-9621】

公害紛争処理

■公害審査会

[1,215 千円]

(目的)

公害紛争処理法に基づき、知事の附属機関として公害に係る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。

(内容)

公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者同士の話し合いによる紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。

また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が係属中の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。



公害審査会全体会議
(年 2 回開催)

<2022 年度の取組実績>

- ・公害紛争処理法に基づく申請に対応。
 - 前年度からの繰り越し 3 件
 - 新規受付 6件
 - 終結 4件

【環境管理室 06-6210-9580】

V 魅力と活力ある快適な地域づくりの推進

《2030年の実現すべき姿》

- 府民、事業者、民間団体、行政など各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会となっている。
- みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされ、多様な働き方が普及するとともに、安全・安心で持続可能な「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。
- ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保されている。

～「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市をめざして～

■府民参加の促進



ゼロカーボン・ダイアログの動画配信



学生ボランティアによる棚田保全活動

■みどりの風を感じる大阪



資料：みどりの大阪推進計画

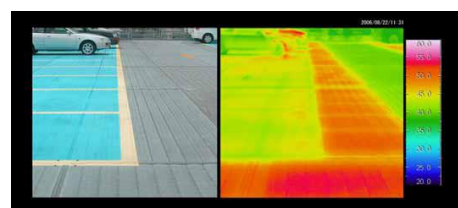
■ヒートアイランド対策の推進



屋上緑化



透水性・保水性舗装



太陽熱の高反射舗装

■魅力ある景観の形成

■歴史的・文化的環境の形成



千早赤阪村下赤阪の棚田の風景



富田林市寺内町の町並



百舌鳥・古市古墳群

■ 施策の方向

- 環境情報の発信・環境教育等の推進
- 府民参加の促進
- みどりと水辺の保全と創造
- 森林吸収・緑化等の推進
- ヒートアイランド対策の推進
- 魅力ある景観の形成
- 歴史的・文化的環境の形成
- 環境影響評価制度の推進
- 広域連携の推進

《分野別計画及び目標》

- 大阪府環境教育等行動計画
概要：府民が広く環境保全活動に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて自ら問題解決能力を育んでいくことができるよう環境教育等を推進する施策の充実を図る。
目標：環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、府民による「環境保全活動」に組み込みが広がるよう、6つの柱を立て、相互に関連させながら環境学習や環境保全活動を推進
- みどりの大阪推進計画
概要：「みどりの風を感じる大都市・大阪」を実現するため、大阪府のみどりに関する総合的な計画として、施策の推進方向や実現戦略を示す。
計画の期間：2009 年～2025 年
目標：・緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保
・緑化の目標（市街化区域）：緑被率 20%（現況の 1.5 倍）
- ヒートアイランド対策推進計画
計画の期間：2015 年度から 2025 年度
目標：①住宅地域における夏の夜間の気温を下げることにより、地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数^(※)を 2000 年より3割減らす。
※都市化の影響が少ない全国 15 地点のデータから算出した地球温暖化による影響と考えられる気温上昇分を除いて算出した熱帯夜日数
②屋外空間における既存のクールスポットの活用や創出をすることにより、屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善する。
- 都市景観ビジョン・大阪
概要：大阪府景観条例に基づく「大阪府景観形成基本方針」として策定するものであり、大阪府の景観特性を踏まえ、広域的な視点と地域的な視点からの景観形成の方向性を示す。
- 大阪府文化財保存活用大綱
概要：大阪府における文化財の保存・活用に関する施策の方向性を示すもの。めざすべき姿、基本理念、基本方針、それらに基づき文化財の保存・活用を図るために講ずる措置や、防災・防犯および災害発生時の対応等を示す。

2022 年度の主な施策・事業と実績

環境情報の発信・環境教育等の推進

■環境情報の発信

[- 千円]

(目的)

ホームページやメールマガジンを通して、環境イベントや環境モニタリング情報等を発信し、府民・事業者・地域団体・NPO 等の環境保全活動を促進すること。

(内容)

大阪の環境に関する情報のポータルサイトとして、「おおさかの環境ホームページ エコギャラリー」を開設しています。また、環境等イベント情報をお知らせするため、「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」を配信しました。

最近の大阪の環境に関するイベント情報、水質・大気等の環境モニタリング結果、環境審議会の審議内容、環境白書、条例・計画の情報等、幅広い環境情報について、ホームページ上に速やかに公表するなど積極的に発信することで、府民・事業者・地域団体・NPO 等の環境保全活動の促進を図りました。



おおさかの環境ホームページ
エコギャラリーのトップページイメージ

<2022 年度の取組実績>

・メールマガジン「大阪府環境農林水産イベント情報配信サービス」配信件数 8件

【環境農林水産総務課 06-6210-9543】

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

■環境教育等の推進

[- 千円]

(目的)

府民・事業者等のあらゆる主体が、様々な環境問題を理解し、環境配慮に対する意識の向上を図ること。

(内容)

学校、企業等への各種出前講座や各種施設見学会等を実施するなど、「環境教育等行動計画」に基づき、環境学習と環境保全活動を推進しました。

また、同計画の見直しを行うため、「大阪府環境審議会」に対し、「今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方」を諮問しました。



小学校での環境教育

<2022 年度の取組実績>

・府庁の各部局で取り組む環境教育出前講座等事業数 35 事業

・大阪の環境教育等を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の大阪府環境教育等行動計画のあり方について、大阪府環境審議会に諮問(R4.6)

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

府民参加の促進

■府民協働推進事業

[1,454 千円]

(目的)

地方公共団体、事業者、府民及び民間団体の協働により、豊かな環境の保全と創造に関する活動を積極的に推進すること。

(内容)

大阪府環境基本条例により設置している「豊かな環境づくり大阪府民会議」を運営し、会員相互の意見交換を促進するとともに、府民会議のネットワークを活用し、府民、団体、事業者等各主体の協働により、脱炭素社会、海洋プラスチックごみ問題等の環境の課題に対応した持続可能な社会の実現を図るため、様々な主体の連携・協働による各種事業を実施しました。

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテスト
- ・こどもエコクラブ交流会
- ・ゼロカーボン・ダイアログ



おおさか環境デジタルメディア
コンテスト
2022 年度最優秀作品
(デジタルポスター部門)

<2022 年度の実績>

- ・おおさか環境デジタルメディアコンテストの開催
- ・こどもエコクラブ交流会開催 1 回
- ・ゼロカーボン・ダイアログ開催 1 回

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9288】

■環境データ「見る」「知る」「活かす」推進事業

[1,026 千円]

(目的)

環境データ等を用いた学生主導の取組拠点の構築を図り、府の環境への理解促進、危機意識の向上等につなげること。

(内容)

府民による環境への理解促進を図り、暮らしの中での具体的な行動につながるよう、ハルカス大学(※)を拠点として、環境データの利活用をテーマにしたイベントを実施しました。

※あべのハルカスに入居している大学と企業がつながってできた学びのプロジェクト



イベントの様子

<2022 年度の実績>

- ・取組拠点の構築に向けたイベントの実施 3 回

【環境管理室 06-6210-9621】

■笑働OSAKAの推進

[336 千円]

(目的)

府民・企業・行政等、多様な主体の強みを活かした連携・協働により笑顔あふれる大阪を実現すること。

(内容)

公共施設の一定区間を、自治会・企業等に清掃・美化活動を行ってもらい、地域コミュニティの活性化、地域への愛着を創出しました。



笑働 OSAKA ロゴマーク

<2022 年度の実績>

- ・アドプト・プログラム参加団体数 654 団体
- ・アドプト・プログラム参加者数 約 50,000 人

【事業調整室 06-6944-9269】

■農業・農空間に関する活動への府民の参加促進

[2,704 千円]

(目的)

農業の担い手が減少する中、企業や学生等の幅広い府民参加により、農業・農空間の持つ多様な機能の発揮促進を図ること。

(内容)

府民が気軽に農空間での活動に参加できるよう、企業や学生、農空間保全団体等の多様な主体が参画する「おおさか農空間づくりプラットフォーム」を運営し、農空間の魅力や活動等に関する情報の発信、府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みを支援しました。



学生ボランティアによる
棚田保全活動

<2022 年度の実績>

- ・「おおさか農空間づくりプラットフォーム」の運営の強化
- ・公式 Facebook・Instagram の運営及び外部媒体との連携
- ・府民に農業・農空間に触れ合う機会を提供する取組みへの支援及び後援

【農政室 06-6210-9600】

■「みどりの風を感じる大都市・大阪」の推進

[12,318 千円]

（目的）

都市魅力の向上につなげる都市緑化を一層推進するため、部局連携による取組みを進め、みどり豊かな魅力あふれる大阪の実現を図ること。

（内容）

民間事業者や地域住民が取り組む、緑化空間の整備を市町村との連携や民間寄附の活用を図りながら、促進しました。

（主な事業）

・「みどりづくり推進事業（活動助成）」

地域の緑化活動団体等が行う活動に対し助成しました。

・「地域緑化推進事業」

住民等が協働して行う植栽活動に対し、緑化樹を配付しました。

・「みどりの風の道形成事業」

みどりの風促進区域（※）で企業等が行う緑化に対し、植栽の経費等を補助しました。

（※）海と山をつなぐみどりの太い軸線の形成をめざし、道路や河川などの公共空間と沿線民有地の一体的な緑化を進めるため、12 路線を指定した区域。

・「豊かな緑陰形成等支援事業」

府域各地での緑陰づくり等を促進するため、市町村による道路や公園などの公共空間での緑化整備・再生を支援しました。

・マイツリー事業

府が管理する道路で、寄付者のメッセージ板を添えた樹木を植栽しました。



企業等が行う
緑化のイメージ



良好な緑陰空間
のイメージ

<2022 年度の実績>

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・みどりづくり推進事業（活動助成） | 3件 |
| ・地域緑化推進事業 | 1,972 本配付 |
| ・みどりの風の道形成事業 | 2地区 |
| ・マイツリー事業 | 26 本植栽 |

【みどり推進室 06-6210-9558】

【公園課 06-6944-7594】

森林吸収・緑化等の推進

■アドプトフォレスト制度による企業の森づくり

[- 千円]

(目的)

企業やNPO法人等の参画により、放置された人工林や竹林等荒廃した森林を整備することで、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資すること。

(内容)

大阪府が、事業者等の要望を聞きながら、活動地や活動内容等の提案を行い、活動地となる市町村や大阪府、事業者等の間で、活動内容や役割分担等を含む協定を結びます。その上で、事業者等は対象地域で間伐や植樹、下草刈りなどの森づくり活動を行いました。

府は、協定を結ぶ際の調印式の実施や、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式等により、事業者等の新規参画や意欲向上を図りました。



企業による森づくり活動の様子

<2022 年度の取組実績>

・協定を結ぶ際の調印式、長期の活動を実施する事業者への感謝状贈呈式の実施

【参考】 2022 年度末

・全体の活動地区数 37 ケ所

・全体の参加団体数 39 団体

【みどり推進室 06-6210-9556】

■森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備・木材利用に対する技術的支援等【一部新規】

[111,953 千円]

(目的)

国の森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、府が市町村へ支援等を行うこと。

(内容)

市町村に対し、「大阪府森林整備指針」に基づき、計画的な森林整備を進めるための必要な技術マニュアルを作成し配付するなど、森林整備に関する技術的支援を実施しました。また、府内産木材(国産木材の一部利用も可)を活用して府有施設の内装木質化を実施することにより、市町村が事業検討・実施時に参考となるモデル事例を示すなど、木材利用を実施するために必要な情報提供、助言・指導を行いました。



市町村向け研修会の様子

<2022 年度の取組実績>

・森林環境譲与税で森林整備を実施した市町村数 18市町村

・森林環境譲与税で木材利用を実施した市町村数 16市町村

【みどり推進室 06-6210-9556】

ヒートアイランド対策の推進

■都市緑化を活用した猛暑対策事業

[308,708 千円]

(目的)

多くの人々が屋外で暑くても待たざるを得ないバス停等のある駅前広場などにおいて、暑熱環境の改善を図ること。

(内容)

市町村や鉄軌道・バス事業者などが行う植樹等による緑化及びミスト発生器などの暑熱環境改善設備の設置に対して助成しました。



駅前広場での緑化

<2022 年度の実績>

市町村や鉄軌道・バス事業者などに対する補助 37 箇所

【みどり推進室 06-6210-9558】

■建築物におけるヒートアイランド対策の促進

[- 千円]

(目的)

優れたヒートアイランド対策の取り組みをした建築主及び設計者を顕彰し、建築物におけるヒートアイランド対策を促進すること。

(内容)

府内の大規模な建築物(延べ面積 2,000 m²以上)の新築等にあたり特に優れたヒートアイランド対策の取り組みをした建築主及び設計者を対象として、「おおさか気候変動対策賞」の特別賞(愛称:“涼”デザイン建築賞)を公募により実施しました。



令和4年度受賞建築物
枚方市総合文化芸術センター

<2022 年度の実績>

・おおさか気候変動対策賞特別賞の実施

【建築環境課 06-6210-9725】

魅力ある景観の形成

■府道緑化事業

[788,572 千円]

(目的)

都市の景観形成や環境改善等多様な役割を果たす街路樹を、適切に維持管理し、安全安心で魅力的な道路環境整備を推進すること。

(内容)

倒木にくい樹種への更新や樹木が健全に生育できる基盤づくりを行うことにより、地域に親しまれる緑陰づくり、安全安心で魅力的な街路空間の形成を行いました。また、定期的な点検を行うことで、倒木や枝折れの発生を予防し、良好な道路環境の創出を図りました。



府管理道路の街路樹整備状況
の例(写真撮影線)

<2022 年度の実績>

・街路樹の更新・補植 高木: 211 本 低木: 6,633 本

【公園課 06-6944-9314】

■美しい景観づくり推進事業

[588 千円]

(目的)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導の実施や、景観資源の発掘及び情報発信等を通じて、良好な景観形成を図ること。

(内容)

「大阪府景観計画」等による適切な規制誘導を実施し、良好な景観形成を図りました。

また、府民・事業者・行政による「大阪美しい景観づくり推進会議」の実施、地域の優れた景観資源の発掘・情報発信、景観上優れた建物等を表彰する「大阪都市景観建築賞」の実施などを通じて、府民等の景観に対する関心づくりに取り組み、良好な景観形成につなげました。



第41回大阪都市景観建築賞大阪府知事賞
(大東市公民連携まちづくりプロジェクト
「morineki」)

<2022 年度の実績>

- ・「大阪美しい景観づくり推進会議」の開催 1回
- ・「大阪都市景観建築賞」の実施

【建築環境課 06-6210-9718】

■ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト

[- 千円]

(目的)

世界に誇れる大阪の魅力ある景観、きらりと光る個性豊かで多彩な大阪の景観を美しく眺めることのできる場所(ビュースポット)を一般からの募集により発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信していくことで、府民・事業者・来訪者の景観に対する関心を高め、府域全体の良好な景観形成を推進すること。

(内容)

一般からの募集により、優れた景観を眺めることのできる場所(ビュースポット)を発掘し、「ビュースポットおおさか」として選定したものを発信するとともに、選定したビュースポットを活用した景観フォトラリー等の周遊促進事業を継続的に実施し、スポットに立ち寄り、景観を楽しんでいただける取り組みにより、府民の景観への関心を高め、良好な景観形成につなげました。



(夕景を眺める長松自然公園)



(水路の桜を眺める砂子水路側道)

ビュースポットおおさか 第3回選定

<2022 年度の実績>

- ・「第3回 ビュースポットおおさか」の実施
- ・周遊促進事業の実施

【建築環境課 06-6210-9718】

歴史的・文化的環境の形成

■指定文化財等の保全・活用と次世代への継承

[11,947 千円]

(目的)

大阪府の誇る指定文化財等の貴重な文化遺産を適切に保存・活用するとともに、これを確実に次世代に継承することによって、郷土への誇りや伝統・文化を尊重する心を育むこと。

(内容)

大阪府内に所在する各種文化財の把握に努め、特に価値が高いものについては、文化財指定等による保存の措置を講じました。

また永くこれを伝えていくため、必要な修理や防災設備の新設・点検・改修等が滞りなく進められるよう、専門的見地からの技術的支援を行うとともに、必要な場合は補助事業として財政的支援を行いました。



天然記念物
信達神社のオガタマノキ（泉南市）

<2022 年度の実績>

- ・文化財指定、登録の推進 新指定1件、追加指定2件、記録選択1件
- ・文化財保存修理等の補助 18 件

【教育庁文化財保護課 06-6210-9902】

環境影響評価制度の推進

■環境影響評価制度

[1,458 千円]

(目的)

環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき環境アセスメント手続を行うことにより、大規模事業に係る環境保全について、適正な配慮がなされることを確保すること。

(内容)

学識経験者により構成される環境影響評価審査会の調査審議が円滑に行われるよう事務局として同審査会を適切に運営しました。また、環境影響評価条例等の対象事業について、環境影響評価図書の作成を指導するとともに、事後調査報告書の提出を受けて対象事業の実施による環境影響及び環境保全対策の履行状況を確認し、必要に応じ事業者へ環境保全についての措置を講じるよう求めました。



環境影響評価審査会による
事業計画地の現地調査

<2022 年度の実績>

- ・環境配慮の事前検討やわかりやすい環境影響評価図書の作成等に関する事業者への適切な指導を実施
- ・環境影響評価方法書の審査 3事業
- ・事後調査報告書の縦覧 4事業

【環境管理室 06-6210-9580】

広域連携の推進

■ 関西広域連合における広域的な環境保全対策の推進（広域環境保全）

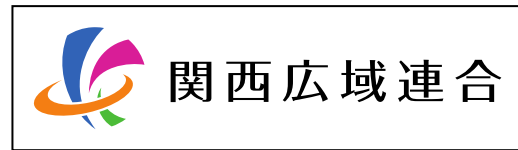
[15,031 千円]

（目的）

関西広域連合での温室効果ガス削減のための取組みや府県を越えた鳥獣保護管理の取組み等の広域的な環境保全の対策を推進すること。

（内容）

地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現をめざすため、「地球温暖化対策の推進」、「自然共生型社会づくりの推進」、「循環型社会づくりの推進」、「環境人材育成の推進」の取組みを実施しました。



関西広域連合シンボルマーク

<2022 年度の取組実績>

下記分野について取組みを進め、関西広域環境保全計画（第4期）を策定

（地球温暖化対策の推進）

- ・住民・事業者啓発
- ・次世代自動車普及促進
- ・再生可能エネルギーの導入促進

（自然共生型社会づくりの推進）

- ・関西地域カワウ広域保護管理計画の推進
- ・ニホンジカ等の広域的な鳥獣対策の推進
- ・関西の残したい自然エリアの選定

（循環型社会づくりの推進）

- ・3R等の統一取組みの展開
- ・一般廃棄物の適正処理に向けた広域的な取組みの検討
- （環境人材育成の推進）
- ・幼児期環境学習の推進、交流型環境学習の推進

【連携課 06-6941-9776】

【産業創造課 06-6210-9269】

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【動物愛護畜産課 06-6210-9619】

■ 関西広域連合におけるプラスチック対策の推進（プラスチック対策検討会）

[9,795 千円]

（目的）

プラスチック対策（プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等）について関西広域での取組みを進め、地域創生につなげること。

（内容）

「プラスチック代替品普及可能性調査」では、モデル事業を実施し、社会受容性向上に向けた課題等を整理、「プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査」では、プラスチックごみ散乱状況推計モデルの検証・補正を行いました。

また、それぞれの結果をもとに情報集や利活用マニュアルを作成し、ホームページに掲載するなど、域内府県・市町村や事業者等に周知しました。

プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信しました。

<2022 年度の取組実績>

- ・プラスチック代替品普及可能性調査
- ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査
- ・プラスチック対策推進プラットフォーム（3回）

【脱炭素・エネルギー政策課 06-6210-9319】

【循環型社会推進室 06-6210-9567】

【環境管理室 06-6210-9577】

【商工労働総務課 06-6210-9294】

各分野における目標に対する現状一覧

分野	目標	目標値 (2030年度)	基準年度又は目標設定時の状況		最新の状況	
			数値	年度	数値	年度
脱炭素・省エネルギー	■府域における温室効果ガス排出量	40%削減 (3,373万トン)	5,622万トン	2013	21.8%削減 (4,395万トン)	2020
	■府庁の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量	45%削減 (29.4万トン)	53.4万トン	2013	24.7%削減 (40.2万トン)	2020
	■自立・分散型エネルギー導入量 (太陽光発電、燃料電池、廃棄物発電等導入量)	250万kW以上	185.3万kW	2019	196.6万kW	2021
	■再エネルギー利用率 (電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)	35%以上	20.8%	2019	23.0%	2021
	■エネルギー利用効率 (府内総生産あたりのエネルギー消費量)	40%以上改善	12.6%	2017	16.3%	2019
資源循環	■一般廃棄物 ^{注1}					
	排出量	276 万トン	308 万トン	2019	293 万トン	2021
	再生利用率	17.7%	13.0%	2019	13.3%	2021
	最終処分量	31 万トン	37 万トン	2019	34万トン	2021
	1人1日当たり生活系ごみ排出量	400g/人・日	450g/人・日	2019	445g/人・日	2021
	■産業廃棄物 ^{注1}					
	排出量	1,368万トン	1,357万トン	2019	1,357万トン	2019
	再生利用率	33.2%	32.4%	2019	32.4%	2019
	最終処分量	33万トン	40万トン	2019	40万トン	2019
	■プラスチックごみ ^{注1}					
	プラスチックの焼却量	36万トン	48万トン	2019	—	—
	有効利用率	94%	88%	2019	—	—
	容器包装プラスチック(一般廃棄物のみ)の排出量	21 万トン	24万トン	2019	25万トン	2021
	再生利用率	50%	27%	2019	28%	2021
	■食品ロスの削減					
生物多様性	■自然の恵みに関する意識の向上 ■自然環境に配慮した行動の促進					
	自然環境に配慮した行動をする府民の割合 ^{注2}	—	18.6%	2020	15.2%	2022
	■自然環境の持続的な保全の推進 ■事業者等と連携した保全活動の推進 ■特定外来生物の防除の推進					
	連携した取り組みを行う事業者・団体数 ^{注2}	—	299事業者・団体	2020	342事業者・団体	2022
	府内で確認された特定外来生物のうち必要な対策がなされた割合 ^{注2}	—	28.1%(9種/32種)	2020	28.1%(9種/32種)	2022
	■市町村や保全団体等と連携したモニタリング体制の構築					
	法令等に基づく地域指定の割合(陸域) ^{注2}	—	24.6%	2020	24.6%	2022
	■大気環境					
健康安心	二酸化窒素(NO ₂)について①全局0.06ppm以下を達成し、さらに②全局0.04ppm以下をめざす。	①0.06ppm未満の測定局 100% ②0.04ppm未満の測定局 100%	①100% (99局/99局) ②91.9% (91局/99局)	2020	①100% (90局/90局) ②96.7% (87局/90局)	2022
	光化学オキシダントについて、1時間値0.12ppm(注意報発令レベル)未満を全ての測定地点で達成	0.12ppm未満の測定局 全局	27局(／68局)	2020	55局(／66局)	2022
	■河川環境					
	BODの生活環境保全目標達成	達成率100%	96.3%	2020	90.1%	2022
	■大阪湾の環境					
	大阪湾に流入するプラスチックごみの量	2021年度より半減	58.8トン	2021	58.8トン	2021
	底層溶存酸素量の改善をめざす。	達成率100%	58% (12地点中7地点)	2021	42% (12地点中5地点)	2022
	藻場面積95haを目指す。	藻場面積95ha (2031年度)	84ha	2021	84ha	2021
	■化学物質					
	環境リスクの高い化学物質の排出量を2019年より削減	2019年度より削減	4,041トン	2019	3,826トン	2021
快適な地域づくり	■府域面積に対する緑地の確保	約4割以上確保 ^{注1}	約4割	2009	—	—
	■緑化(市街化区域)	緑被率20% ^{注1} (現況の1.5倍)	13.9	2009	13.8	2012
	■地球温暖化の影響を除外した熱帯夜日数	3割削減	37日	2000	30日	2020

注1 排出量や再生利用率などの各項目の目標値は2025年度

注2 モニタリング指標(取組内容を検証する際に活用する指標)

2022(令和4)年度に講じた施策事業【点検・評価シート】

※ 「決算額」には、立入指導や普及啓発などに係る人件費は含んでいません。

※ 「進捗」の☆の数の意味は、次のとおりです。

☆☆☆☆：想定以上、☆☆☆：想定どおり、☆☆：想定以下（特に改善を要しない）、☆：想定以下かつ要改善

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善案・今後の方向性	2024大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標	実績	評価			①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅰ 脱炭素・省エネルギー社会の構築																
1-1	気候危機の認識共有の促進	継続	あらゆる主体に対して気候危機の認識の浸透を図ること。	気候危機であることも府民にわかりやすく情報発信するなど、気候変動対策に対する関心や府と府民・事業者が気候危機の認識を共有し、各主体が一体となって行動していくための意識改革の取組みを推進しました。ゼロカーボンシティ連絡会の開催など、脱炭素化に向けた意識をあらゆる主体が共有し、各種取組みの検討・推進を図りました。	13		- おおさかゼロカーボンシティ連絡会 - 会議の開催回数 3回	- おおさかゼロカーボンシティ連絡会 - 会議の開催回数 3回	☆☆	ゼロカーボン連絡会を設置し、会議において情報交換を行う等、府内市町村との連携体制を構築することができました。	引き続き、ゼロカーボンシティ連絡会を実施し、府内市町村との積極的な情報交換、協力・連携体制の構築に努めていきます。	○				◎
1-2	おおさかスマートエネルギー協議会	継続	おおさかスマートエネルギープラン（2021年3月策定）に基づき、府民や民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等、あらゆる関係者と情報共有し、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー効率の向上等に向けた取組みを推進すること。	エネルギー基本計画の改定など関係者共通の大きな課題について情報共有や意見交換を行う全体会議と、個別具体的な課題について議論する部門別会議を開催しました。	7 13 14	33	- 会議の開催回数 10回	- 会議の開催回数 5回	☆☆	効率的な会議開催を行ったため、会議開催回数は減りましたが、燃料価格の高騰等、その時の状況について各主体が実施する取組み等を情報共有・意見交換することができました。	引き続き、府民・民間事業者、市町村、エネルギー供給事業者等あらゆる関係者と情報交換や意見交換を行い、エネルギー問題に取り組んでいきます。	○		◎		
1-3	地域温暖化防止活動推進員養成強化事業	新規	地域温暖化防止活動推進員の地域での主体的な啓発活動を推進するとともに、環境に関心のある府民に対してより効果的な啓発を実施できるように、情報伝達の方法や手段を活用することで人材を獲得、育成すること。	職域別スペシャリスト啓発人材育成研修 ライフスタイルの改革に参画する事業活動分野（エネルギー・小売、住宅販売、自動車販売）において、府民と接する営業担当と係に正しい知識を習得してもらい、事業活動等において府民（消費者）に温暖化対策の適切な説明を行える人材を育成・育成しました。	4 6 7 11 12 13 14 15 17	2,706	- 養成講座の開催 3事業分野×2回	- 養成講座の開催 3事業分野×1回	☆☆	令和4年度は、エネルギー・小売、住宅、自動車の各事業活動分野において、養成講座を実施した。当初、計8回の講座を開催予定だったが、受講者数が当初予定の半分以下にとどまり、計3回の開催となったものの、温暖化対策の適切な説明を行える人材を育成することができた。	引き続き、人材の育成を継続していきます。	○	◎		○	
1-4	脱炭素化に向けた消費行動促進事業	新規	府民等に対して、身近な食品が暮らしの脱炭素化に向けた消費行動を促すため、カーボンフットプリント（CFP）やワットタイム（ワット時）表示した普及啓発手法の確立・定着を図ること。	大阪府内産食材を対象とした大阪版CFP算定手法と算定結果のラベリング方法を、有識者検討会議での意見を踏まえ、検討しました。また、府内で開催されたイベントや実証店舗等で、販売されている農作物のGHG排出量を算定・ラベリングし、普及啓発等を行いました。	12 13	5,698	- 有識者検討会議 3回 - ラベリング表示の試行実施 大阪産（もも）などの農産物等10品目	- 有識者検討会議 3回 - ラベリング表示の試行実施 大阪産（もも）などの農産物等11品目	☆☆	大阪府内産食材を対象とした大阪版CFP算定手法と算定結果のラベリング方法を、3回の有識者検討会議を踏まえ「検討し、イベントや実証店舗等で販売や料理で使われた11品目の農作物のGHG排出量を算定・ラベリングし、普及啓発等を行いました。	引き続き、イベントや実証店舗等での算定と、ラベリングによる普及啓発等を実施していきます。	○	◎	○		
1-5	環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与別調査検討事業	新規	府民の日常的な消費行動を脱炭素化に向けた環境配慮型に変革していくこと。	小売事業者等が活用している既存のポイントシステムを活用して、CO2排出が少ない商品・サービスを選んだ消費者に脱炭素ポイントを上乗せ付与する実証事業を実施し、脱炭素に参画する商品選択の促進効果やCO2削減効果等に関する検証を実施しました。	7 11 12 13 14 15	13,949	- 効果検証を行う事業者の選定とポイント付与の試行 - 制度のあり方を検討するプラットフォームの設立・運営	- ポイント付与事業者6社による脱炭素ポイント付与の実施 - 脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議 4回	☆☆	ポイント付与事業者6社で、脱炭素ポイント付与を実施するとともに、脱炭素ポイント制度推進プラットフォーム会議を運営することができ、概ね想定通りに実施することができました。	今後、脱炭素ポイントを付与する制度のガバナンス体制を構築するなどし、制度の普及を図ります。	○	◎	○	◎	
1-6	府庁の率先行動	継続	府自身の事業・事業により発生する温室効果ガス削減の促進と、再生可能エネルギー由来の電力の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などによって率先して、府民、事業者の取組みをけん引します。	「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン（2021年3月策定）」に基づき、府庁の事務事業により排出される温室効果ガス排出量を2030年度に20%削減（2018年度）とする目標の達成に向けて、環境マネジメントシステムの運用により、省エネ・節水などのさらなる推進、再生可能エネルギー由来の電力の活用、グリーン調達、エネルギー効率を意識した働き方の推進などに率先して取り組む、府民、事業者の取組みをけん引しました。	7 12 13	54	- エネルギー消費量 前年度比1%削減 - 温室効果ガス排出量 前年度比、2%削減	- エネルギー消費量の削減 前年度比1.8%削減（速報値） - 温室効果ガス排出量の削減 前年度比4.1%削減（速報値）	☆☆	再生可能エネルギー100%電力の調達、環境マネジメントシステムに基づき、取組みを推進するほか、省エネ効果により、各所蔵における環境マネジメントシステムに基づき省エネ等の率先行動を促進することができました。	引き続き、各所蔵において、環境マネジメントシステムに基づき、取組みを推進するとともに、監査対象所蔵に対して省エネアドバイス等も併せて実施するなど、府庁における率先行動等に定めます。	○			◎	○
1-7	府有施設における再生可能エネルギー電気の調達	継続	2050年までに府域における二酸化炭素排出量実質ゼロをめざし、地域のエネルギーをより率先して排出削減に取り組むため、府有施設で使用する電気を再生可能エネルギー100%電気に切り替えること。	府有施設の温室効果ガス排出量の約52%は電気の使用によるものです。電気を再生可能エネルギー100%に切り替えることで温室効果ガス排出量の削減が可能であることから、2022年度は大手電力会社に加え、環境負荷が低減する電力について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行いました。	7 11 12 13		- 大手前庁舎（本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設） - 環境農林水産部3施設（家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム） - 上記の庁舎・施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,100t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	- 大手前庁舎（本館、別館及び大阪府公館、分館6号館等7施設） - 環境農林水産部3施設（家畜保健衛生所、動物愛護管理センター、滝畑ダム） - 上記の庁舎・施設で使用する電気について、再生可能エネルギー100%電気の調達を行うことにより、約2,100t-CO2の温室効果ガス排出量を削減	☆☆	環境農林水産部3施設は、入札不調により導入を見合わせ、大手前庁舎のみ順次実施しました。	燃料費高騰等の影響による小売電気事業者の動向や費用対効果等を踏まえ、対象範囲の拡大を検討していきます。	○	○	◎		
1-8	ESCO事業の推進	継続	建築物の省エネルギー化、地球温暖化対策、光熱水費の削減を効果的に進めることのできるESCO事業を、広範な府有施設を対象に効果的に展開し、さらに大阪府庁の市町村や民間ビルへも普及啓発、促進を図ること。	「新・大阪府ESCOアクションプラン（2015年2月策定、2020年3月改正）」に基づき府有施設へのさらなるESCO事業の導入拡大を図りました。ESCO事業の導入に関しては、複数施設の一括事業化の手法も活用し、省エネ・新エネルギー設備の導入を効果的に推進しました。また「大阪府市町村ESCO会議」の開催を通じ府内市町村に対してもESCO事業の導入を広く働きかけると共に、説明会等の場も活用し、民間建築物へもESCO事業の普及促進を図りました。	7 9 11 12 13 17	248	- 府有施設におけるESCO事業の新規公費実施 - 2021年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施（豊野本部本庁舎） - 大阪府市町村ESCO会議の開催 1回程度	- 2事業5施設（大阪府新別館（北館・南館）、府税務所4施設）において新規公費を実施し、事業者を決定 - 2021年度事業者選定施設におけるESCO改修工事の実施 - 6月に「大阪府ESCO提審委員会」にて、「新・大阪府ESCOアクションプラン」の選定について評価。 - 1月に「大阪府市町村ESCO会議」を開催。	☆☆	概ね想定通りに実施しました。	今後も引き続き、ESCO事業の府有施設への導入拡大や府内市町村・民間ビルへの普及啓発を図ります。	○	○	○	○	
1-9	ZEHの普及促進	継続	住宅における省エネ・再エネの推進のため、ZEH（ネットゼロ・エネルギー・ハウス）の普及を図ること。	環境面だけでなく、健康や快適性及び防災性の向上などのZEHの多面的メリットを広く啓発するため、住宅展示場でのZEH1-プレットの配布やハウスメーカー等と連携したZEH宿泊体験事業を実施しました。	7 13 14		- ZEHの多面的なメリットを伝えるセミナー等の実施 - ZEHの宿泊体験のできる場の創出など	- メディアやイベントを通じた広報の実施 5回 - ZEH宿泊体験数 19組	☆☆	概ね想定通りであり、ZEHの普及、認知度向上に貢献することができました。	第6次エネルギー基本計画における政府目標の達成に向けて、ZEHが普及啓発に取り組めます。	○	◎	○		○

No.	施策事業名称	事業実施状況	目的	内容	関連する50%の目標	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み				自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2034年度府政総合計画「地域の基幹的な方向性」との関係				
							進捗状況						①中長期的な世界的な視野	②環境・社会、経済の統合的な向上			
							取組指標	実績	評価	外部性の内部化				環境改善性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化	
1-10	気候変動対策推進条例に基づく事業者の取組みの促進	一部新規	エネルギーを多く使用する事業者（特定事業者）の温室効果ガスの排出の抑制を促進すること。また、サステナブルな企業としての取組みの促進を図ること。また、サステナブルな企業としての取組みの促進を図ること。	特定事業者（約800事業者）に対し、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制等についての対策計画策定及び実施報告書の提出を義務付け、必要な指導・助言を行いました。また、2023年3月の気候変動対策推進条例の改正により、あらゆる関係の事業者による対策状況の把握及び計画的な取組みを促進するため、気候変動対策指針の作成や届出制度を活用し、地域金融機関等と連携する仕組みを構築しました。新制度については、事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。また、他の機関と新たな連携の取組みを行った事業者を「おおさか気候変動対策賞」として表彰しました。	7 9 11 13 14	689	・計画推進に係る事業者説明会 3回	・計画推進に係る事業者説明会 3回 （特定事業者向け1回、中小企業向け2回）	☆☆	2022年3月に改正した大阪府気候変動対策推進条例に基づき、エネルギーを多く使用する事業者等（特定事業者等）に対する届出制度の見直しを実施しました。内容については、順次定期的な関係機関向けに前減取組みを促していくことができました。	特定事業者等に対する届出制度の見直し内容等を説明する機会を設け、制度の浸透を図るとともに、さらなる事業者による届出率の向上に向けて前減取組みを促していく。	○	◎	◎	◎		
1-11	中小事業者の脱炭素化促進事業	新規	省エネ設備への更新等に対する支援を行うことで、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進すること。	省エネ設備への更新等に対する支援を行うことで、中小事業者の自主的な脱炭素化の取組みを促進すること。	7 13 14	82,864	・補助件数 省エネ診断100件、省エネ設備更新等15件（年度途中で予算割当の配分を見直し）	・補助件数 省エネ診断4件、省エネ設備更新等37件	☆☆	省エネ診断4件、省エネ設備更新等37件に対して費用の一部を補助し、中小事業者の脱炭素化の取組みを促進しました。	令和5年度から「中小事業者の対策計画書」に基づく省エネ、再生可能エネルギーの導入支援事業を実施し、中小事業者の自主的な省エネ等の取組みを促進します。	○	◎	○	○		
1-12	中小事業者LED導入促進事業	新規	LED照明への更新に対する支援を行うことで、中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しすること。	中小事業者が既存の照明設備をLED照明へ更新するための設備費及び付帯工事費等に要する費用の一部を補助しました。	7 13 14	681,984	・補助件数 380件	・補助件数 388件	☆☆☆☆	中小事業者の経営の脱炭素化と電気料金の削減による経営力強化を後押しするため、10月から新たに事業を開始し、LED照明へ更新388件に対しても費用の一部を補助しました。	引き続き、LED照明への更新に対する補助を実施します。	○	◎	○	○		
1-13	建築物の環境配慮制度の推進	一部新規	建築物等による建築物の環境配慮に関する取組みの促進を図ること。	「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築等しようとする者に対し、①削減・省エネ対策等の建築物の環境配慮のための計画書の届出、再生可能エネルギー利用設備の導入検討、広告等のラベルの表示を義務付けています。2023年度から、100㎡以上の建築物（計画）及び10,000㎡以上で延べ面積の50%以上の建築物等とする場合の省エネ基準への適合並びに全ての特定建築物について工事現場へのラベルの表示を義務付けており、これらについて、必要な指導・助言を行いました。また、府民における建築物のエネルギーの効率的な利用に関する建築物の環境配慮を促進するため、建築士が建築主への情報提供を行う努力義務規定を条例に追加し、併せて、建築士が建築主に対して同様の説明を求める旨の努力義務についても、条例に規定する「建築物環境配慮指針」に追加しました。さらに、特に優れた建築物の環境配慮の取組みを行った建築主や設計者を府と大阪府で「おおさか環境にやさしい建築賞」として表彰するとともに受賞者等による講演会を開催しました。	6 7 9 11 12 13 14 15	1,250	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 2施設4回程度	・「おおさか環境にやさしい建築賞」の受賞建築物の府民向け現地説明会の開催 1施設1回（行政機関向け2施設2回）	☆☆	「気候変動対策の推進に関する条例」の改正について周知し、丹精に制度の推進をすることができたとともに、表制制度の魅力アップや普及啓発ができました。	引き続き、建築物の環境配慮制度について表制制度の魅力アップや制度の周知、普及啓発に取り組みます。	○	○	○	○		
1-14	おおさかスマートエネルギーセンターの運営	一部新規	「再生可能エネルギーの普及拡大」や「エネルギー消費の削減」などに取組み、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの促進による新たなエネルギー社会の構築をめざすこと。	大阪のエネルギー関連事業の推進拠点である「おおさかスマートエネルギーセンター」において、府民、事業者等からの問合せ・相談にワンストップで対応するとともに、様々な事業を実施しました。 ・再生可能エネルギーの普及拡大 ・再生可能エネルギー由来の電気の利用促進に係る事業者のマッチング ・中小事業者を対象に省エネ実演などのプロセシスの最初から最後までを経営面も含めてサポート ・B2B（ビジネス）向けに省エネの普及啓発 ・省エネ・省CO2に関するセミナーの開催、府民・事業者等が実施するセミナー等への講師派遣の実施 ・ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及啓発 ・下水熱や地中熱などの未利用エネルギーや再生可能エネルギーの導入可能性に向けた普及啓発	7 9 13 14	3,550	・低利ソーラーレジット事業や省エネ診断などによる経マッチング件数 200件 ・省エネセミナーの開催・講演 20回	・低利ソーラーレジット事業や省エネ診断などによる経マッチング件数 121件 ・省エネセミナーの開催・講演 42回	☆☆	府内市町村や商工会議所等と連携し、おおさかスマートエネルギーセンターの周知に取組んだ結果、府民、事業者等からの相談、658件について対応する等、府内の省エネ推進、節電の普及拡大に貢献することができました。	2021年3月に策定した「おおさかスマートエネルギープラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネの推進のための様々な施策・事業を、おおさかスマートエネルギーセンターにおいて着実に実施します。	◎	◎	○	○		
1-15	環境・エネルギー技術シーズ調査・普及啓発事業	継続	気候変動・海洋プラスチック問題の解決に向けた、環境・エネルギー技術の調査・普及啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官連携の推進を図ります。また、将来事業構想や海外ニーズ情報を調査し、府民や事業者等への普及啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。	4 6 7 8 9 11 12 13 14 15	14,038	・環境先進技術の普及とシナリオ及び将来事業構想の策定 2分野×3技術以上 ・シンポジウム（100人以上の規模）の開催 1回	・環境先進技術の普及とシナリオ及び将来事業構想の策定 脱炭素技術×6技術、海洋プラスチック対策技術×3技術 ・シンポジウム（参加者183人）の開催 1回	☆☆	脱炭素技術と海洋プラスチック対策技術の分野において、府内の状況に応じた普及の取組みが必要と考えられる環境先進技術シーズについて、地域の企業や研究開発者等による産学官連携の推進を図ります。また、将来事業構想や海外ニーズ情報を調査し、府民や事業者等への普及啓発を行うことにより、各主体の行動を促進すること。	脱炭素・海洋プラスチックに関する先進技術の社会実装・普及展開につなげるため、先進技術のモデル作りや、動画等により効果的に発信するコンテンツの作成を行います。	◎	◎	○	○		
1-16	カーボンニュートラル技術開発・実証事業	新規	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の技術を目指し、試作・開発・実証を行う事業を支援すること。	2025年大阪・関西万博でのカーボンニュートラルに資する最先端技術の技術を目指し、試作・開発・実証を行う事業を支援し、必要な経費の一部を補助しました。	7 9 11 13 14	282,296	・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	・交付決定件数 8件 ・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	☆☆	採択企業へ定期的に訪問し、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、万博の機会をめぐって、大阪府内でカーボンニュートラルに資する最先端技術を用いた最終製品・サービスの開発及び実証に係る経費を補助し、社会の実装やビジネス化に向けた取組みを促進します。	○	○	○	○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度 決算額 (千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効果の 向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本の 強化
1-17	気候変動対策推進 条例に基づく再生 可能エネルギーの 供給拡大に関する 制度の創設	新規	府域における再生可能エネルギーの供給(販売)を拡大するとともに、需要家による二酸化炭素の排出の少ないエネルギーの選択を促進すること。	2022年3月の気候変動対策推進条例の改正に伴い、府の区域内に電気の小売供給を行う事業者に対して、小売供給を行う電気に係る排出係数の低減及び再生可能エネルギーの供給拡大に関する計画、目標等を記載する対策計画書・実績報告書の提出を義務付ける制度について、新たな指針の内容を検討しました。 新制度については、小売電気事業者向け説明会等により、広く周知を行いました。	7 9 11 13 14		- 新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回	- 新制度に関する小売電気事業者向け説明会 1回	☆☆☆	85年度から運用が始まる届出制度について、小売電気事業者の理解を深めることを目的とした説明会を実施しました。	届出18月まで締切期日としていますので、事業者から届出制度に関する質問があれば随時適切に対応するなど、期日までに届出を提出していただくように事務局として必要な対応を行います。	○	◎	◎	◎	
1-18	太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業	継続	「設置費用の低減」「系統への接続の確保」などにより、太陽光パネル及び蓄電池の更なる普及拡大をめざすこと。	府と協定を締結した支援事業者が、府域全域から太陽光パネル及び蓄電池の共同購入希望者を募り、スクールスリットを活かした価格低減とその設置までをサポートすることにより、太陽光パネル及び蓄電池の普及拡大を図りました。	7 13 14		- 太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 3,000世帯	- 太陽光発電及び蓄電池の共同購入の参加登録数 2,073世帯	☆☆☆	前年度と比較し、太陽光/パネル導入量は約1.2倍、蓄電池導入量は約9.0倍に増加し、太陽光発電の普及促進に貢献することができました。	引き続き、府内市町村や民間事業者と連携し、広く事業の周知、普及啓発に取り組みます。	○	◎	○	○	
1-19	水素関連ビジネス創出基盤形成事業	継続	多様な企業集積を誘う大阪の強みを活かしつつ、様々な分野での水素需要の拡大による府内企業の活躍フィールドの拡大を図るとともに、府内中小企業による参入促進を進め、もって将来に大きな成長が見込まれる水素関連ビジネスによる大阪産業の成長実現を図ること。	これまでH.Osakaビジョン(2016年3月府策定)にかり、2050年カーボンニュートラルの目標、2025年の万博開催等の状況を踏まえ、H.Osakaビジョン推進会議において「H.Osakaビジョン2022」を2022年5月に策定しました。 ・推進会議2回をはじめ、分野別研究会などを開催し、国の施策や万博の動向、事業者の先進プロジェクト等の取組み状況、府内Fビルの運行状況データや船舶の海外航行について情報共有し、今後の対応・実装プロジェクトの実現に向けた意見交換等を行います。	7 9 11 13 17	125	- 水素需要拡大に関する研究会等の開催 11回 ・燃料電池バス実運用情報の共有 1回	- 水素需要拡大に関する研究会等の開催 10回 ・「H2Osakaビジョン2022」策定 ・燃料電池バス実運用情報の共有 1回	☆☆☆	H2Osakaビジョン推進会議等において、国や事業者、海外、万博関係の最新動向の情報を共有し、各主体による利用促進や実装プロジェクトの検討、及び水素の利用促進の推進や課題への対応等に関する意見交換を行うことにより、今後の取組みの推進に大きく寄与した。	H2Osakaビジョン推進会議を継続的に運営し、新たな水素アプリケーションの創出や既存の水素関連機器・モビリティの導入促進を図ります。	○		○	○	
1-20	エネルギー産業創出促進事業	継続	府内企業による蓄電池、水素、燃料電池をはじめとするエネルギー関連分野の新たな製品の開発、府内企業の府内での人材(AI)やモノ・技術者の育成、府内企業の府内での技術革新に促進する先進技術等の実証実験の取組みを支援することにより、先進的な製品やサービス等の事業化を加速し、大阪発の新たな事業創出を促進すること。	・府内企業に対する開発支援補助 ・府内企業及び関係機関、蓄電池、燃料電池等エネルギー関連の材料・部材や製品の開発・実証実験等に関する取組みを一部補助しました。 ・府内で実施する実証実験補助金、10万エネルギー関連技術の実証実験を府内で実施する場合において、運搬費、仮設費、保険料等の経費を一部補助しました。	7 9	21,516	- 採択企業毎に1回以上/年のフォロー ・製品化1件以上/年	・開発支援補助採択件数 6件 ・実証実験補助採択件数 4件 ・採択企業毎に1回以上/年のフォロー	☆☆☆	採択企業へ訪問し、技術的な助言を行いました。また、中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業を活用して、大手・中堅企業への技術シーズを紹介するなど、採択企業のフォローを実施しました。	引き続き、蓄電池、水素、燃料電池等に関する技術及び製品等の開発や、府内における実証実験等に係る経費を補助し、大阪企業のビジネスチャンスづくり等につなげます。	○		○	○	
1-21	中小企業スマートエネルギービジネス拡大事業	継続	成長が期待されているエネルギービジネス分野で、技術力のある府内中小企業等に対し、技術マッチングや技術提案の支援を行い、同分野への参入促進及びビジネス拡大を図ること。	【オープンイノベーション促進のための技術マッチング】 ・エネルギービジネス関連の大手・中堅企業が「パートナー企業」として参画する「大阪スマートエネルギーパートナーズ(SEP)」とエネルギービジネス分野に関する技術力を持つ中小企業等が加入する「おおさかスエーデンダストリーネットワーク(SIN)」の2つのプラットフォームを創設しています。 ・SIN会員などの中小企業の技術シーズをパートナー企業につなげることで、大手・中堅企業のオープンイノベーションを促進するとともに、中小企業の優れた技術シーズの事業化を支援しました。 ・エネルギービジネス分野への参入をめざすSIN会員などの中小企業を対象とした実践的な技術提案向上講座、技術シーズ発表会を含む事業化支援セミナーを開催し、当該分野への参入を支援しました。	8	1,585	- 商談件数 70件/年	- 商談件数 96件	☆☆☆	オンラインを活用したセミナーを開催し、先進的な取組事例についての講演を実施しました。また、エネルギービジネス分野で意欲ある中小企業等を対象としたセミナーを実施しました。加えて、中小企業に特有な高い技術力と、大手・中堅企業の技術ニーズとのマッチングを図る「セミオープンイノベーション」を開催しました。プラットフォーム登録数も増え、ビジネス機会等の創出の場の充実を図ることができました。	中小企業のエネルギービジネス分野への参入を促進するため、オンラインも活用したセミナー開催や新技術ニーズ説明会を実施するとともに、オープンイノベーションショールームにより、技術ニーズシーズのマッチングを支援し、中小企業のビジネス拡大につなげます。さらに、技術シーズを紹介する広報ツールを活用し、効果的なマッチングを図ります。また、企業訪問等を通じ、企業フォローを実施します。	○		○		
1-22	気候変動対策推進 条例に基づく電動 車の普及促進	新規	自動車販売事業者(ディーラー)等における電動車の販売に係る取組みを促進すること。	府内における新車販売台数3,000台以上の自動車販売事業者を対象として、計画書・実績報告書の提出を義務付け、電動車普及に係る取組み等の実施を促しました。	3 7 9 11 13 17		- 自動車販売事業者における電動車販売割合の把握	- 計画書の届出 17件	☆☆☆	自動車販売事業者に対して計画書・実績報告書の届出について周知し、17者から届出を受理しました。	引き続き計画書・実績報告書の届出及び表紙により、自動車販売事業者の計画的かつ具体的な電動車普及の取組みを促します。	◎	◎	○	○	
1-23	官民協働の率先導入・普及促進による電動車の普及促進	継続	電動車の普及を推進し、温室効果ガス及び自動車排出ガスの排出を削減すること。	「おおさか電動車普及戦略」の目標達成に向け、「おおさか電動車協働普及サポートネットワーク」において、民間企業、関係団体、国や市町村等と協働し、率先導入や普及活動等の取組みを実施することにより、電動車の普及を促進しました。また、市内公営車においても、「ゼロエミッション車等導入指針」に基づき、電動車の率先導入に努めました。	3 7 9 11 13 17		- 電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 12回 【参考】2020年度実績 ・電動車展示会・試乗会 3回(市町村との連携による開催分を含む) ・メールマガジン発行回数 11回	- 電動車展示会・試乗会の開催 5回 ・メールマガジン発行回数 13回	☆☆☆	「おおさか電動車協働普及サポートネットワーク」として、官民協働で展示・試乗会等の実施や各種周知発信を行いました。導入指針に基づき、市内局に対して公用車の導入・更新等において働きかけを実施しました。	2030年度目標の達成に向けて、おおさか電動車協働普及サポートネットワークにおける官民協働の取組み等により、電動車の普及促進に努めます。	◎	◎	○	○	
1-24	乗車体験等を通じたゼロエミッション車普及促進事業	新規	乗車による走行性能や実車での充電機能等に関する体験、体験の機会を提供し、ゼロエミッション車(ZEV)の現状や最新情報を認識してもらうことなど、ZEVの購入・利用を促進すること。	カーシェアを通じてZEVの乗車体験機会を府民に提供しました。また、自動車販売事業者(ディーラー)と連携して非常時にも役立つ給電機能等の体験キャンペーンを一斉に実施しました。	3 7 9 11 13 17	4,526	- キャンペーン参加店舗数 100店舗	- キャンペーン参加店舗数 132店舗	☆☆☆	カーシェア事業については、募集開始日に申込締切となるほどの応募がありました。ディーラーと連携した体験キャンペーンについては、132店舗にて実施しました。	引き続き、より多くの府民がゼロエミッション車を体験できる機会を提供します。	◎	◎	○	○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsgoal	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
1-25	万博を契機としたバス事業者の脱炭素化促進事業	新規	万博を契機に、公共交通機関であるバスのゼロエミッション化に集中的に取り組み、府内の脱炭素化を強力に推進すること。	府内で営業所・事業所を有し、バス運行を実施している事業者、自動車リース事業者等に対して、EVバス・FCバスの導入費用の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	265,028	・補助台数 26台	・補助台数 18台	☆☆☆	バス事業者の導入計画における調達時期の調整により導入台数が当初の想定より減少しましたが、万博開催時に必要な台数の着実な導入に向け補助を実施しました。	引き続きEVバス・FCバスの導入に補助を行い、バスのゼロエミッション化を促進します。	◎	◎	○	○	
1-26	充電インフラ拡充事業	新規	誰もが安心してEVを利用できる環境を整えるため、集客施設等に府民が利用できる充電設備の増設・拡充を図ること。	府内の集客施設等において、府民等が利用できる充電設備の設置に対して、導入費用の一部を補助しました。	3 7 9 11 13 17	17,961	・補助台数 20基 (部長後調整：補助台数 120基)	・補助基数 65基	☆☆	設置・運営コストに見合う利用が見込めないため駐車場管理者の導入意欲が十分には高まっていなかったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資材不足のため充電設備本体や工事部材の入手が困難になったこと等により、補助基数が想定を下回りましたが、急速充電設備21基、普通充電設備44基の導入費用の一部を補助しました。	引き続き、府民が利用しやすい商業施設、宿泊施設等の集客施設の駐車場における充電設備の設置を促進していきます。	◎	◎		○	
1-27	新たなモビリティサービスの導入促進	継続	AIオンデマンド交通などの新たなモビリティサービスの導入促進により、効率的な移動の実現を図り、環境負荷の低減につなげること。	高齢化の進行により、移動も困難な高齢者が増加し、買い物や通院が思うようにできないといった問題の解決策に向け、市町村や交通事業者、AI技術を有する民間企業等と連携し、効率的な移動により自家用車の利用の削減等を通じて環境負荷の低減に寄与するAIオンデマンド交通の導入等を促進しました。	3 7 11	11,449	・市町村と交通事業者が協力して取り組むAIオンデマンド交通導入に向けた実証実験経費の支援により、モデルとなる導入スキームを創出し、府内各地への普及につなげていく。	・市町村と交通事業者が協力して行うAIオンデマンド交通の導入に向けた取組みに対し補助する「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」を創設。 採択事業数 2事業（令和6年度までに交通事業者が運行主体となり社会実装をめざす事業）	☆☆☆	「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」にて、大阪府内に広く展開するための持続的な先行モデルづくりとして、交通事業者と市町村が連携し行う実証事業である2モデルを対象に補助を実施しました。 「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」にて、補助金採択事業者から取組みを紹介することなどにより市町村の機運が醸成されました。	引き続き、「大阪府AIオンデマンド交通モデル事業費補助金」や「AIオンデマンド交通導入に関するワーキンググループ」を通じて、持続的な先行モデルづくりとその展開に向けた機運醸成等を進めていきます。	○		○		
1-28	おおさか気候変動適応・普及強化事業	継続	府民・事業者の件介役を担う府内市町村や関係団体等への情報提供等を通じて、府民の気候変動適応に関する行動の定着を図ること。	おおさか気候変動適応センター(※)に集積した科学的知見や連携体制を最大限に活用し、府民に身近な行政機関である市町村の職員に、地域の適応策を推進する手法を習得いただくためのセミナーとワークショップ(初級編・中級編)を実施しました。 また、農業者向けに、屋外作業における暑熱ストレス軽減技術、将来予測を踏まえた府内農産物の適応策等について理解していただくためのセミナーを実施しました。 さらに、子どもや高齢者等に接する教育・福祉関係者向けに日常生活習慣のなかで暑さから身を守る対策等の手法を習得いただくためのセミナーを実施しました。	13	1,661	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 3回 ・啓発セミナーの開催 4回	・座学研修の開催 1回 ・ワークショップの開催 2回 ・啓発セミナーの開催 4回	☆☆☆	啓発セミナーでは、関係団体等にもむけて、業種に応じた暑さ対策の普及啓発を行うことができました。また、府内の市町村職員に向けたセミナー(座学研修)やワークショップでは、初級編・中級編を設け、各地域に応じた適応策を推進する手法について、理解を深めていただくことができました。	引き続き、気候変動適応の普及強化に取り組みます。	○			◎	
1-29	暑さ対策の推進	継続	暑さから身を守る「涼む」「気づく」「備える」の3つの段階を府民に普及し、暑さによる人への影響を軽減すること。	猛暑の際に外出先で暑さをしのげる涼しい空間(クールオアシス)について、民間事業者(金融機関・薬局等)等と連携して普及に取組み、府民の利用促進を図りました。 また、暑さによる危険を把握し、必要な行動を取ることができるよう、環境省が提供する「暑さ指数情報メール」の登録や熱中症警戒アラート等を周知しました。 さらに、企業協賛を得て暑さ対策の取組促進に資する啓発物品(ゴーヤ等の種、塩飴、紙扇子など)を活用し各種イベント等で府民に周知しました。	12 13 17	55	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加予定48棟(金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ)	・おおさかクールオアシスプロジェクト参加業種金融機関、薬局、カーディーラー、携帯ショップ	☆☆☆	コロナ感染拡大防止の規制緩和に伴い、店舗を暑さの一時的避難所として扱う当プロジェクトの参加施設数が増加しました。また、HPなどでの熱中症警戒アラートや暑さ指数(※①)の情報メールの利用促進、可視化電光表示パネルを活用した暑さ指数等の情報提供及び企業協賛による啓発物品を活用した暑さ対策の取組促進を行いました。	引き続き暑さ対策の推進に取り組みます。	○			◎	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					②環境・社会・経済の統合的向上				
							取組指標		実績			評価	①中長期的かつ世界的な視野	外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応
Ⅱ 資源循環型社会の構築																
2-1	循環型社会推進計画の推進	継続	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」という。）」に定めた3R（リデュース・リユース及びリサイクル）やプラスチックごみ対策等に関する施策を達成すること。（目標年度：2025年度）	府民、事業者、市町村、府が連携・協働し、3Rやプラスチックごみ対策、適正処理に取り組むとともに、廃棄ごみのプラスチック混入率等の新たな設定した「進行管理指標」も活用して各主体の取組みをさらに促進しました。			185	・以下の目標の実現に向けた取組みを実施する。 ＜「暫行計画の推進（目標年度：2025年度）」＞ （一般廃棄物） ・排出量 278万トン ・1人1日当たりの生活系ごみ排出量 400g/人・日 ・再生利用率 17.7% ・最終処分量 31万トン ・容器包装プラスチック排出量 21万トン ・容器包装プラスチック再生利用率 50% ・プラスチック燃焼量 35万トン ・プラスチック有効利用率 94% （産業廃棄物） ・排出量 1,368万トン ・再生利用率 33.2% ・最終処分量 33万トン	（一般廃棄物） ・リデュース・リユースの推進（ごみ処理有料化の促進、食品ロスの排出削減、資源化可能な紙ごみ・廃プラスチック類（事業系）の排出削減等） ・リサイクルの推進（資源化できる紙ごみの分別・リサイクルの促進等） ・プラスチックごみ対策（マイ容器使用可能店舗の情報発信等） ・適正処理の推進（災害発生時の廃棄物処理の備え等） ・（産業廃棄物） ・リデュース・リユースの推進（多量排出事業者等への排出抑制指導等） ・リサイクルの推進（建設廃棄物の分別排出の徹底等） ・プラスチックごみ対策（より質の高いリサイクルの促進） ・適正処理の推進（排出事業者、処理業者等への立入検査、指導等）	☆☆☆	府内市町村等と連携して課題や取組みに関する情報交換、産業廃棄物排出事業者等に対する指導等の取組みにより、3R（リデュース・リユース・リサイクル）、廃棄物の適正処理を推進しました。また、一般廃棄物については、市町村において、イベント等でのリサイクル品やごみの分別収集に関する啓発等が実施され、府では「Osakaほかさんマップ」、「おおさかプラスチックごみ3Rカードアップ」、「プラプラ」等のアクションブック、「おおさか3Rキャンペーン」でプラスチックごみの削減等に関する啓発を行いました。産業廃棄物の排出量、最終処分量については、2020年度に比べ減少しました。また、リサイクル率については、近年横ばい傾向となっています。	今後、循環計画に向けた施策を推進し、施策の実施状況を把握して公表することで、目標の達成に努めます。	◎	○	○	○
2-2	再生品普及促進事業	継続	資源の循環的な利用の促進と循環型社会の形成に寄与する施策を推進すること。	府内で発生した循環資源（廃棄物等）を利用して日本国内の工場で製造したものあるいは国内で発生した循環資源を利用して府内の工場で製造したものであって、品目ごとの認定基準に適合するものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定しました。2019年度に制度を改正し、「使用済みの認定製品を製造者等が回収して再びリサイクルする製品」として認定製品を区分しました。「繰り返しリサイクルできる製品」にも着目して認定することで、「より質の高いリサイクル」を推進しました。			119	・認定製品の普及啓発・利用促進を図るとともに、 第1回（3月）認定を実施する。 【参考】2022年度末認定製品数 294製品 （うち、なにわエコ良品ネクスTは102製品）	・認定製品の普及啓発・利用促進 認定1回（3月実施）101製品 【参考】2022年度末認定製品数 294製品 （うち、なにわエコ良品ネクスTは102製品）	☆☆☆	101製品（内、48製品はネクスT）を認定するとともに、府民へ認定制度・認定製品のPRを行うことで、リサイクル認定製品の利用を促進しました。	認定製品の認知度の向上等のため、さらに普及・PRの取組みを推進します。	○	○	◎	◎
2-3	容器包装リサイクルの推進	継続	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、府内における容器包装廃棄物の発生抑制や再商品化を促進すること。	第9期大阪府分別収集促進計画（2020～2024年度、2024年度目標：分別収集量：22万トン）に基づき、市町村の分別収集の実施状況やリサイクル施設の整備状況を把握しました。また、容器包装廃棄物の3Rを推進するため、発生抑制や分別収集の促進に関する情報を府内市町村へ提供するとともに、効果的な手法等は市町村間で情報共有を図りました。			8	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表する。 【参考】2020年度分別収集量（速報値）：17万1千トン	・府内市町村の分別収集の実施状況を把握し、ホームページ上で速やかに公表しました。 【参考】2020年度分別収集量 17万1千トン	☆☆☆	市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等により、計画の推進を図りました。	引き続き、市町村の分別収集の実施状況の把握・公表等に取り組みします。	○	○	◎	◎
2-4	産業廃棄物の多量排出事業者による取組みの促進	継続	事業者から提出された処理計画及び実施状況報告の内容を公表することにより、見える化を図り、事業者の自主的な産業廃棄物の削減への取組み等を促進すること。	事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業者（多量排出事業者）は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその実施状況について知事に報告することとなっています。事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表することにより、事業者の自主的な産業廃棄物の削減への取組み等を促進し、必要に応じ適切な助言を行います。			3	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表する。	・処理計画及び実施状況報告の内容を速やかに公表しました。 【参考】2022年度公表状況 産業廃棄物処理計画 205件 産業廃棄物処理計画実施状況報告 200件 特別管理産業廃棄物処理計画 52件 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告 94件	☆☆☆	事業者から提出された報告の内容をホームページ上に速やかに公表し、事業者の自主的な産業廃棄物の削減への取組み等を促進しました。	引き続き、処理計画及び実施状況報告の速やかな公表に努めます。	◎			
2-5	食品ロス削減対策の推進	一部新規	2020年度に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・市民の取組みを促進すること。	・流通の各段階及び消費者を構成するネットワーク懇話会等を設置し、全体会や小売分野での情報交換を通じ、行動実証を促す食品ロス削減のための具体的な取組を推進しました。 ・「府民向け食品ロス削減」について実証・啓発できる機会を創出するとともに、府内全域で食品ロス削減の機運醸成をはかるため、食品ロス削減ボランティア「もったいないやん活細胞」創設を推進しました。 ・小売店舗をフィールドにした効果的な食品ロス削減策を検討し、モデル店舗において試行的な実証等を行いました。また、小売事業者が消費者啓発等に取り組むため、事例紹介セミナーを開催しました。			2	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 5回	・食品ロス削減ネットワーク懇話会の実施回数 3回	☆☆☆	2020年度に作成した「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づき、セミナーや懇話会等を開催し、流通の各段階及び消費者で取組みを行い、流通全体での食品ロス削減に取り組ましました。	引き続き、事業者、消費者、行政が一体となって、府内の食品ロス削減に向けた事業者・市民の取組みを促進します。	○	○	◎	◎
2-6	おおさかプラスチックごみゼロ宣言推進事業	継続	幅広い関係者が多様な検討と具体的な取組を進め、成果を広く共有するプラットフォームを推進するとともに、マイボルの普及拡大のための啓発等を実施することにより、プラスチックごみ問題に対する市民の環境意識の向上、環境配慮の行動促進を図ること。	（1）おおさかプラスチック対策推進プラットフォームの運営 海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、有識者、事業者団体、NPO、市町村など幅広い関係者によるプラットフォームとその分科会において、テーマごとに具体的な対策の検討、取組の実施、効果検証等を行うとともに、効果的な取組みを広く共有・発信しました。 （2）マイボルの普及拡大・啓発 府、事業者、NPO、市町村等で構成する「おおさかマイボトルパートナーズ」の会議を開催し、マイボルの利用啓発、マイボルスボットの普及、効果的な情報発信の取組みについて意見交換を行いました。具体的な取組みを推進することで、マイボトル利用の機運を醸成しました。			8	（1）おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム 全体会 開催回数：2回 分科会 開催回数：6回（2分科会×3回） （2）おおさかマイボトルパートナーズ会議：3回	（1）おおさかプラスチック対策推進プラットフォーム 全体会 開催回数：2回 モデル事業実施件数 2件 分科会 開催回数：6回（2分科会×3回） （2）おおさかマイボトルパートナーズ会議 3回	☆☆☆	おおさかプラスチック対策推進プラットフォームを通じて府民のマイ容器・マイボトルの利用を促進しました。また、おおさかマイボトルパートナーズの参加者が連携し、マイボルの利用啓発、マイボルスボットの普及及び情報発信を行いました。イベント等を通じて、プラスチックごみ削減、マイボトル利用促進についての府民啓発を実施しました。	引き続き、プラットフォームに参加する事業者等とともに啓発することで、海洋プラスチックごみ問題の解決に資する具体的な対策の検討や効果検証を進めるとともに、効果的な取組みを広く共有・発信し、プラスチック容器の使用削減を進めるため、さまざまな主体と連携して、マイボルの利用啓発やマイボルスボットの普及、効果的な情報発信などの取組みを継続して実施します。	◎	◎	◎	◎
2-7	使い捨てプラスチックごみ対策推進事業	一部新規	2020年度に策定した「大阪府循環型社会推進計画」のプラスチック削減目標を達成するため、府民の行動啓発を促進し、使い捨てプラスチックの使用を削減すること。	・プラスチックごみ削減の一環で機運醸成を図り、府民の行動実証を促すため、マイ容器等利用可能な店舗を検索できるウェブサイト「Osakaほかさんマップ（2021年10月開設）」を利用することにより、府民のマイ容器体験をSNSに「#マイ容器hashtag」を付して投稿してもらうキャンペーンを行いました。 ・プラスチックごみ問題や日常生活における取組みについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べる啓発教材を作成し、市町村と連携しながら、環境イベントやSNSを通じて府民啓発を行いました。			12	・Osakaほかさんマップの運用・機能追加 ・啓発教材の作成（ハンドブック、カードゲーム・テラジ） ・イベント等における啓発の実施	・OsakaほかさんマップのSNS投稿ギャラリー機能追加 ・SNSキャンペーンへの応募数 208件 ・啓発教材の作成（ハンドブック、カードゲーム・テラジ） ・イベント等における啓発の実施 13回	☆☆☆	「Osakaほかさんマップ」、公式SNSやキャンペーンを通じて府民のマイ容器・マイボトルの利用を促進しました。また、OsakaほかさんマップにSNS投稿ギャラリー機能を追加し、マイ容器の利用体験を見える化に加え、プラスチックごみ問題や日常生活における取組みについて理解を深める府民向けハンドブックや、子どもがゲーム感覚で楽しく学べるカードゲームを作成し、様々な世代へ啓発を行いました。	・マップ掲載店舗を増やすため、事業者向けのチラシを活用し関係団体へ周知協力などを依頼します。 ・また、公式SNSの活用やイベントへは積極的に啓発を行いマップの認知度及び利用者の増加を図ります。 ・引き続き、使い捨てプラスチックごみの削減に関する取組みを実施し、ナッジ理論などを用いて府民の行動変容を促すことで、循環計画の目標達成に努めます。	○	○	◎	◎
2-8	宿泊施設におけるプラスチック使用製品転換促進補助金	新規	2025年度大阪・関西万博に向けて、プラスチック使用製品の転換促進及び社会全体での行動実証を図ること。	府内にあるホテルなどの宿泊施設で無料で提供される歯ブラシやヘアブラシなどのアメニティ等の使い捨てプラスチック使用製品を紙や木製素材、再生プラスチック、バイオマスプラスチック等を使用した代替製品に転換する取組に対して補助しました。		10,485	・17事業者（20施設）に対し補助金を交付 ・補助金を使用した宿泊事業者に対し、アメニティなどのプラスチック使用製品の転換品の取組や水回リサイクルの取組についてヒアリングを実施し、ホームページで取組事例等を紹介	☆☆	宿泊事業者のプラスチック使用製品の代替製品への転換を促すとともに、様々なプラスチックごみ対策の実施状況を把握することができました。	事例について積極的な情報発信等を行うことで、さらなるプラスチックごみ削減の意識醸成及び行動実証の実現に努めます。	○	○	○			

No.	施策事業名称	事業属性	目的	内容	関連するS/Gs ゴール	令和4年度 決算額 (千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的 かつ 世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化
2-9	P C B廃棄物等適正処理の推進	継続	P C B（ポリ塩化ビフェニル）使用製品及び廃棄物について、期限内の完全処分が義務付けられたP C B特別措置法（2016年8月1日施行）により、期限内の完全処分が義務付けられたP C B使用製品及び廃棄物について、法に基づき届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。	・改正P C B特別措置法（2016年8月1日施行）により、期限内の完全処分が義務付けられたP C B廃棄物について、「大阪府P C B廃棄物処理計画」に基づき、保有している事業場への立入検査などにより、法に基づく届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行いました。 ・中小企業の処理費用を助成するP C B廃棄物処理対策基金へ、拠出を行いました。 ・集約保管している行内P C B廃棄物（小型コンデンサ等・安定器）の適正管理を行いました。	3 6 11 12	231,767	・府内におけるP C B廃棄物（JESCO大阪P C B処理事業所の処理対象である高圧機器等）の処理目標率 2022年度末：100% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合 ・府保有（集約保管分）の低濃度廃棄物等の処理 0.1トン	・府内におけるP C B廃棄物（JESCO大阪P C B処理事業所の処理対象である高圧機器等）の処理進捗率 2022年度末：99.95% ※JESCO大阪への登録台数に占める割合	☆☆☆	高圧機器等の処理は進捗しました。	・P C B特別措置法により、期限内の完全処分が義務付けられたP C B使用製品及び廃棄物について、法に基づき届出、適正管理及び期限内処分を行うよう指導を行います。 ・また、ポスター等を活用した周知によりP C B保有が判明した事業者に対して、法に基づき届出等の指導を行います。		◎			
2-10	産業廃棄物の適正処理の徹底	継続	産業廃棄物の排出事業者や処理業者への指導を徹底し、不適正処理の未然防止、早期発見を図ること。	・排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付や適正処理に向けた指導の徹底を図りました。 ・産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止、早期発見に向けた随時のパトロールによる監視・指導など、警察等と連携しながら法令遵守の徹底を図るとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導により不適正処理の未然防止を図りました。 ・有害使用済機器（廃棄物を除く、使用済の電気電子機器）について、届出や保管・処分の基準遵守を指導しました。	3 4 6 9 11 12 14	18,049	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、産業廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回程度 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 375件	・建設廃棄物の分別排出、混合廃棄物の発生・排出抑制の取組み促進、産業廃棄物の適正処理推進のため、説明会の開催、集中パトロール等を実施 ・排出事業者への説明会の開催 3回 ・不適正処理防止推進強化月間 6月・11月 ・不適正処理件数 375件	☆☆☆	不適正処理は依然として多発しており、警察との連携等やパトロールの強化を図っています。不適正処理件数は2019年度以降減少傾向にあります。	引き続き不適正処理事業の未然防止及び迅速な解決に努め、産業廃棄物の適正処理の徹底を推進を図ります。		◎			
2-11	廃棄物最終処分場の適正管理等	継続	廃棄物最終処分場の適正管理及び確保を図ることにより、産業廃棄物の適正処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資すること。	大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）について、関係地方公共団体と協力し、事業促進を図りました。 また、産業廃棄物最終処分場である堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行いました。	3 11 12 14	120,230	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,815検体 海岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km 老朽化対策工事（排水路） 250m	・大阪湾圏域広域処理場整備事業の促進会議等 40回 ・堺第7-3区の適切な維持管理 環境調査 12回 1,869検体 海岸現況調査及び維持補修計画策定 6.4km 老朽化対策（排水路改修工事） 200m	☆☆☆	・フェニックス事業について、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、事業を促進しました。 ・堺第7-3区について、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した適切な維持管理等を行うことができました。	・引き続き、フェニックスセンター及び関係地方公共団体と連携し、次期計画の具体化に向けた取組みをはじめフェニックス事業を促進します。 ・堺第7-3区についても、周辺環境等に影響を及ぼさないよう、法令に則した維持管理等を行います。			○		

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	循環リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
Ⅲ 全てのいのちが共生する社会の構築																
3-1	生物多様性保全のための普及啓発推進	継続	自然の恵みに関する意識の向上や自然環境に配慮した行動の促進を図るため、普及啓発を進める。	生物多様性関連施設等と連携したイベントの開催等により普及啓発活動を進めるとともに、堺市多奈川地区多目的公園（関西国際空港土砂採取跡地）内に整備されたビオトープの環境整備及び自然観察会を開催しました。 また、国・市町村・関係機関と連携し、特定外来生物連絡協議会などの場を活用した特定外来生物の防除等に関する情報共有を図るとともに、クビアカツヤカミキリ防除に係る研修会を開催しました。	4 6 11 14 15 17	1,617,300人	・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 約300人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策推進連絡部会 1回	・おおさか生物多様性施設連絡会の開催 1回 ・多奈川ビオトープでの保全活動への参加人数 320人 ・特定外来生物連絡協議会 1回 ・クビアカツヤカミキリ防除対策研修会の開催 1回	☆☆☆	生物多様性関連施設等と連携した普及啓発により生物多様性に係る府民理解を促進するとともに、特定外来生物の防除等に関する関係機関との情報共有や特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除研修会の開催により、府内一円での防除を推進しました。	引き続き、多様な主体との連携を進め、府内の生物多様性保全に取り組んでいきます。 また、特定外来生物への理解促進も進めていきます。	○				◎
3-2	日本万国博覧会記念公園事業（市民参画型事業）	継続	万博記念公園における生物多様性の向上を図るため、市民参画等により、園内環境の整備を行うこと。	NPO団体等との協働により、竹林や花壇の整備を行うと共に、自然ガイドなどの情報発信を行いました。 （2018年10月から、指定管理者に事業引き継ぎ済。）	4 15 17		市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	市民参加による管理 ・竹林・田畑・果樹園 5.2ha ・園内花壇 0.6ha	☆☆☆	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためイベントを中止したことにより、参加人数は想定を下回りましたが、可能な範囲で継続した活動を実施しました。	引き続き、NPO団体や市民との協働を進めます。	○				○
3-3	共生の森づくり活動の推進	継続	堺第7～3区産業廃棄物最終処分場において、自然再生のシンボルとなる共生の森を整備し、多様な主体との協働による森づくり活動を支援すること。	堺第7～3区産業廃棄物最終処分場の一部「共生の森（約100ha）」において、野鳥や小動物の生息する草地や水辺等に森林が分在する大規模な「みどりの拠点」を創出するために、府民、NPO、企業等多様な主体との連携による植栽、草刈、間伐等の森づくり活動と、自然観察等の自然環境学習を実施しました。	6 11 14 15 17	4,860	・共生の森づくり活動への参加人数 約500人 ・企業や府民による植栽面積 約8.2ha	・共生の森づくり活動への参加人数 470人 ・企業や府民による植栽面積 0.2ha	☆☆☆	参加人数、創出した自然環境の面積とも、概ね想定どおりであり、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	より多くの府民、NPO、企業等が本事業を通じ、豊かな自然環境の形成に携わることができるよう、森づくり活動や共生の森でのモニタリング及び自然環境学習などの実施について、引き続き支援に努めます。	○				◎
3-4	天然記念物イタセンバラの保護増進及びこれを利用した普及啓発事業	継続	淀川におけるイタセンバラの野生復帰の試みと、それを用いた生物多様性についての普及啓発を推進すること。	（施設）大阪府立環境農林水産総合研究所生物多様性センターでは、センター内の試験地においてイタセンバラの生息域外保全を行っています。また、生息域内保全として国土交通省・淀川河川事務所と共同で、淀川へのイタセンバラの野生復帰や、環境DNA分析を用いた生息状況の調査研究を行っています。2022年度は、淀川での繁殖状況の確認や外来種の防除に関する調査研究とともに、市民団体「イタセンネット」が行った保全活動の支援、および府民を対象とした観察会等により生物多様性について普及啓発を実施しました。	6 14 15 17		・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・観察会（1回、100人）	・イタセンバラの野生復帰に向けた放流効果と繁殖状況の確認 ・イタセンネットの保全活動（22回、1065人） ・観察会（1回、76人）	☆☆☆	イタセンバラの野生復帰の状況が引き続き維持され、野生復帰の取組みを支援する市民ネットワーク活動が軌道に乗ると、十分な成果が期待されます。ただし、新たな外来生物の侵入などにより、イタセンバラの生息状況は再び危惧的な状況になっています。	引き続き、自然での繁殖状況の確認、生息域調査等の調査研究や外来生物対策を国土交通省や環境省などと連携して行います。また、府民を対象とした観察会の開催等、生物多様性保全および普及啓発を行います。	○				◎

令和4年度の取組み												改善策・今後の方向性		2030大阪府環境総合計画 「施策の基本的な方向性」との関係				
No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGs ゴール	令和4年度 決算額 (千円)	進捗状況			自己点検・評価・課題	②環境・社会・経済の統合的向上							
							取組指標	実績	評価		①中長期的 かつ 世界的な視野			外部性の 内部化	環境効率性 の向上	環境リスク・ 移行リスク への対応	自然資本 の強化	
Ⅳ 健康で安心して暮らせる社会の構築																		
4-1	大気汚染防止のための事業所規制	継続	事業所に対して大気汚染物質の排出規制を行い、大気環境基準を達成すること。	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく施設等の設置・変更の事前届出について、ばい煙（NOx、SOx、ばいじん、有害物質）、悪臭性有機化合物、一酸化炭素、水銀、ダイオキシン類等の排出基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じて改善指導を行いました。 また、法・条例による規制の実効性を確保するため、施設の稼働状況や排ガス測定結果の立入検査を行うとともに、事業者に点検結果等の報告を求め適正指導を行うほか、規制基準の適合状況を確認するため、排ガス測定を実施しました。	3 9 11	3,335		・法、条例対象施設の事前届出審査を行い、不適合の場合には速やかに改善するよう指導を実施 ・官情の有無や排ガス量の規模等に応じて事業所に立入検査を行い、規制基準適合状況の確認や指導等を実施（立入検査実施回数 310回） ・排ガス測定を実施し、適合状況を確認（実施事業所数 11事業所） （ダイオキシン類等一部項目の分析は、（地検）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施）	☆☆	立入検査を310件、排ガス測定を11件実施しました。事業所への指導を通じて、大気汚染の防止に取り組みました。	引き続き事業所への立入検査を実施し、規制基準の遵守指導に取り組みます。	○	◎			○		
4-2	自動車NOx・PM総量削減対策の推進	継続	空室酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）の削減のため、関係機関が各種自動車環境対策を連携・協力して推進し、対気環境全体で二酸化窒素（NO2）及び浮遊粒子状物質（SPM）に係る大気環境基準を達成・維持すること。	関係機関（関係市町村、道路管理者等）と連携し、交差点対策（右折レーン設置等の渋滞対策）等の交通対策のほか、エコドライブの推進や電動車の普及促進等の施策を総合的に推進しました。 併せて、道路交通センサや自動車輸送統計調査などとともに、自動車からのNOx・PMの排出量を推計するとともに、自動車環境対策の進捗状況を確認しました。 また、グリーン購入法や大阪府グリーン調達実施要綱に基づき、物品納入業者に対するグリーン配慮の指導を行いました。	3 9 11	7,039	・NO2、SPMに係る大気環境基準の全周達成・維持 NOx・PMの排出量の把握 【参考】 NO2、SPMに係る大気環境基準 全周達成（2020年度） ・対策地域からのNOx・PM排出量 NOx：8,600トン、PM：450トン（2020年度）	・NO2、SPMに係る大気環境基準の全周達成・維持 NOx・PMの排出量の把握 ・第4次自動車NOx・PM削減計画の策定に向けた検討を実施 【参考】 NO2、SPMに係る大気環境基準 全周達成（2021年度） 対策地域からのNOx・PM排出量 NOx：8,340トン、PM：440トン（2021年度）	☆☆	関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施し、NOx・PMの排出量はともに計画どおりに削減し、総量削減計画（第3次）の目標を達成しました。令和4年11月に国の基本方針が改定されたことと踏まえ、総量削減計画（第4次）の策定に向けた審議を開始しました。	引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施する。引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施する。引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施する。引き続き、関係機関の相互の連携・協力のもと、各種自動車環境対策を着実に実施する。	◎	○	○	○			
4-3	微小粒子状物質（PM2.5）の現状把握と喫煙による注意喚起の実施	継続	府民の安全・安心を確保するため、PM2.5の常時監視等の情報や注意喚起を的確に発信すること。成分分析結果等を用いた分析を行い、発生源等と割合の推察等についての見解を掲載すること。	自動測定機により府域のPM2.5濃度の状況を把握しホームページで公表しました。PM2.5濃度が高くすると予測される場合は、注意喚起の情報発信メール等により速やかに発信することとしていましたが、2022年度は該当する日がありませんでした。 また、（地検）大阪府立環境農林水産総合研究所と連携して、事業ごとにPM2.5の成分分析を実施するとともに、2021年度の成分分析結果等を用いて、発生源等と割合の推計を行いました。	3 9 11	14,848	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 （府管理 一般局：18局、自排局：5局、うち成分分析：2局）	・環境大気中の微小粒子状物質の状況把握 （府所管 一般局：18局、自排局：5局、うち成分分析：2局）	☆☆	府管理25局で年間を通じて自動測定機による連続測定を行うとともに、府内2地点で成分分析を行いました。2021年度の成分分析結果等を用いて、発生源等と割合を推計しました。 また、PM2.5の情報を分かりやすく発信するとともに、国の指針に基づき、注意喚起を行う体制を整備・運用しました。	引き続き、PM2.5の常時監視を着実にを行い、濃度が高くなると予測される場合には、注意喚起を的確に実施し、より幅広く府民に周知します。	○				◎		
4-4	光化学オキシダント・VOC対策の推進	継続	府民の健康を守るため、光化学スモッグの原料物質の一つとして揮発性有機化合物（VOC）の排出量を削減すること。	VOCの排出規制を着実に実施するとともに、化学物質管理制度に基づく事業者による適切な管理等を促進することにより削減しました。 また、光化学スモッグ発令時の発令時には、健康被害の未然防止のため府民への周知を行うとともに、削減対象の対象工場へNOxやVOCの前減要請を行いました。	3 11	167	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 9,100トン/年（2021年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への NOx 削減要請 2022年度 のべ12事業場 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請 2022年度 のべ39事業場	・VOCの排出抑制 【参考】 ・VOC排出量 9,100トン/年（2021年度） ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への NOx 削減要請 2022年度 のべ12事業場 ・光化学スモッグ発令時の緊急時対象工場への VOC 削減要請 2022年度 のべ39事業場	☆☆	工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を行うとともに、光化学スモッグ発令時には緊急時対象工場にNOxやVOCの前減要請を行うことにより、長期的には、排出量は概ね減少傾向で推移しています。	引き続き、工場・事業場に対してVOCの排出規制・指導を着実に実施します。 また、光化学スモッグ発令時には、被害未然防止のため府民への周知を行うとともに、緊急時対象工場にNOxやVOCの前減要請を行います。	◎					◎	
4-5	府有施設対応アスベスト対策事業	継続	府有施設において使用されているアスベストによる健康被害を防ぐこと。	アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている処分アスベストについて除去対策工事を実施するとともに、空気環境測定による定期点検を実施しました。	3 11 12	120,727	・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 264箇所	・アスベスト除去対策工事等の実施 8施設 ・空気環境測定の実施 267箇所	☆☆	府有施設において使用されている処分アスベストについて、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を概ね事前の想定通りに実施しました。	引き続き、アスベスト除去対策工事等及び空気環境測定により、石綿飛散防止対策を的確に実施します。	○	◎			○		
4-6	アスベスト飛散防止対策等の推進	継続	府民の健康を守るため、建築物の解体・改造・修繕に係るアスベスト飛散防止の徹底を図ること。	大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく立入検査、石綿濃度測定等を実施するとともに、石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用し、事前調査の内容確認や届出対象規模未満の解体現場等の立入検査を行いました。 また、法令の改正による規制強化について、事業者等への周知や立入検査の実施により規制遵守の徹底を図りました。 6月の「アスベスト飛散防止推進月間」には、解体現場の府内一斉パトロールを実施するほか、府民・事業者を対象とした「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」を行うとともに、12月には、関係団体・市町村と「大阪府「みんなで防止石綿飛散」推進会議」を開催し、徹底した石綿飛散防止対策を講じました。 また、災害時の石綿飛散防止に係る備蓄について府民等への周知を行いました。	3 11 12		・解体現場等の立入検査 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定 （分析は、（地検）大阪府立環境農林水産総合研究所により実施。） ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催	・解体現場等の立入検査等48件 ・規模の大きい作業の石綿濃度測定（分析は、（地検）大阪府立環境農林水産総合研究所で実施） 85検体 ・石綿飛散防止対策セミナー等の開催 2回 ・届出148件	☆☆	届出対象解体現場等のほか、条例届出対象規模未満の解体現場等への石綿事前調査結果報告システム及び建設リサイクル法の届出情報を活用して立入検査を48件実施しました。 また、建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言（S T O P アスベスト キックオフ宣言）に名を連ねる方々とともに、府民に適正な石綿飛散防止対策について周知しました。	引き続き、解体現場等への立入検査を実施するとともに、「S T O P アスベスト キックオフ宣言」に名を連ねる方々と適正な石綿飛散防止対策の周知に努めます。	○	◎			○		
4-7	騒音・振動の防止	継続	工場・事業場、建設作業及び道路等からの騒音・振動を防止し、生活環境の保全を図ること。	幹線道路沿道における自動車騒音、大阪国際空港及び関西国際空港の周辺地域における航空機騒音、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を把握し、関係機関に低騒音舗装や低騒音舗装等の取組を依頼し、必要に応じて改善指導を行いました。 また、工場及び建設作業等の騒音・振動の規制限度を有する市町村において規制・指導の徹底が図られるよう、必要な技術的支援を行いました。	9 11	11,830	・自動車騒音モニタリング調査の実施 10市町村（自動車騒音に係る環境基準の達成率：94.6%（2019年度）） ・航空機騒音調査の実施 8市町村（航空機騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2021年度）） ・騒音・振動の低減対策の実施 3市町村（騒音・振動の低減対策の実施 3市町村） ・市町村研修会の開催 2回	・自動車騒音モニタリング調査を10市町村で実施（自動車騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2021年度）） ・航空機騒音調査の実施 8市町村（航空機騒音に係る環境基準の達成率：93.7%（2021年度）） ・騒音・振動の低減対策の実施 3市町村（騒音・振動の低減対策の実施 3市町村） ・市町村研修会の開催 5回開催	☆☆	幹線道路沿道における生活環境保全目標の達成率は概ね改善傾向です。国が示す推計方法が改訂された影響で2019年度と比較すると達成率が低下していますが、昨年度と比較すると改善しています。 また、騒音・振動の低減対策の実施 3市町村（騒音・振動の低減対策の実施 3市町村） ・市町村研修会の開催 3回開催	引き続き、生活環境保全目標の達成率を把握するとともに、関係機関と連携して騒音対策の推進を図ります。	◎				◎		
4-8	沿道環境改善事業	継続	府が管理する道路において、騒音対策として低騒音舗装（排水性舗装）を実施し、沿道の環境改善を図ること。	環境基準の達成状況が悪い区間（騒音対策区間）において、路面の損傷状況に応じた補修を行うとともに、低騒音舗装（排水性舗装）を実施することにより、騒音の低減を図り沿道環境を改善しました。	11	78,944	・大阪中央環状線 等	・大阪中央環状線 等	☆☆	2022年度は約1,370㎡の排水性舗装を施工し、沿道環境の改善を行いました。	引き続き、取組を継続します。		○					
4-9	悪臭防止規制指導に関する市町村支援	継続	悪臭規制事務を担当する府内の市町村が適正な悪臭規制を行うこと。	市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せの対応や悪臭防止法施行状況調査の取りまとめを通じて、市町村が直面している点や府内の官情の現状を把握しました。 また、市町村職員を対象に研修会を開催し、臭気測定実習等の技術的支援を行うほか、各市町村での官情事例等の情報共有や意見交換等を行い、規制事務の処理方法や官情の対応方法等の啓発、臭気指数規制の導入を支援しました。	3 11		・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	・市町村からの悪臭規制、指導に関する問合せへの対応 ・悪臭防止法施行状況調査の取りまとめ ・市町村悪臭規制担当職員研修会の実施 1回	☆☆	市町村職員対象の研修会をWEB開催し、適正な悪臭規制を推進するための支援を行うことができました。	引き続き、規制規模を持つ市町村への技術的支援の取組を継続します。		◎				○	

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGゴール	令和4年度予算額(千円)	令和4年度の取組み				自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2024大阪府行政評価計画「施策の持続可能性」への関係					
							取組指標	実績	評価	①中長期的かつ世界的な視野			②環境・社会・経済の統合的向上					
													外部性の内部化	環境効果性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化		
4-10	水質汚染防止の事業所規制	継続	水質汚染防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業所に対して水質汚濁物質等の排出規制及び有害物質の地下浸透防止、水質環境基準の達成及び有害物質による地下水汚染の防止を図ること。	法・条例に基づく施設の設置・変更の事前届出を義務付け、生物化学的酸素要求量（BOD）や有害物質等の排水基準、設備構造基準に適合しているかを審査し、必要に応じ指導を行いました。規制の实效性を確保するため、届出施設等について立入・採水検査を実施し、排水基準・施設等の構造基準の遵守指導を行いました。	3 6 9 14	4,930	・排水基準が適用される事業所に、立入・採水検査を実施 ・施設等の構造基準が適用される事業所に、立入検査を実施	・排水基準や構造基準が適用される事業場などに対して、立入検査で対応を実施（総検査：50件、再検査：10件） ・総検査で確認済だが義務付けられた事業場（16事業場）のうち6事業場で、総採水検査を実施。	☆☆	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年と比較して検査及び立入件数が減少したものの、働き手事業場を中心に立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導を行いました。	引き続き、事業場への立入・採水検査を実施し、排水基準の遵守指導に取り組めます。	○	◎			○	○	
4-11	生活排水対策の推進	継続	河川等の良好な水環境を確保するための、生活排水の汚濁負荷の削減を図ること。	河川等の汚濁の原因の約7割を占める生活排水の汚濁負荷を削減するため、「市町村生活排水処理計画」の見直し等への技術的支援を行い、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の早期の追加的な整備を進めました。また、「大阪府生活排水対策推進月間」（2月）を中心に啓発活動を通じて、家庭でできる生活排水対策の実践の促進を図りました。	3 6 11 14		・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施	・「市町村生活排水処理計画」見直し予定市町村等を対象として、ヒアリング等技術的支援を実施 4回 ・生活排水対策に関する街頭啓発やパネル展示等を実施 9か所 ・生活排水処理処理率94.7%（2021年度末）	☆☆☆	生活排水適正処理率が向上しました。街頭啓発やパネル等により啓発活動を実施することができました。	生活排水の100%適正処理をめざし、市町村による一層の生活排水処理施設の整備促進に向けた技術的支援を引き続き行います。	○	○			○	○	
4-12	浄化槽整備事業の推進	継続	生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善のための、合併処理浄化槽の整備を推進すること。	個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を整備し、住民から費用を取り戻して管理運営するための、合併処理浄化槽の整備（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府補助助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図りました。	6	4,423	・浄化槽設置整備事業（個人設置型） 11市町村 ・浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型） 5市	・浄化槽設置整備事業（個人設置型） 11市町村 ・公共浄化槽整備推進事業（市町村設置型） 5市	☆☆☆	浄化槽が設置されたことにより、河川等の水質の改善に寄与したと考えられます。	引き続き、府補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図ります。	○	◎				○	
4-13	総量削減計画の進捗管理	継続	市内から発生し大阪湾に流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素（T-N）、りん（T-P）の量を削減し、関係水域である大阪湾の水環境の改善を図ること。	COD、T-N、T-Pに係る第8総量削減計画の進捗管理を行うため、関係機関等から入手した各種データの整理を行うことにより、発生負荷量を把握しました。あわせて、総量削減率を改善するに際し必要となる関係する事業場の処理水実態等についての調査や監視情報の収集・整理を行い、図が定める第9総量削減基本方針に基づき、第9次計画を策定しました。	6 14	55	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷削減の進捗管理を行いました。 ・2022年10月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（「第9次総量削減計画」）及び「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」の一時的な計画を策定しました。 【参考】 ・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 44千トン、T-N 44千トン、T-P 2.7千トン	・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量を把握し、発生負荷削減の進捗管理を行いました。 ・2022年10月に、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン（「第9次総量削減計画」）及び「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」の一時的な計画を策定しました。 【参考】 ・2021年度のCOD、T-N、T-Pの発生負荷量 COD 44千トン、T-N 44千トン、T-P 2.7千トン	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」及び「化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づく施策をより一時的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。大阪湾に流入する負荷量が概ね減少傾向にあることを把握できました。	引き続き、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」における負荷量の削減に向けた取組みを進めるとともに、負荷量の把握を行います。	○	◎			◎	◎	
4-14	豊かな大阪湾の創出に向けた取組の推進	継続	大阪湾流域の自治体等との関係機関と連携し、大阪湾の水質を向上させることにより豊かな大阪湾の創出を促すこと。	「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」に基づき、豊かな大阪湾の創出に向けた取組を推進するとともに、国の基本計画の変更等を踏まえ、計画を策定しました。また、大阪湾沿岸自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において、大阪湾の環境保全を推進しました。さらに、大阪湾両岸推進会議（事務局：近畿地方整備局）が策定した「大阪湾再生行動計画」に基づき、水質・環境などを改善し、関係機関と連携しながら大阪湾の水質改善を推進しました。	6 12 17	1,215	・漁業部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・株式会社「アスタイル」との連携による大阪湾のカラットを走るウォーキングイベントの開催 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの参加 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の実地把握 【参考】 ・2021年度のイベントへの出席回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の実地把握	・漁業部に設置している環境改善モデル設備のモニタリング ・株式会社「アスタイル」との連携による大阪湾のカラットを走るウォーキングイベントの開催 ・大阪湾フォーラムの開催、フィッシングショー等のイベントへの参加 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の実地把握 【参考】 ・2021年度のイベントへの出席回数 2回 ・大学や企業等と連携したモニタリングによる大阪湾の水質の実地把握	☆☆☆	「豊かな大阪湾」の実現をめざし、「瀬戸内海の水質の保全に関する大阪府計画」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づく施策をより一時的に推進するため、一つの計画として取りまとめた「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プランを令和4年10月に策定しました。大阪湾の水質の状況について把握できました。イベントの開催・実施により大阪湾の環境保全について啓発できました。	引き続き、大阪湾の水質状況の把握に努め、「豊かな大阪湾」保全・再生・創出プラン」の推進、環境保全の啓発に取り組みます。	○						
4-15	おおさか海みぎプロジェクトの推進	継続	「豊かな大阪湾」の実現のため、プラスチックごみ等の流入の削減に併せて、大阪湾に流入するプラスチックごみの量を2022年度に2021年度比で半減させる目標を達成すること。	ごみの発生原因を踏まえた効果的な発生源対策や、まちや川、海岸における美化活動の活性化等を推進しました。	3 6 11 14 17	17,205	・大阪府域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立及びプログラムの基本となる2021年度の流量（年間）0.032万メートル、8.1トン（換算値）の算定 ・河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美しみながら参加したくなる美化活動の展開（「ごみ拾いあなご運動」の活用等） ・美しみながら参加したる美化活動の展開（「ごみ拾いあなご運動」の活用等） ・大阪湾の海ごみの回収の推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）	・大阪府域から大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計方法の確立及びプログラムの基本となる2021年度の流量（年間）0.032万メートル、8.1トン（換算値）の算定 ・大阪府域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進 ・美しみながら参加したる美化活動の展開（「ごみ拾いあなご運動」の活用等） ・美しみながら参加したる美化活動の展開（「ごみ拾いあなご運動」の活用等） ・大阪湾の海ごみの回収の推進（「海岸漂着物等対策事業」参照）	☆☆☆	大阪湾に流入するプラスチックごみ量の推計手法を確立できました。また、河川流域の自治体等で構成する協議会を活用した発生源対策の推進や啓発や、「ごみ拾いあなご運動」等を活用した美化活動を実施しました。	引き続き、効果的な発生源対策や、美化活動の活性化を推進していきます。	○	◎					
4-16	海岸漂着物対策事業	継続	大阪湾の海ごみを回収するとともに、その発生抑制のための実施調査や啓発を行うことにより、海洋プラスチックごみを削減すること。	漁業者と連携して海ごみ及び漂流ごみを回収・処分するとともに、大阪湾に漂流するごみの発生抑制の調査（個体・組織）及び啓発を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	12 17 19	26,351	・海岸管理者が回収した漂流ごみ等の組成調査 9市町村 ・市町村等の海岸漂着物対策への補助 5団体	・海岸管理者が回収した漂流ごみ等の組成調査 9市町村 ・市町村等の海岸漂着物対策への補助 5団体	☆☆☆	海岸管理者が回収した漂流ごみ等の組成調査を実施しました。また、市町村が行う海岸漂着物等の回収や発生抑制の啓発に要する費用を補助しました。	2023年度は河川マイクロプラスチック実態把握及びごみ組成調査を実施し、効果的な発生抑制対策の推進に努めています。	○					◎	
4-17	大阪湾漁場環境整備事業	継続	水産生物の産卵や幼稚稚魚の育成、ブルーカーボンの蓄積と併せて豊かな水環境の創造・保全、海域環境の改善を図ること。	「大阪湾漁場ブルーカーボン生態系ビジョン」漁場の創造・保全による豊かな魚産（なにか）の漁へ（2022年度）に基づき、泉佐野市以南の大阪府南部海域において、海底に海の生える養殖基質（ブロック）を設置し、ハード・ソフトが一体となった取組みにより漁場の創造・保全、魚介類の生産環境の向上を図りました。	6 13 14 17	16,172	・岬町沖の3地区において、養殖基質（ブロック）の設置にかかわる実施設計、深浸水を実施	・岬町沖の3地区について、ブロックの設置にかかわる基本設計（実施設計、深浸水）を実施	☆☆☆	海の生える養殖基質（ブロック）の設置に向けた実施設計、深浸水を実施しました。	引き続き、大阪湾の南部において漁場の創造・保全を進めています。	○						

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み				自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係					
							取組指標	進捗状況					評価	①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的向上			
								実績							外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
4-18	流域下水道事業の推進	継続	流域下水道の整備を進めることにより、公共用水域の水質改善を促進し、800の環境保全目標の達成率の向上及び閉鎖性水域の富栄養化の軽減を図ること。	大阪府の下水道普及率は96%を超えており、水みらいセンター（下水処理場）や流域下水道幹線などの施設は開設していることから、管渠、ポンプ場、水みらいセンターの計画的な整備など下水道の機能維持に取り組み、引き続き大阪湾や河川等の公共用水域の水質改善を図りました。 また、水みらいセンターとポンプ場においては、合流式下水道の改善を推進しました。	3 6 12 14	34,504,373	・下水道普及率の向上 【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内費 合流式下水道の改善 37箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 37箇所 （うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場25箇所）	・下水道普及率の向上 【参考】2021年度末現在 下水道普及率 96.9% ・施設整備内費 合流式下水道の改善 37箇所 下水処理機能の計画的な維持保全 37箇所 （うち、水みらいセンター12箇所、ポンプ場25箇所）	☆☆☆	2021年度末における下水道普及率は、前年度から0.1%増加し、96.9%となりました。また、施設整備については、当初計画どおり実施しました。	引き続き、下水道普及率の向上及び下水道の機能維持に取り組みます。	◎				○		
4-19	環境リスクの高い化学物質の排出削減	継続	化学物質に係る環境リスクを低減すること。	環境リスクの高い化学物質の排出削減を図るため、P R T R法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対する指導・助言を行いました。また、排出量削減の効果を検証するため、有害大気汚染物質モニタリング等の測定データを活用し、環境中への排出量と環境濃度の経年的傾向及びその関連性等について比較検討を進めました。	3 6 9 11 12	194	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減する。	・環境リスクの高い化学物質の排出を削減 ・排出量等の届出件数 化審法1,418件、条例1,194件 ・環境リスクの高い化学物質の排出量1.03万トン（化審法対象物質0.38万トンを含む）（2021年度実績）	☆☆☆	事業者に対し化学物質の排出削減に向けた指導・助言を行うこと等により、環境リスクの高い化学物質の2021年度の排出量は、2019年度より削減できました。	引き続き、化学物質の排出量等の届出の受理、データの集計・公表を行うとともに、事業者に対し指導・助言を行うことにより、環境リスクの高い化学物質の排出削減を図ります。	◎	○	◎				
4-20	大規模災害時における化学物質による環境リスク低減対策の推進	継続	大規模災害に備えた事業者による化学物質の自主的管理の強化を図ること。	事業者に対し、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時の化学物質による環境リスクを把握し、その低減方策を検討・実施した管理計画書の届出を求めました。届出された計画書に沿って対策が行われていくよう進捗状況について調査するとともに、立入検査等により指導を行いました。また、災害時の消防活動をより安全なものにするため、事業者からの届出情報に基づき、市町村消防部局に対し、化学物質の取組情報を定期的に提供しました。	3 6 11 12		・届出された化学物質管理計画書の進捗状況の把握、立入検査等による対策推進の指導	・大規模災害に備えたリスク低減対策に関する化学物質管理計画書の届出件数540件（2022年度までの累計） ・立入検査実施件数 45件	☆☆☆	届出対象事業所に対する計画書の進捗状況の調査や立入検査、消防部局への情報提供を行いました。また、届出対象規模未満の事業所に対して、業界団体を通じて、周知を行いました。	引き続き、事業者への対策推進の指導等を行うとともに、市町村消防部局に対する化学物質取組情報の提供等を行います。		○		◎			
4-21	大阪エ工農業の推進	継続	農業の現場への負担軽減を進め、環境保全、生産性の向上と農業経営面（採算性）に留意した大阪エ工農業を推進すること。	化学合成農薬と化学肥料の使用を従来の半分以下で生産した農産物を「大阪エ工農産物」として認証する制度を推進し、以下のような地球環境に配慮や生物多様性保全に効果の高い農産生産を支援しました。 また、(地産)大阪府立環境農林水産総合研究所と連携し病害虫防除に関する調査研究等を行いました。 ・農薬貯蔵施設の適切な使用：カバークロップの作付け（水稲を栽培する前の水田にレンガを敷出し土を敷くため）等 ・農薬使用量の低減：調査力プラグニャー機や飛ばないテントウムシなどの天敵活用等	2 3 12 17	17,060	・大阪エ工農業推進委員会の運営 ・エ工農業に役立つ生産技術の開発	・大阪エ工農産物推進委員会の運営（84.9、85.3開催） ・エ工農業に役立つ生産技術の開発（カバークロップ、天敵活用）	☆☆☆	大阪エ工農産物認証制度を推進しました。その結果、農業化学肥料（不使用）及び農薬化学肥料（ゼロ不使用）の認証面積は、2.6ha増加しました。また、全体の認証面積は2021年度から5ha減少しました。	引き続き環境負荷を軽減した技術の普及に努めます。			○				
4-22	化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進	継続	化学物質による環境リスクに関する科学的な知見・情報や市民・事業者、行政が共有し、相互理解を深めるための対話等による「リスクコミュニケーション」の取組みを推進すること。	化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、府民・事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催し、府民・事業者・行政の対話の推進を図りました。	3 4 6 11 12	-	・化学物質対策に関するセミナーの開催	・化学物質対策に関するセミナーの開催 1回（参加申込526人）	☆☆☆	セミナーを開催し、届出対象物質の改正や大規模災害に備えたリスク低減対策、リスクコミュニケーションの重要性等について最新情報を提供することができました。	引き続き、セミナーの開催等により、府民・事業者・行政のリスクコミュニケーションの推進に努めます。		○		◎			
4-23	土壌・地下水汚染対策の推進	継続	土壌汚染の早期発見、汚染土壌の適切な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止、事業場における土壌汚染の未然防止及び地下水汚染対策を推進すること。	土壌汚染による府民の健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置について指導を行いました。また、有害物質を使用している事業場における土壌汚染の未然防止のための漏えい防止対策や、事業者による地下水汚染対策の適切な推進されるよう指導を行いました。	3 6	14	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導	・土壌汚染状況調査、汚染の除去等の措置、地下水汚染対策等の指導 ・汚染物質発見件数 66件 ・土壌汚染状況調査結果報告件数（法・条例・自主） 21件	☆☆☆	報告された調査・対策について指導し、事業を適切に推進しました。	引き続き、法・条例に基づく土地所有者等への指導を適切に推進します。	◎			○	○		
4-24	地盤沈下対策に係る規制指導	継続	地盤沈下を未然に防止するため、工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき地下水採取の規制等を行うこと。	工業用水法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく許可の審査のほか、地下水採取の実地を把握するため、地下水の採取量について報告の徴収を行い、必要に応じ事業者に対し指導を実施しました。また、府内の地盤沈下の状況を把握するため、計14箇所の地盤沈下・地下水位観測所において地盤沈下量と地下水位の観測を行いました。	11	3,511	・工業用水法に基づく許可、地下水採取量報告徴収 地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	・工業用水法に基づく許可 80件 地下水採取量報告徴収案件数 1,323件 地盤沈下量、地下水位の観測 14箇所	☆☆☆	許可に係る審査や報告徴収及び地盤沈下量の観測等により、地盤沈下の未然防止を図ることができました。	今後も許可に係る審査、報告徴収及び地盤沈下量の観測等を継続して行います。	◎			○			
4-25	大気汚染常時監視	継続	府域の大気汚染状況の常時監視、分析を行い、環境基準の適合など環境の現状を把握するとともに、健康被害等の未然防止を図ること。	大気汚染状況を定期的に監視し、環境基準の適合を評価、公表しました。 光化学スモッグ注意報等の発令（予報：1回、注意報：1回）、周知を行いました。また、微小粒子状物質（PM2.5）濃度が低下すると予測される場合は、注意喚起の情報を防災情報メール等で発信することとしています。なお、2022年度は該当する日がありませんでした。 PM2.5について成分分析を行い、環境の現状を把握しました。 有害大気汚染物質について、汚染状況の把握のための調査・分析を実施しました。健康被害が懸念されるアスベストについて、大気中濃度を経年的に監視しました。	3 11	127,215	・大気汚染常時監視27局（開設局2局を含む） ・微小粒子状物質（PM2.5）監視25局（開設局2局を含む）、成分分析2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング6地点 ・石綿環境モニタリング4地点	・大気汚染常時監視 27局（開設局2局を含む） ・微小粒子状物質成分分析 2地点 ・有害大気汚染物質モニタリング 6地点 ・アスベスト環境モニタリング 4地点	☆☆☆	大気汚染常時監視局において、大気汚染物質濃度や微小粒子状物質濃度を常時監視しました。その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。	引き続き、大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。また、有害大気汚染物質や石綿濃度を測定しました。			◎				
4-26	公共用水域常時監視	継続	公共用水域及び地下水の水質を常時監視し、環境基準の適合と環境の現状を把握すること。 また、環境者からの受託により大阪湾の水質等の調査を実施すること。	河川及び海域における水質等、地下水の水質の常時監視（概観調査、継続監視調査、汚染井戸周辺区域調査）を行い、環境基準の適合を評価、公表しました。環境者からの受託により、管内内における水質調査、富栄養化の実態を広域的かつ統一的に把握するための調査のうち、大阪湾の調査を行いました。	3 6 11 14	57,619	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水（概観調査20地点、継続監視調査 40地点） ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロベントス（底生生物）2地点）	・河川（水質57地点、底質11地点） ・海域（水質15地点、底質5地点） ・地下水（概観調査20地点、継続監視調査 40地点） 汚染井戸周辺区域調査（継続監視調査を含む）13地点） ・環境省受託調査 大阪湾海域（水質7地点、底質2地点、マクロベントス（底生生物）2地点）	☆☆☆	水質測定計画に基づき、府域の公共用水域（水質・底質）及び地下水水質を常時監視しました。	引き続き、水質汚染防止法に基づき、公共用水域及び地下水の水質を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎		○		
4-27	ダイオキシン類常時監視	継続	ダイオキシン類について、府内の環境状況を継続的に把握すること。	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、河川・海域（水質・底質）、地下水質、土壌のダイオキシン類の常時監視を行い、環境基準の適合を評価、公表しました。	3 6 11 14	11,311	・大気7地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点 地下水水質6地点、土壌6地点 ・大気11地点、河川水質・底質21地点、海域水質・底質5地点、地下水水質6地点、土壌6地点 地下水水質10地点、土壌10地点	・大気7地点 河川水質・底質21地点 ・海域水質・底質5地点 地下水水質6地点 土壌6地点	☆☆☆	国の地方行政機関の長並びに指定都市及び中核市の長と協議の上、府域の大気、水質・底質及び土壌のダイオキシン類濃度を常時監視しました。	引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質（水底の底質を含む）、土壌に係るダイオキシン類の汚染状況を適正に常時監視し、その結果は、ホームページを通じて府民に情報提供します。	○		◎		○		
4-28	公害審査会	継続	公害紛争処理法に基づき、知事（府長）としての公権に依る紛争について調停、あっせん、仲裁を行い、府内の紛争解決に取り組むこと。	公害審査会は、府民、事業者等から公害紛争処理法に基づく調停申請に対応して、当事者間での協議として公権に依る紛争の解決を図るため、「調停委員会」を設置して迅速かつ適正に手続きを進めました。 また、公害審査会全体会議を開催し、審査会委員が府内の公害調停の進捗状況について意見交換を行いました。	3 6 11	1,215	・公害紛争処理法に基づく申請に対応して、中立公正な立場から紛争の解決を図る。	・公害紛争処理法に基づく申請に対応。 前年度からの繰越し 3件 新規受付 6件 終結 4件	☆☆☆	公害紛争処理法に基づく調停申請に対して、紛争の解決を図るため、迅速かつ適正に手続きを進め、11件のうち8件が終結しました。	調停制度の理解を深め、活用されることにより、公害被害を減少させ府民の生活環境の改善をめざします。	◎						

No.	施策事業名称	事業継続性	目的	内容	関連するSDGsゴール	令和4年度決算額(千円)	令和4年度の取組み			自己点検・評価・課題	改善策・今後の方向性	2030大阪府環境総合計画「施策の基本的な方向性」との関係				
							進捗状況					①中長期的かつ世界的な視野	②環境・社会・経済の統合的な向上			
							取組指標	実績	評価				外部性の内部化	環境効率性の向上	環境リスク・移行リスクへの対応	自然資本の強化
5-18	関西広域連合におけるプラスチック対策の推進（プラスチック対策検討会）	継続	プラスチック対策（プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等）について関西広域での取組みを進め、地域創生につなげること。	「プラスチック代替品普及可能性調査」では、モデル事業を実施し、社会受容性向上に向けた課題等を整理。「プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査」では、プラスチックごみ散乱状況推計モデルの検証・補正を行いました。また、それぞれの結果をもとに情報集・利活用マニュアルを作成し、ホームページに掲載するなど、域内府県・市町村や事業者等に周知しました。プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信しました。	4 8 9 11 12 12 14 17	9,795	以下の取組みを進める。 ・プラスチック代替品普及可能性調査 ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査 ・プラスチック対策プラットフォームの開催（3回）	・プラスチック代替品普及可能性調査 ・プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査 ・プラスチック対策推進プラットフォーム（3回）	☆☆☆	「プラスチック代替品普及可能性調査」では、イベント参加者やホテル利用者等に実際にプラ代替品を使用してもらい、アンケート等で意見聴取するモデル事業を実施し、社会受容性向上に向けた課題等を整理し、「プラスチックごみ散乱状況把握手法等調査」では、プラスチックごみ散乱状況推計モデルの検証・補正を行いました。また、それぞれの結果をもとにプラスチック代替素材製品の開発・製造・販売に関する情報、その普及に向けた課題や対応策、取組事例等を盛り込んだ、地方公共団体・事業者向けの情報集、プラスチックごみ散乱状況推計結果をツール集の操作方法や推計結果の活用事例などを盛り込んだ利活用マニュアルと、散乱状況を見える化した地図を作成し、ホームページに掲載するなど、域内府県・市町村や事業者等に周知しました。プラットフォームでは、関係各主体とプラスチックごみ抑制に向けた有益な情報を共有・発信・意見交換し、広域連携関係と共催で関西プラスチックごみゼロ・食品ロス削減シンポジウムを開催しました。関西計画通り、各取組みが進められました。	作成した情報集や利活用マニュアルを、関西広域連合等でもオープンデータとして公開・情報発信するとともに、セミナーや研修会などを通じて構成府県市や事業者等に提供し、今後の施策に活用いただけるよう取組みます。	◎	○	◎	○	○